

農業・農村の動向等に関する 年次報告

令和7年9月

福島県

目 次

I 農業及び農村の動向

1 令和6年度の農業及び農村の動向

(1) 本県の概要	3
(2) 県全体の動向	4
(3) 農作物等の自然災害	15
(4) トピックス	17

II 農業及び農村の振興に関して講じた施策

令和6年度の施策の概要	24
-------------	----

1 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化

1.1 生産基盤の復旧と被災した農林漁業者への支援

(1) 生産基盤の復旧	26
(2) 農業者への支援	28

1.2 避難地域等における農林水産業の復興の加速化

(1) 新たな経営・生産方式の導入	34
(2) 新たな担い手の確保	35
(3) 農業水利施設の新たな維持管理体制の構築	36

1.3 風評の払拭

(1) 総合的な風評対策の取組	37
-----------------	----

2 多様な担い手の確保・育成

2.1 農業担い手の確保・育成

(1) 地域農業の核となる担い手の育成	43
(2) 次代を担う新規就農者の確保・育成	45
(3) 多様な働き方への対応	49

2.2 経営の安定・強化

(1) 経営安定に向けた支援	49
(2) 雇用人材の安定確保	51
(3) 農福連携等の促進	52

3 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進

3.1 農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備

(1) 担い手への農地集積の推進	53
(2) 農業生産基盤の整備	53
(3) 農業水利施設等の保全管理と長寿命化の推進	54

3.2 戦略的な品種・技術の開発

(1) 多様なニーズに対応した品種・技術の開発と普及	56
----------------------------	----

4 需要を創出する流通・販売戦略の実践

4.1 県産農林水産物の安全と信頼の確保

(1) 県産農林水産物の安全性の確保	58
--------------------	----

(2) 県産農林水産物に対する消費者等の信頼の確保	59
4.2 戦略的なブランディング	
(1) ブランド化の推進	60
(2) 県産農林水産物の魅力発信	64
4.3 消費拡大と販路開拓	
(1) 国内における販売強化	66
(2) 地産地消の推進	69
(3) 海外マーケットへの展開	74
5 戦略的な生産活動の展開	
5.1 県産農林水産物の生産振興	
(1) 土地利用型作物	77
(2) 園芸作物	78
(3) 畜産物	79
5.2 産地の生産力強化	
(1) 農業生産性の向上と低コスト化の推進	80
5.3 産地の競争力強化	
(1) 認証を活用したPR	82
(2) 「ふくしま」ならではの高付加価値化の取組推進	83
(3) 環境と共生する農業の推進	85
6 活力と魅力ある農山漁村の創生	
6.1 農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進	
(1) 農林水産業・農山漁村に関する情報発信	87
(2) 農林水産業・農山漁村に接する場の提供	88
6.2 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮	
(1) 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮	89
6.3 快適で安全な農山漁村づくり	
(1) 農山漁村の定住環境の整備	90
(2) 鳥獣被害対策の推進	90
(3) 災害に強い農山漁村づくり	91
6.4 地域資源を活用した取組の促進	
(1) 地域産業6次化の促進	92
(2) 特色ある地域資源の活用促進	97
(3) 都市との交流の促進	99
(4) 再生可能エネルギーの導入促進	100
7 各地方における取組	
(1) 県北地方	101
(2) 県中地方	105
(3) 県南地方	111
(4) 会津地方	114

(5) 南会津地方	121
(6) 相双地方	124
(7) いわき地方	129

【参考資料】

1 福島県農林水産業振興計画の指標（県全体）	137
2 福島県農林水産業振興計画の指標（地方別）	141
用語解説	143
福島県農業・農村振興条例	146

I 農業及び農村の動向

1 令和6年度の農業及び農村の動向

(1) 本県の概要

令和6年2月1日現在の本県の農業経営体は3万5,300経営体で、令和5年と比べて2,400経営体(6.4%)減少しました。農業経営体のうち個人経営体(3万4,300経営体)に占める主業、準主業、副業的農家の割合は、それぞれ15.2%、14.6%、70.3%となっています。また、新規就農者数については、令和6年5月1日現在で322人となり、3年連続で300人を超えました。

令和5年4月3日に開所した、県と関係団体との連携の下、就農相談から経営支援までワンストップ・ワンフロアで対応する全国初の総合相談窓口「福島県農業経営・就農支援センター」では、県内外からの就農相談や経営発展に向けた相談などが寄せられ、令和6年度の相談件数は1,352件となりました。

令和6年度における自然災害による農作物等の被害状況については、会津地方を中心に大きな被害をもたらした令和7年2月4日以降の大雪を始めとし、凍霜害、強風、大雨、ひょう害による災害が計9件発生し、農作物等の被害額は3億6,926万円となりました。また、農地・農業用施設等の被害状況については、令和6年8月16日から17日に発生した台風第7号による被害を始め、被害額は1億4,035万円となりました。

令和6年における主要品目の生産状況の概要(前年からの増減)は次のとおりです。

水稻は、作付面積が6万2,700haで4,300ha増加、収穫量は35万6,800tで2万9,200t増加、作柄は作況指数102の「やや良」でした。

小麦・大豆・そば等の穀物類は、小麦は作付面積が551ha(+83ha)、収穫量は1,580t(+350t)、大豆は作付面積が1,490ha(△30ha)、収穫量は1,520t(+50t)、そばは作付面積が3,980ha(+220ha)、収穫量は2,150t(+800t)となりました。

野菜は、主力品目であるきゅうりは作付面積が647ha(△13ha)、収穫量が3万8,000t(△1,200t)、トマトは作付面積が318ha(△18ha)、収穫量が2万1,400t(+400t)となりました。

果樹は、本県の主力品目であるももは栽培面積が1,750ha(△10ha)、収穫量が2万9,100t(+600t)、日本なしは栽培面積が790ha(△24ha)、収穫量が1万4,800t(+1,000t)、ぶどうは栽培面積が301ha(+1ha)、収穫量は2,730t(+80t)、りんごは栽培面積が1,170ha(△30ha)、収穫量は1万9,400t(+900t)となりました。

花きは、鉢もの類は収穫面積が24ha(△1.3ha)、出荷量は2,330千鉢(△320千鉢)、きくは作付面積が86ha(△3.24ha)、出荷量が2万2,200千本(△700千本)、宿根かすみそうは作付面積が56ha(+2.6ha)、出荷量が9,670千本(+1,040千本)、りんどうは作付面積が22ha(△2.7ha)、出荷量が2,980千本(△20千本)、トルコギキョウは作付面積が17ha(△2.1ha)、出荷量が2,820千本(△420千本)となりました。

畜産においては飼養頭数(令和7年2月1日現在)が、乳用牛は1万400頭(△100頭)、肉用牛が4万7,900頭(△2,600頭)となりました。

(2) 県全体の動向

ア 農業構造

(ア) 農家数

令和6年の農業経営体数は3万5,300戸となり、減少が続いています。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者数は、令和5年3月末と比べて95経営体(1.4%)減少し、令和6年3月末現在で6,887経営体となりました

農業経営体数 (単位: 戸、経営体、%)

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R6/R5
農業経営体数	42,598	42,000	39,600	37,700	35,300	93.6
個人経営体数	41,671	41,000	38,700	36,700	34,300	93.5

(農林水産省「農林業センサス」、農業構造動態調査)

主業・副業別経営体数(個人経営体) (単位: 経営体、%)

項目	R2	R3	R4	R5	R6
主業農業数	7,331 (17.6)	6,800 (16.6)	6,400 (16.5)	5,300 (14.5)	5,200 (15.2)
65歳未満の農業専従者がいる農家数	5,809 (13.9)	—	—	—	—
準主業農家数	7,376 (17.7)	7,100 (17.3)	5,900 (15.3)	5,700 (15.5)	5,000 (14.6)
副業的農家数	26,964 (64.7)	27,100 (66.1)	26,400 (68.2)	25,700 (70.0)	24,100 (70.3)
計	41,671 (100)	41,000 (100)	38,700 (100)	36,700 (100)	34,300 (100)

(農林水産省「農林業センサス」、農業構造動態調査)

※()内の数値は構成比を示す

※主副業別経営体数の計のうち、令和2年からは個人経営体数での集計。

※令和2年値については、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示区域(平成31年2月1日時点の避難指示区域)内の大熊町、双葉町の全域の結果は含まれない。

認定農業者 (単位: 経営体、%)

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R5/R4
認定農業者数	7,730	7,771	7,721	7,738	7,377	7,146	7,035	6,982	6,887	98.64%

※各年度の3月末現在の数値である。

(県農業担い手課調べ)

(イ) 農業従事者数（個人経営体）

令和6年2月1日現在の農業従事者数（個人経営体）は8万700人となっています。65歳以上の農業従事者が全体の55.8%を占め、平均年齢は63.7歳となっています。

本県の年齢別農業従事者数(15歳以上・個人経営体)

(単位:人、歳)

		計	39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	平均年齢
実数	令和4年	93,400	9,600	8,700	13,000	11,800	50,300	62.9
	令和5年	87,300	7,900	8,800	12,000	10,800	47,800	63.3
	令和6年	80,700	7,600	8,200	10,600	9,300	45,000	63.7
構成比	令和4年	100	10.3	9.3	13.9	12.6	53.9	
	令和5年	100	9.0	10.1	13.7	12.4	54.8	
	令和6年	100	9.4	10.2	13.1	11.5	55.8	

※農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者

(農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」)

本県の年齢別農業就業人口(15歳以上・販売農家)

(単位:人、%)

		計	39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	平均年齢
実数	平成12年	147,501	14,329	12,704	19,038	20,408	81,022	61.7
	平成17年	135,010	11,285	8,044	19,215	14,679	81,787	63.8
	平成22年	109,048	5,534	4,520	15,677	13,613	69,704	66.8
	平成27年	77,703	4,482	2,667	8,055	11,823	50,676	67.1
構成比	平成12年	100.0	9.7	8.6	12.9	13.8	54.9	
	平成17年	100.0	8.4	6.0	14.2	10.9	60.6	
	平成22年	100.0	5.1	4.1	14.4	12.5	63.9	
	平成27年	100.0	5.8	3.4	10.4	15.2	65.2	

※農業就業人口：15歳以上の世帯員のうち、自営農業のみに従事した者及び農業とその他の仕事に従事した者のうち、農業が主の者

※小数点以下の端数処理のため、合計値が合わないことがある。

※令和2年の農林業センサスより、農業従事者数（個人経営体）ごとの公表に変更となったため、平成27年までの農業就業人口（販売農家）は参考として掲載。

(農林水産省「農林業センサス」)

(ウ) 新規就農者

令和6年度調査における新規就農者数（前年5月2日から当年5月1日までに就農した者）は322人となり、令和4年度調査から3年連続で300人を超えています。就農形態別では、雇用就農が前年度から減少し、自営就農とほぼ同数となりました。また、自営就農については、Uターンや新規参入の割合が大きくなっています。

新規就農者数の推移

(単位：人、%)

就農形態 就農区分		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	R6/R5
新規就農者数の推移		182	142	224	166	212	238	211	219	212	204	233	334	367	322	87.7%
自営による就農	新規学卒	17	9	12	9	10	10	10	9	13	1	5	7	13	9	69.2%
	Uターン	83	40	47	52	61	85	66	54	49	46	44	75	80	74	92.5%
	新規参入	27	35	28	26	22	28	46	41	42	68	57	83	65	69	106.2%
	小計	127	84	87	87	93	123	122	104	104	115	106	165	158	152	96.2%
農業法人等の雇用による就農		55	58	137	79	119	115	89	115	108	89	127	169	209	170	81.3%

※就農区分

新規学卒：本県の農家の出身者で、卒業と同時に就農した者及び卒業後引き続き行っていた農業研修終了後すぐに就農した者

Uターン：本県の農家の出身者で、就業していた他産業を離職して就農した者

新規参入：本県の農家以外の出身者で、就農した者

※調査基準日は5月1日、調査対象期間は前年5月2日から該当年5月1日までの1年間である。

(県農業担い手課調べ)

(エ) 農作業の受託

令和2年（農林業センサ調査年）における農作業を受託した経営体数は4,980で、そのうち水稲作作業を受託した経営体数が4,782と、全体の96.0%を占めています。

※令和2年値については、東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域（平成31年2月1日時点の避難指示区域）内の大熊町、双葉町の全域の結果は含まれない。

※農作業を委託した経営体数については、令和2年より公表されていない。

(オ) 農用地の利用集積

令和7年3月末における農用地利用集積面積は5万9,552haで、そのうち認定農業者への集積面積は4万8,322haとなり、認定農業者1経営体当たりの面積は7.4haとなっています。

前年度と比べて、農用地利用集積面積全体が3,485ha（6.2%）、認定農業者への集積面積が439ha（0.9%）、また、認定農業者1経営体当たりの面積が0.4ha（5.7%）それぞれ増加しました。

農用地利用集積面積の推移

(単位：ha、%)

項目	平成23年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	令和元年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末	令和6年 3月末	令和7年 3月末	R7/R6
農用地利用集積面積	45,485	43,462	46,538	47,556	48,654	50,401	51,889	54,171	55,198	56,067	59,552	106%
認定農業者への集積面積	40,174	40,944	42,771	43,584	44,568	44,934	45,130	46,654	47,183	47,883	48,322	101%
認定農業者1経営体当たりの面積	5.9	5.2	5.4	5.5	5.7	5.9	6.1	6.7	6.8	7.0	7.4	106%

※平成23年3月末実績：調査を実施できなかった相双地方全12市町村については、平成22年3月末実績を適用して集計。

※平成24年3月末実績～平成29年3月末実績：調査を実施できなかった相双地方9町村（双葉郡8町村及び飯館村）については、平成22年3月末実績を適用して集計。

※平成30年3月末実績～令和2年3月末実績：調査を実施できなかった相双地方7町村（檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村）については、平成22年3月末実績を適用して集計。

※令和3年3月末実績～令和7年3月末実績：調査を実施できなかった相双地方6町村（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村）については、平成22年3月末実績を適用して集計。

(県農業担い手課調べ)

（カ）耕地面積

令和6年度における耕地面積は13万3,700haで、前年と比べて800ha（0.6%）減少しました。

耕地面積の推移

（単位：ha、%）

項目	昭60年度	平2年度	7	12	17	22	27	令和2年度	3	4	5	6	R6/R5
田	119,600	116,300	114,100	111,300	107,400	105,300	100,800	97,900	97,100	96,200	95,500	94,800	99.3
畑	73,200	67,000	54,600	47,200	45,800	44,600	43,200	40,500	40,200	39,900	39,000	38,900	99.7
普通畑	38,400	37,300	35,800	33,000	32,400	31,800	30,700	29,100	28,900	28,700	28,000	28,100	100.4
樹園地	26,800	22,200	12,400	8,320	7,770	7,300	6,980	6,570	6,480	6,420	6,390	6,280	98.3
牧草地	8,020	7,480	6,450	5,850	5,660	5,590	5,550	4,820	4,780	4,760	4,630	4,550	98.3
合計	192,800	183,300	168,700	158,500	153,200	149,900	144,000	138,400	137,300	136,100	134,500	133,700	99.4

※原子力災害対策特別措置法により立入りが制限されている区域については、対地標本実測調査及び職員又は統計調査員による巡回・見積りの実施が困難なことから、当該区域における平成23年の耕地面積調査結果を基に、関係機関からの情報収集によって把握した面積を計上している。

※端数処理のため、合計値が一致しないことがある。（農林水産省「耕地及び作付面積統計」）

（キ）遊休農地

令和5年の遊休農地面積は664haの解消が図られたものの、8,623haで全国1位の面積のままとなっています。なお、過去10年間で、計5,910haの遊休農地の解消が図られています。

（単位：ha）

調査年	調査市町村数 （※1）	遊休農地等面積 （①＋②） （※2）	遊休農地			再生利用が困難な農地②	解消面積
			計 ① （※2）	1号	2号		
H26	52	16,497（3位）	9,924（3位）	8,255	1,669	6,573	420
H27	52	16,223（4位）	9,214（3位）	8,099	1,115	7,009	500
H28	52	14,276（4位）	7,757（1位）	7,241	516	6,519	817
H29	52	13,122（5位）	6,440（2位）	6,153	287	6,682	334
H30	52	13,449（5位）	7,397（1位）	6,740	657	6,052	308
R元	53	13,308（6位）	7,183（1位）	6,586	597	6,125	537
R2	53	13,629（6位）	7,214（1位）	6,553	661	6,415	430
R3	53	14,123（2位）	9,299（1位）	8,456	843	4,824	707
R4	53	13,298（3位）	8,541（1位）	7,961	580	4,757	1,193
R5	54	13,411（3位）	8,623（1位）	7,886	738	4,788	664

（注）端数処理の関係で合計と一致しない場合がある。

※1：R5調査不能（富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村、飯館村、南相馬市の一部）

R5調査再開：楡葉町（一部）

R元調査再開：浪江町（一部）

H26調査再開：川内村、H25調査再開：広野町

※2：括弧内は全国順位

（農林水産省「農地法第30条に基づく利用状況調査」及び「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」の結果等）

1号遊休農地：現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地（農地法第32条第1項第1号）

2号遊休農地：利用の程度が周辺の地域の農地に比べ著しく劣っている農地（農地法第32条第1項第2号）

※調査時点等：令和7年3月末

イ 農用地の整備

本県の田の整備済面積は、令和 6 年度末で 7 万 1,933ha（整備率 76.0%）となっています。

農用地の整備状況

（単位：ha、%）

項目	平成22年	29	30	令和元年	2	3	4	5	6
整備済 田面積	72,958 (75.0)	71,190 (73.0)	71,668 (74.0)	72,083 (74.0)	72,369 (74.0)	70,955 (74.0)	71,233 (74.8)	71,707 (75.5)	71,933 (76.0)

※（ ）内は整備率を示す。

※平成 24 年度に震災による被害分 5,064ha を控除。

※整備率を算出するための整備対象面積は、「農用地区域の農地面積（令和 5 年 12 月 31 日時点）」による（94,632ha）。

※令和 3 年から整備済面積の定義等の見直しを行ったため、過去の数値と単純に比較することはできない。



堰場地区におけるほ場整備前の状況
（会津若松市）



堰場地区におけるほ場整備後の状況
（会津若松市）

ウ 農業生産

（ア）農作物の作付面積

令和 5 年における農作物作付延べ面積は 10 万 4,500ha で、前年と比べて 300ha（0.3%）減少しました。

農作物作付延べ面積の推移

（単位：ha、%）

農作物作付 延べ面積	平成23年	28	29	30	令和元年	2	3	4	5	R5/R4
田	108,400	107,100	106,700	106,500	106,400	105,000	105,300	104,800	104,500	99.7
畑	77,100	79,800	79,900	80,100	80,100	79,300	79,800	79,800	79,300	99.4
	31,400	27,300	26,800	26,400	26,200	25,700	25,500	25,100	25,100	100.0

（農林水産省「耕地及び作付面積統計」）

（イ）耕地利用率

令和 5 年における耕地利用率は、田畑計で 77.7%となりました。

耕地利用率の推移

（単位：%）

項目	平成22	28	29	30	令和元年	2	3	4	5	R5-R4
田	88.1	79.5	80.1	80.7	81.2	81	82.2	83.0	83.0	0.0
畑	78.7	63.8	63.8	63.6	63.9	63.5	63.4	62.9	64.4	1.5
田畑計	85.3	74.8	75.3	75.6	76.2	75.9	76.7	77.0	77.7	0.7

（農林水産省「耕地及び作付面積統計」）

（ウ）農業産出額（栽培きのこ類を含む）

令和 5 年における農業産出額（栽培きのこ類を含む）は 2,202 億円となりました。主食用米の取引価格が上昇し、主要野菜である夏秋きゅうりは高温少雨で生

産量は減少したものの、価格が上昇したことなどから前年と比べて 195 億円（9.7%）増加しました。

作物別では、米が 687 億円と前年と比べて 98 億円（16.6%）増加、野菜・いも類が 496 億円と前年と比べて 25 億円（5.3%）増加、果実が 317 億円と前年と比べて 17 億円（5.7%）増加、花きが 83 億円と前年と比べて 1 億円（1.2%）増加、畜産が 542 億円と前年と比べて 55 億円（11.3%）増加、栽培きのご類が 39 億円と前年と比べて 2 億円（5.4%）増加しました。

農業産出額の推移

（単位：億円、%）

	平成22	28	29	30	令和元年	2	3	4	5
米	791 (33.2)	692 (32.8)	747 (35.5)	798 (37.2)	814 (38.5)	762 (35.5)	574 (29.5)	589 (29.3)	687 (31.2)
麦類	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	x (-)	x (-)	1 (0.0)
雑穀・豆類	13 (0.5)	7 (0.3)	8 (0.4)	10 (0.5)	8 (0.4)	8 (0.4)	8 (0.4)	8 (0.4)	6 (0.3)
野菜・いも類	574 (24.1)	501 (23.7)	472 (22.4)	497 (23.2)	453 (21.4)	509 (23.7)	448 (23.0)	471 (23.5)	496 (22.5)
果実	292 (12.3)	271 (12.8)	250 (11.9)	255 (11.9)	273 (12.9)	299 (13.9)	297 (15.3)	300 (14.9)	317 (14.4)
花き	61 (2.6)	74 (3.5)	66 (3.1)	64 (3.0)	67 (3.2)	68 (3.2)	78 (4.0)	82 (4.1)	83 (3.8)
工芸農作物	36 (1.5)	17 (0.8)	15 (0.7)	14 (0.7)	13 (0.6)	11 (0.5)	11 (0.6)	7 (0.3)	7 (0.3)
畜産	541 (22.7)	497 (23.5)	495 (23.5)	455 (21.2)	435 (20.5)	434 (20.2)	475 (24.4)	487 (24.3)	542 (24.6)
栽培きのご類	49 (2.1)	35 (1.7)	35 (1.7)	32 (1.5)	31 (1.5)	32 (1.5)	34 (1.7)	37 (1.8)	39 (1.8)
その他	22 (0.9)	18 (0.9)	18 (0.9)	22 (1.0)	21 (1.0)	26 (1.2)	x (-)	26 (1.3)	25 (1.1)
計	2,379 (100.0)	2,112 (100.0)	2,106 (100.0)	2,145 (100.0)	2,117 (100.0)	2,148 (100.0)	1,947 (100.0)	2,007 (100.0)	2,202 (100.0)

※X：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

※農業産出額：個別農産物の生産量から中間生産物を控除した生産量に農家庭先販売価格を乗じて算出したもの。

※平成 19 年から同一県内市町村間で取引される「中間生産物」及び水田経営所得安定対策の導入で、交付金の一部が麦等の産出額に計上されないため、過年次データと単純に比較することはできない。

※小数点以下の端数処理のため、合計値が合わないことがある。

（農林水産省「生産農業所得統計」）

エ 農畜産物の動向

（ア）水稻

令和 6 年における水稻作付面積は 6 万 2,700ha、収穫量は 35 万 6,800t となっています。原子力災害に伴う作付制限や営農再開が進んでいない地域があることから、作付面積・収穫量ともに震災前を大きく下回っています。品種別では、「コシヒカリ」や「ひとめぼれ」、県オリジナル品種「天のつぶ」の 3 品種で全体の約 8 割を占めています。

作柄は、全もみ数が平年よりやや多く、登熟（もみの肥大、充実）が倒伏の影響によりやや不良となったものの、作況指数は102の「やや良」となりました。

品質は、令和7年3月末現在の水稻うるち玄米の一等米比率が88.1%と、前年同時期を大きく上回りました。

（イ）小麦・大豆・そば

令和6年産小麦の作付面積は551haで、前年と比べて83ha（17.7%）増加しました。収穫量は1,580tで、前年と比べて350t（28.5%）増加しました。10a当たりの収量は287kgで、前年と比べて24kg（9.1%）増加しました。

令和6年産大豆の作付面積は1,490haで、前年と比べて30ha（2.0%）減少しました。収穫量は1,520tで前年と比べ50t（3.4%）増加、10a当たりの収量は102kgで、前年と比べて5kg（5.2%）増加しました。1ha以上の団地数は100団地、団地面積は995haで前年と比べて37ha減少しました。

そばは、会津地方を中心に栽培されており、令和6年産の作付面積は3,980haで昨年と比べて220ha（5.9%）増加し、北海道、山形県、秋田県、長野県に次ぐ全国5位となっています。また、10a当たりの収量は54kgで、前年と比べて18kg（50.0%）増加しました。収穫量は2,150tで、前年と比べて800t（59.2%）増加しました。

（ウ）野菜

令和6年におけるきゅうりの作付面積は647haで前年と比べて13ha（2.0%）減少、収穫量は3万8,000tで前年と比べて1,200t（3.1%）減少しました。トマトの作付面積は318haで、前年と比べて18ha（5.4%）減少、収穫量は21,400tで、前年と比べて400t（1.9%）増加しました。

令和5年におけるアスパラガスの作付面積は330haで、前年と比べて4ha（1.2%）減少、収穫量は1,340tで前年と比べて90t（6.3%）減少しました。いちごの作付面積は101haで前年と比べて4ha（3.8%）減少、収穫量は2,300tで、前年と比べて80t（3.4%）減少しました。ねぎの作付面積は652haで、前年と比べて8ha（1.2%）減少、収穫量は9,560tで、前年と比べて1,240t（11.5%）減少しました。

※きゅうり、トマトは令和6年、アスパラガス、いちご及びねぎは令和5年の公表されている統計の最新値

主要野菜の作付面積、収穫量の推移

(単位 ha、t、%)

品 目	項 目	平成22年	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	5	6	R5/R4	R6/R5
きゅうり	作付面積	887	721	703	696	689	682	680	678	678	660	647	97.3	98.0
	収穫量	49,400	4,300	40,600	39,700	38,900	38,200	38,500	39,300	40,500	39,200	38,000	96.8	96.9
トマト	作付面積	473	384	381	371	361	357	355	354	349	336	318	96.3	94.6
	収穫量	28,800	24,600	26,600	24,200	23,000	22,400	23,200	23,500	22,000	21,000	21,400	95.5	101.9
アスパラガス	作付面積	478	407	389	379	370	358	343	338	334	330	-	98.8	-
	収穫量	1,880	1,630	1,610	1,510	1,430	1,400	1,380	1,380	1,430	1,340	-	93.7	-
いちご	作付面積	132	112	110	108	108	107	107	107	105	101	-	96.2	-
	収穫量	2,730	2,450	2,430	2,370	2,390	2,410	2,260	2,330	2,380	2,300	-	96.6	-
ねぎ	作付面積	710	646	624	628	628	670	666	662	660	652	-	98.8	-
	収穫量	11,200	10,700	10,300	10,100	10,100	10,900	9,870	10,500	10,800	9,560	-	88.5	-

(農林水産省「野菜生産出荷統計」)

(エ) 果樹

令和6年におけるももの栽培面積は1,750haで、前年より10ha(0.6%)減少しました。収穫量は2万9,100tで、前年と比べて600t(2.1%)増加しました。

日本なしの栽培面積は790haで、栽培者の高齢化等により、前年と比べて24ha(2.9%)減少しました。収穫量は1万4,800tで、前年と比べて1,000t(7.2%)増加しました。

りんごの栽培面積は1,170haで、前年と比べて30ha(2.5%)減少しました。収穫量は1万9,400tで、前年と比べて900t(4.9%)増加しました。栽培品種は、「ふじ」が大半を占めていますが、着色が早く、早期収穫が可能な優良着色系ふじや有望な中生品種である「シナノスイート」等への改植が進んでいます。

ぶどうの栽培面積は301haで、前年と比べて1ha(0.3%)増加しました。収穫量は2,730tで、前年と比べて80t(3.0%)増加しました。雨よけ施設の導入と、「シャインマスカット」等の植栽が進んでいます。

主要果樹の栽培面積、収穫量の推移

(単位 ha、t、%)

品 目	項 目	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	R6/R5
もも	栽培面積	1,780	1,810	1,810	1,800	1,790	1,790	1,750	1,760	1,760	1,760	1,750	99.4%
	収穫量	28,200	26,600	29,300	28,600	24,200	27,000	22,800	24,300	27,700	28,500	29,100	102.1%
日本なし	栽培面積	1,150	936	929	908	890	880	859	831	825	814	790	97.1%
	収穫量	23,200	20,500	19,400	18,900	17,100	16,000	12,900	11,900	15,200	13,800	14,800	107.2%
りんご	栽培面積	1,430	1,330	1,310	1,280	1,260	1,260	1,240	1,230	1,210	1,200	1,170	97.5%
	収穫量	31,600	26,300	27,000	27,000	25,700	23,200	21,100	18,600	23,700	18,500	19,400	104.9%
ぶどう	栽培面積	293	277	274	276	281	290	291	296	297	300	301	100.3%
	収穫量	3,110	2,700	2,730	2,660	2,640	2,630	2,430	2,550	2,440	2,650	2,730	103.0%

(農林水産省「果樹生産出荷統計」)

(オ) 花き

令和6年におけるきくの作付面積は86haで、前年より3.2ha(3.6%)減少、出荷量は2万2,200千本で、前年と比べて700千本(3.1%)減少しました。宿根かすみそうの作付面積は56haで、前年と比べて2.6ha(4.9%)増加し、出荷量は9,670千本で、前年と比べて1,040千本(12.1%)増加しました。りんどうの作付面積は22haで、前年と比べて2.7ha(10.9%)減少、出荷量は2,980千本で、前年と比べて20千

本（0.7％）減少しました。トルコギキョウの作付面積は17haで、前年と比べて2.1ha（10.8％）減少し、出荷量は2,820千本で、前年と比べ420千本（13.0％）減少しました。鉢ものの類の収穫面積は24haで、前年と比べて1.3ha（5.1％）減少、出荷量は2,330千鉢で、前年と比べて320千鉢（12.1％）減少しました。

主要花きの作付面積と出荷量の推移

（単位：ha・千本（鉢）、％）

品目	項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	R6/R5
きく	作付面積	121	111	107	103	104	99	98	93	89	86	96.4%
	出荷数量	29,400	28,800	27,000	25,100	24,200	22,200	20,900	21,100	22,900	22,200	96.9%
宿根かすみそう	作付面積	-	-	49	48	49	51	55	53	54	56	104.9%
	出荷数量	-	-	5,470	7,120	7,490	7,990	8,940	8,090	8,630	9,670	112.1%
りんどう	作付面積	30	32	32	31	31	28	29	28	25	22	89.1%
	出荷数量	4,680	3,950	4,540	4,600	5,200	4,420	4,390	3,470	3,000	2,980	99.3%
トルコギキョウ	作付面積	22	22	22	21	22	21	21	21	20	17	89.2%
	出荷数量	4,570	4,430	4,020	3,820	3,710	3,430	3,340	3,640	3,240	2,820	87.0%
鉢物類	作付面積	33	33	32	29	34	35	32	29	26	24	94.9%
	出荷数量	3,740	3,630	3,500	3,260	3,250	3,330	3,050	3,160	2,650	2,330	87.9%

（農林水産省「花き生産出荷統計」）

（カ）工芸農作物及び養蚕

中山間地域の主要作物である葉たばこ、こんにゃくいもなどの工芸農作物は、近年減少傾向にあります。令和6年における葉たばこの作付面積は103haで、前年と比べて7ha（6.4％）減少しました。令和6年におけるこんにゃくいもの作付面積は4haで、前年と同様でした。

主要工芸品農作物の作付面積の推移

（単位：ha）

品目	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	R6/R5
葉たばこ	993	348	312	294	262	240	218	194	114	110	103	93.6%
こんにゃくいも	40	28	17	18	22	12	9	7	6	4	4	100.0%

（南東北たばこ耕作組合調べ、（一財）日本こんにゃく協会調べ）

養蚕農家数は、高齢化等により年々減少していますが、令和6年における収穫量は7.0tで、前年並となっています。

主要工芸農作物の収穫量の推移

（単位：t）

項目	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	R6/R5
収穫量	41	25	24	21	19	16	14	10	9	7	7	100.0%

（県園芸課調べ）

（キ）畜産

令和7年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は193戸、飼養頭数は1万400頭で、前年と比べて飼養戸数は16戸（7.7％）減少、飼養頭数は100頭（1.0％）減少しました。1戸当たり飼養頭数は53.9頭と前年より増加しました。

肉用牛の飼養戸数は1,330戸、飼養頭数は4万7,900頭で、前年と比べて飼養戸数は140戸（9.5％）減少、飼養頭数は2,600頭（5.1％）減少しました。1戸当たりの飼養頭数は36.0頭で、前年より増加しました。

乳用牛・肉用牛ともに、小規模な経営体を中心に飼養戸数が減少する一方で、1戸当たりの飼養頭数が増加しました。

家畜・家禽飼養戸数等の推移

(単位：戸、頭、千羽、%)

品目	項目	平成22年	平成23年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	R7/R6
乳用牛	飼養戸数	567	548	366	352	350	329	299	283	263	238	209	193	92.3
	飼養頭数	17,600	17,100	12,400	12,100	12,000	11,500	12,000	11,800	11,600	11,000	10,500	10,400	99.0
	1戸当たり飼養頭数	31.0	31.2	33.9	34.4	34.3	35.0	40.1	41.7	44.1	46.2	50.2	53.9	107.4
肉用牛	飼養戸数	4,300	4,020	2,380	2,320	2,220	2,030	1,850	1,750	1,650	1,570	1,470	1,330	90.5
	飼養頭数	78,200	74,200	51,800	50,200	48,600	47,500	49,300	50,500	49,400	50,300	50,500	47,900	94.9
	1戸当たり飼養頭数	18.2	18.5	21.8	21.6	21.9	23.4	26.6	28.9	29.9	32.0	34.4	36.0	104.7
豚	飼養戸数	-	113	71	60	58	58	-	62	55	52	49	-	-
	飼養頭数	-	184,200	123,500	125,900	122,400	124,500	-	126,000	121,600	123,700	111,600	-	-
	1戸当たり飼養頭数	-	1,630	1,739	2,098	2,110	2,147	-	2,032	2,211	2,379	2,278	-	-
採卵鶏	飼養戸数	-	60	45	47	45	44	-	43	44	40	37	-	-
	飼養羽数	-	4,289	3,312	4,103	3,938	3,454	-	3,383	4,083	3,747	3,325	-	-
	1戸当たり飼養羽数	-	72	74	87	88	79	-	79	93	94	90	-	-
ブロイラー	飼養戸数	-	-	29	28	28	31	-	32	35	30	31	-	-
	飼養羽数	-	-	672	678	700	785	-	850	841	797	751	-	-
	1戸当たり飼養羽数	-	-	23	24	25	25	-	27	24	27	24	-	-

※各年次の2月1日現在の数値である。

※採卵鶏の飼養羽数は、成鶏めす（6か月以上）を示す。

※ブロイラーについては、平成22～24年の調査は行われていない。

※ブロイラーの平成26年以降の調査は「畜産統計」による。

※平成22年、27年、令和2年、令和7年については農林業センサス実施年のため、豚・採卵鶏・ブロイラー調査は休止。

(農林水産省「畜産統計」「畜産流通統計」)

(ク) 栽培きのこ類

令和5年における栽培きのこ類の総生産量は5,400tで、震災前の平成22年と比べて8割程度の水準に留まっています。

生しいたけの生産量は3,482tで、栽培きのこ類全体の64.5%を占めています。前年と比べて136t(4.1%)増加し、震災前の平成22年と同程度の生産量となっています。このうち、菌床栽培が3,402tと全体の97.7%を占めています。

なめこの生産量は1,683tで、栽培きのこ類全体の31.2%を占めています。生産量は令和4年に一時増加に転じましたが、令和5年は前年と比べて42t(2.4%)減少しました。このうち菌床栽培が1,680tで、全体の99.8%を占めています。

菌茸類生産量の推移

(単位：t、%)

項目	平成22年	29	30	令和元年	2	3	4	5	R5/R4
栽培きのこ総生産量	6,633	4,971	4,506	4,667	4,912	5,272	5,401	5,400	100.0
生しいたけ	3,665	2,675	2,744	2,853	3,075	3,371	3,346	3,482	104.1
原木栽培	775	96	105	96	96	105	99	80	80.8
菌床栽培	2,890	2,579	2,639	2,757	2,979	3,266	3,247	3,402	104.8
なめこ	2,195	1,924	1,464	1,554	1,548	1,622	1,725	1,683	97.6
原木栽培	41	3	4	3	3	3	4	3	75.0
菌床栽培	2,154	1,921	1,460	1,551	1,545	1,619	1,721	1,680	97.6

オ 野生鳥獣による農作物被害

令和５年度の野生鳥獣による農作物の被害面積は 8,665 a で前年より 1,360 a 増加しました。

被害金額は 1 億 3,959 万円で、前年より 2,075 万円増加しました。

被害金額の内訳は、イノシシが 5,617 万円で全体の 4 割を占め、次いでニホンザルが 2,203 万円となりました

野生鳥獣による農作物被害の推移

被害面積（a）								
	鳥獣計	鳥類	獣類	うち イノシシ	サル	シカ	クマ	その他
平成22年度	63,602	25,176	38,426	15,463	9,504	260	10,040	3,159
平成23年度	34,648	10,427	24,221	12,992	5,515	450	2,649	2,615
平成24年度	62,614	25,870	36,744	22,878	4,233	44	6,114	3,475
平成25年度	28,443	7,499	20,944	16,085	1,615	105	1,318	1,821
平成26年度	25,801	1,827	23,974	19,341	1,851	152	1,687	943
平成27年度	18,555	2,376	16,179	12,992	792	119	415	1,861
平成28年度	16,632	1,764	14,868	11,613	1,155	140	1,046	914
平成29年度	13,027	1,320	11,706	8,940	1,119	507	405	735
平成30年度	13,593	903	12,690	9,249	962	1,412	331	736
令和元年度	15,633	840	14,793	10,233	1,466	1,459	1,223	412
令和２年度	20,696	794	19,902	12,443	1,619	3,693	1,198	949
令和３年度	12,036	876	11,160	6,635	859	2,922	301	443
令和４年度	7,305	792	6,513	4,041	1,051	825	294	302
令和５年度	8,665	906	7,759	4,985	663	966	576	569

被害金額（千円）								
	鳥獣計	鳥類	獣類	うち イノシシ	サル	シカ	クマ	その他
平成22年度	157,981	31,116	126,865	52,542	32,950	102	31,304	9,967
平成23年度	117,926	29,911	88,015	49,339	21,814	199	5,439	11,224
平成24年度	164,973	39,200	125,773	68,430	20,538	377	26,865	9,563
平成25年度	148,308	36,322	111,986	75,013	15,630	1,104	11,217	9,022
平成26年度	189,197	36,623	152,574	98,127	25,008	1,573	16,988	10,878
平成27年度	128,460	40,612	87,848	64,528	11,464	950	3,287	7,619
平成28年度	168,152	34,673	133,479	94,939	15,788	939	9,156	12,657
平成29年度	143,156	29,920	113,236	78,804	19,374	1,893	4,386	8,779
平成30年度	167,387	32,889	134,498	98,201	17,555	3,587	3,479	11,676
令和元年度	179,326	24,971	154,355	104,172	22,397	9,006	9,498	9,282
令和２年度	198,391	27,991	170,400	102,701	28,239	7,171	13,043	19,246
令和３年度	139,842	26,559	113,283	64,581	18,190	10,511	3,810	16,191
令和４年度	118,848	28,385	90,463	44,043	24,628	8,126	3,731	9,935
令和５年度	139,593	36,014	103,579	56,172	22,027	5,094	6,787	13,499

※平成 22 年度以降の集計には東日本大震災等の影響のため、一部市町村は含まれていない。

（県環境保全農業課調べ）

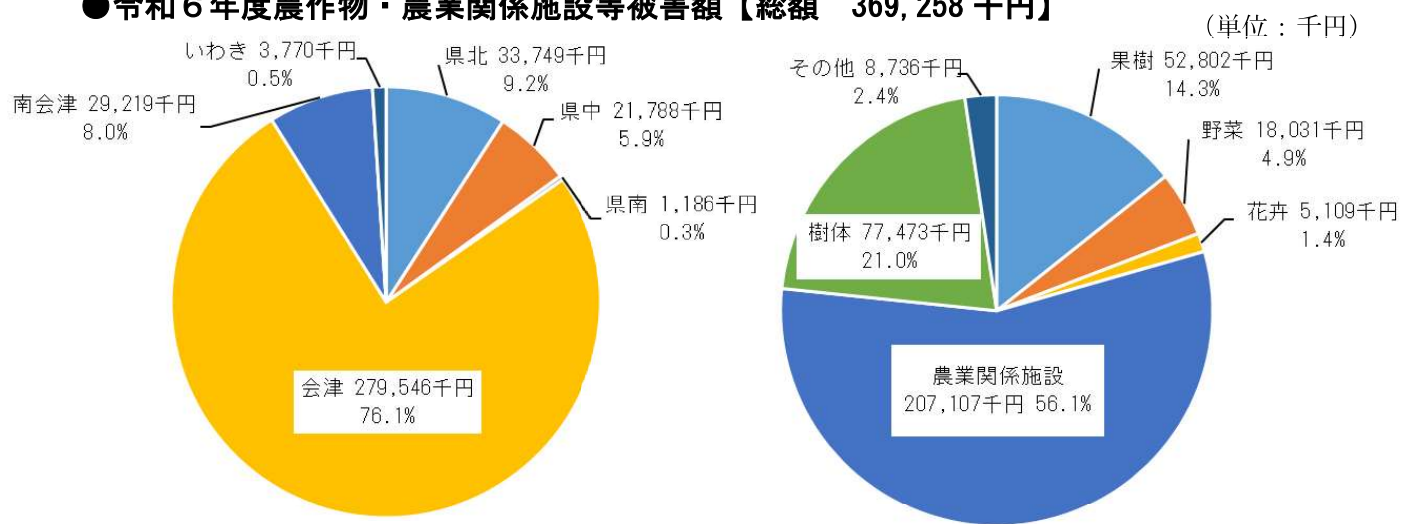
(3) 農作物等の自然災害

ア 農作物・農業関係施設等の被害状況

令和6年度は、大きな被害をもたらした、令和7年2月4日以降の大雪を始めとし、凍霜害、強風、大雨、ひょう害による災害が計9件発生し、県内の農作物等の被害額は369,258千円となりました。

地域別では、会津地方が279,546千円で全体の約76%、次いで県北地方が33,749千円で県全体の約9%を占めました。被害の内訳は、農業関係施設が207,107千円と県全体の約56%を占め、次いで樹体が77,473千円と県全体の約21%を占めました。

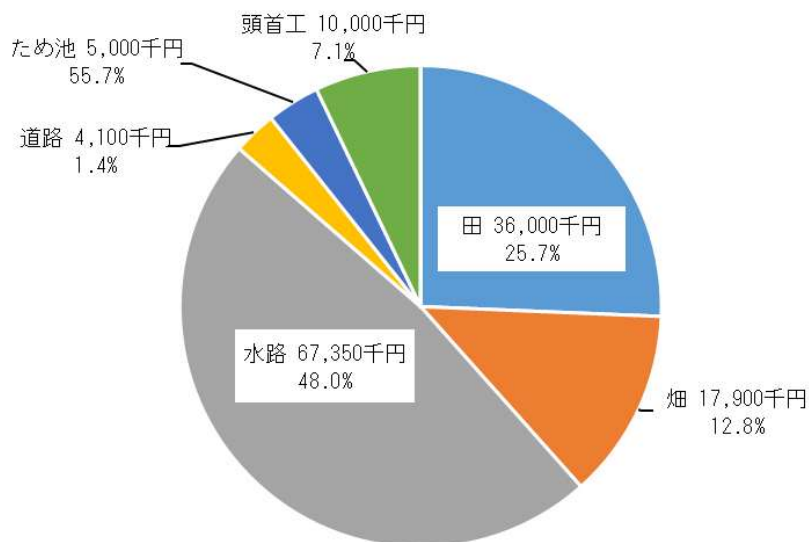
●令和6年度農作物・農業関係施設等被害額【総額 369,258千円】



イ 農地・農業用施設等の被害状況

令和6年度は、令和6年8月16日から17日に発生した台風第7号による被害を始めとして、140,350千円の被害が発生しました。被害の内訳は、水路の被害が最も大きく、67,350千円で被害全体の約48%を占めました。

●令和6年度農地・農業用施設等被害額【総額 140,350千円】



ウ 主要な自然災害の概要

(ア) 令和6年8月7日に発生した豪雨による災害

被害地域

・県中、会津、南会津

農作物、農地等の被害

・農地等被害額：42,758千円

※林業の被害を合わせた総額は116,649千円

(千円)

被害地域	農作物等被害額	農地等被害額
県北	—	—
県中	211	—
県南	—	—
会津	—	42,500
南会津	47	—
相双	—	—
いわき	—	—
合計	258	42,500

(イ) 令和7年2月4日以降に発生した大雪による災害

被害地域

・県中、会津、南会津

農作物、農地等の被害

・農作物等被害額：291,275千円

※林業の被害を合わせた総額は305,357千円

(千円)

被害地域	農作物等被害額	農地等被害額
県北	—	—
県中	3,802	—
県南	—	—
会津	278,388	—
南会津	9,085	—
相双	—	—
いわき	—	—
合計	291,275	—

(県農業振興課、県農村基盤整備課調べ)

(4) トピックス

●農林水産部公式 Youtube チャンネル 動画配信中

農林水産部では、令和4年度から県産農林水産物のブランド力強化に向けた取組の一つとして、「福島県農林水産部 FA 宣言」と称し、県産農林水産物や農山漁村の魅力、各種行事、復興・風評払拭に向け懸命に努力されている生産者の皆さんの姿などを、職員自らが直接取材し、動画等により情報発信することで、おいしさや「福島ならではの」魅力を伝えていく取組を実施しております。



いわきのピーマンが食べたい！
(1400 のネタばらし)



福、笑い～ふくしまのトップブランド米～
(ふくしま旬物語)

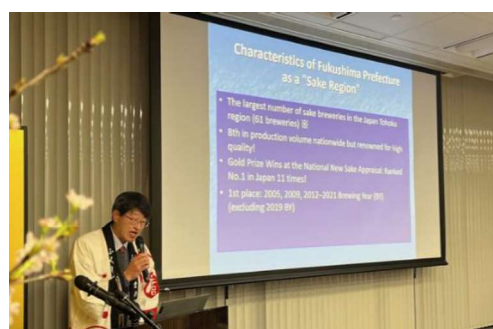
●香港現地において県農林水産物の魅力を発信

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、最大 55 の国や地域であった県産農林水産物等への輸入規制は、6 までに減少するなど、福島県産農林水産物等を本格的に海外に輸出できる環境が徐々に回復してきています。

そのような中で、輸入規制が続く香港において、現地の食品関連事業者や経済関係者等 45 名が参加する交流会を開催し、福島県産品の試食試飲に加え、県産農林水産物等の安全性確保の取組や魅力を発信しました。



交流会の様子



交流会での講演（県産日本酒について）の様子

●気象災害による農作物等への影響と対応

令和6年5月10日に強い降霜があり、県中、南会津地域の3市町において、果樹や野菜など農作物3品目で凍霜害が発生しました。各作物合計の被害面積は3.66ha、被害額が約2,012万円となりました。

このため、JA等関係団体と連携し、被害のあった農作物の収量や品質の確保に向け、樹草勢回復のための肥培管理や栽培管理等の技術指導を迅速に実施しました。

令和7年2月4日以降の大雪では、県内で62年ぶりとなる大雪に伴う災害救助法の適用となるほどの降雪がありました。中通り、会津の18市町村において、パイプハウスの倒壊など2,938棟の施設で被害があったほか、りんごや柿などの果樹で42件の樹体被害、ぶどうやなしの果樹棚で317件の被害、いちごやネギなど農作物17品目で被害が発生し、林業と合わせた被害額は約3億536万円となりました。

このため、農業経営への支障がないよう技術支援を実施するとともに、産地の維持に向けた施設の復旧や撤去、再生産に必要な種苗等の購入に係る費用助成等、被害を受けた農業者が営農を継続できるよう支援対策を実施することとしました。

また、令和7年3月26日に暴風警報が発表され、中通り、浜通りの10市村において、パイプハウスのビニール破損など94棟の施設で被害があったほか、スナップエンドウやきゅうりなど農作物6品目で被害が発生し、被害額は約1,677万円となりました。

このため、早期復旧や被害対策の技術指導など被災された農業者の営農意欲が損なわれないよう技術指導を行いました。

近年は、毎年のように大きな気象災害が全国的に発生しておりますが、引き続き、農業者が安心して営農を継続できるよう対応してまいります。

●アグリカレッジ福島教育・研修機能強化

アグリカレッジ福島（福島県農業総合センター農業短期大学校）では、「就農後の経営を早期に安定化できる資質を備え、地域のリーダーとなる農業者を多く輩出すること」を目標に、令和3年度より教育機能・研修機能・学校運営機能の強化を進めており、令和6年度には、新たな研修施設及び寮棟が完成しました。「アグリ探究棟」には、200名を収容できるホールが整備され、スマート農業関連機械、機材を持ち込み、目の前で実機を見て、触れながら学ぶ講義を行うことができます。また、学生寮は、プライバシーに配慮された個室と仲間が集う空間がバランス良く配置され、快適に生活することができます。

令和7年度から、これら施設の供用を開始し、将来の地域のリーダーとなる農業者の育成を進めています。



施設外観



寮棟の様子

●「会津地鶏」、「南会津（清酒）」の地理的表示（GI）保護制度の登録

本県産品で「南郷トマト」（平成30年8月6日登録）、「阿久津曲がりねぎ」（令和4年2月3日登録）、「川俣シャモ」（令和4年3月31日登録）、「伊達のあんぽ柿」（令和5年1月31日登録）、「たむらのエゴマ油」（令和5年1月31日登録）、「昭和かすみ草」（令和5年7月20日登録）に続き、新たに「会津地鶏」がGIに登録されました（本県7品目）。また、「南会津（清酒）」が日本酒のGIに登録されました。なお、登録されたGI産品について、販路拡大に向けた支援等を行いました。

〔会津地鶏〕

- ・令和元年9月25日申請→令和7年3月18日登録
- ・生産地：福島県会津地域（会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡）、福島市
- ・450年以上前から会津の歴史とともに歩んできた「純系会津地鶏」が始祖とされており、肉色は赤みが強く、肉質はきめが細かく弾力があり、うま味成分に関与するアラキドン酸を多く含んでいます。

〔南会津（清酒）〕

- ・令和6年4月23日申請→令和6年8月30日登録
- ・生産地：南会津町

- ・南会津（清酒）の生産基準として、米をはじめとした原料は全て南会津町で産出されたものとし、純米酒以上であることが設けられています。自然の恵みをふんだんに活かした南会津の純米酒は、総じて、口当たり柔らかく、米由来の甘みと後味がすっきりしている点が特徴です。



会津地鶏



南会津（清酒）

●ふくしまの酒粕で育った福島牛「福柏花（ふくはっか）」のデビュー

本県産牛肉に新たな付加価値を与え、牛肉価格の向上と風評払拭に繋げるため、J A全農福島、福島大学と連携し、令和3年度から4年かけて肥育技術の飼養実証を進めてきた福島牛「福柏花」が令和6年12月にデビューしました。

福柏花は、出荷前の90日間、県産酒粕パウダーを給与した肉質等級5等級の福島牛のみ名乗ることができ、柔らかくジューシーで、脂の甘味が強いことが特長です。

名称については、令和6年7月から1ヶ月間公募したところ、全国から3,422点の応募があり、県クリエイティブディレクター・箭内道彦氏を始め、生産者団体、流通関係者、消費者や酒造関係者等で構成する審査委員会で検討し、本県産の酒粕を餌として与える独自の生産方法を表現し、また、語感が良く高級感がある「福島牛『福柏花』」に決定しました。

令和6年12月にデビューイベントを開催して以降、県内の量販店や旅館・レストラン等で販売を開始したところであり、まずは県内での認知度の向上と販売促進に向け取り組んでまいります。



福島牛「福柏花」デビューイベント



県産酒粕パウダー

●使ってふくしま！契約野菜産地育成セミナーの開催

近年のライフスタイルの変化に伴う、外食・中食産業における国産野菜の需要拡大に対応すべく、県内における加工・業務用契約野菜産地の育成を支援するため「契約野菜産地育成セミナー」を開催しました。

セミナーでは、他県における土地利用型園芸産地づくりの事例や加工業務用野菜の生産における経営安定化へ向けたポイントなどを紹介し、産地育成の機運の醸成を図るとともに、実需者と生産者の契約取引実現に向け「マッチング商談会」を開催して県内の生産者と実需者の商談の場を設けました。

県では、引き続き加工・業務用野菜向け契約取引に関心・意欲ある生産者を支援し、産地育成に取り組んでまいります。



「契約野菜産地育成セミナー」の様子

●維持管理労力の省力化に向けたほ場整備

ほ場整備では、担い手が効率的に営農を行えるよう、ほ場の大区画化と併せて維持管理労力の省力化を図る整備（幅広畦畔・溝畔、自動給水栓等）を実施しています。

〔幅広畦畔・溝畔の効果〕

受益地の一部の畦畔・溝畔を、草刈り機械が走行できる幅に造成することで、通常人力で行われる草刈り作業が大幅に低減されます。

〔自動給水栓の効果〕

ほ場毎に設置する給水栓の1つを自動化することで、水田の水位を自動調整できることから、担い手による水管理作業が大幅に低減されます。



鶴谷地区における幅広畦畔の草刈り作業
(南相馬市原町区)



矢川原区における自動給水栓設置状況
(南相馬市原町区)

Ⅱ 農業及び農村の振興に関して講じた施策

令和6年度の施策の概要

令和3年12月に福島県農林水産業振興計画が、令和4年度から令和12年度までの9か年を期間とし、『『もうかる』『誇れる』共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村』を基本目標として新たに策定されました。計画の第4章「施策の展開方向」の第1節から第6節の取組に加え、社会情勢の変化に対応するため、海外に依存している食料や高騰した生産資材に対応する取組について、令和6年度の基本方向を定め、施策を展開しました。

第1節「東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化」では、農地・農業用施設の復旧、被災地域における営農再開の取組を支援し、農業の面的再開を進めました。また、被災12市町村において農業への企業参入を促進するとともに農地中間管理機構のコーディネーターを配置するなど、担い手への農地集積の加速化に取り組みました。風評払拭を図るため、「福島ならではの」のブランド確立に向けた新品種の開発や機能性・食味の追求、マスメディアによるPR、戦略的なプロモーション活動により農林水産物の更なる販路拡大に取り組みました。

第2節「多様な担い手の確保・育成」では、令和5年度に開設した「福島県農業経営・就農支援センター」を中心とした相談対応や新規就農者への支援を行うとともに、就農希望者に対する情報発信等に取り組みました。また、地域が目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定を支援しました。

第3節「生産基盤の確保・整備と試験研究の推進」では、ほ場の大区画化・汎用化を進め、担い手への農地集積を推進したほか、産地の生産力・競争力強化や高付加価値化につながる「福島ならではの」のオリジナル品種の開発及び普及を推進しました。加えて、植樹祭等の森林作り活動への苗木の提供等を通じて、花粉の少ない杉のPRを行いました。

第4節「需要を創出する流通・販売戦略の実践」では、農林水産物のモニタリング検査の徹底と検査結果のわかりやすい情報発信を行うとともに、ふくしま県GAP（FGAP）を含む認証GAPの取得拡大と消費者や流通関係者の認知度向上のための情報発信に取り組みました。また、市場ニーズを把握した県産農産物の高付加価値化・生産力強化を進めるとともに、量販店等でのフェア等の販売促進活動や複数媒体を活用した戦略的な情報発信により「福島ならではの」のブランド力強化を図りました。

第5節「戦略的な生産活動の展開」では、産地の生産力・競争力強化を図るため、ロボット・AI・ICT等の先端技術による農林水産業のスマート化、環境保全型農業の取組拡大支援、主食用米から非主食用米等への転換、収益性の高い園芸品目の生産拠点となるモデル経営体の育成、AIを活用した肉質診断技術の開発と「福島牛」のブランド化に向けた取組を推進しました。また、キュウリ、いちご、アスパラガス、トマト、ねぎの計5地区で園芸品目に係る生産拠点（ギガ団地）を整備しました。

第6節「活力と魅力ある農山漁村の創生」では、農林水産物への理解促進や地産地消、農山漁村が有する多面的機能の維持・促進を図るため、将来を担う子供と保護者との体験活動や他地域の人々との交流イベントの開催や学校給食へ県産農林水産物を提供しました。また、快適で安全な農山漁村づくりに向け、鳥獣被害の防止対策、農業用ため池の改修やハザードマップの作成などの取組を進めました。地域資源を活用した取組として、「ふくしま満天堂」

を通じた販路拡大や商品開発など地域産業6次化を図る取組を支援しました。

社会情勢の変化に応じた取組として、食料安全保障の強化に向けて、海外からの輸入に依存している大豆・麦・そば及び飼料作物の作付面積の拡大や生産性の向上を図るため、モデル地区の設置や規模拡大に必要な農業機械の導入支援等を行いました。

1 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化

1.1 生産基盤の復旧と被災した農林漁業者への支援

(1) 生産基盤の復旧

ア 被災農地・農業用施設等の災害復旧

(ア) 被害の概要

・総被害額 2,817 億円（※浜通りの被害額 2,430 億円（総被害額の 86%））

各工種の被害額

（令和 7 年 3 月 31 日集計）

工種	箇所数	被害額（億円）	備考
農地	1,905	1,224	
農業用施設	3,974	1,052	
農村生活環境施設	151	259	農業集落排水等
海岸保全施設	35	282	
合計	6,065	2,817	

※原発から 30km 圏内は基本的に航空写真を活用して被災状況を把握できるもののみを計上

(イ) 災害復旧事業の概要

災害復旧事業の進捗状況

（令和 7 年 3 月 31 日集計）

工種	事業計画		完了		進捗率
	箇所数	事業費 （億円）	箇所数	事業費 （億円）	
農地	637	259	623	211	98%
農業用施設	1,239	329	1,231	322	99%
農村生活環境施設	128	82	128	82	100%
海岸保全施設（農地）	30	284	30	284	100%
合計	2,034	954	2,012	899	99%

農地・農業用施設等の被害箇所について、営農の早期再開に向け復旧工事を実施しました。また、復旧事業を行った市町村等に対して補助金を交付しました。

(ウ) 令和 6 年度の実施結果

平成 23 年度から令和 6 年度までの事業計画 2,034 か所のうち、2,012 か所で復旧工事が完了しました。

令和 7 年度は、地震による津波により被災した双葉町及び大熊町の海岸保全施設（3 地区）の災害査定を予定しています。

イ ほ場整備による津波被災及び原子力災害からの復旧・復興

東日本大震災による津波被災地域及び東北電力福島第一原子力発電所事故に伴う被災 12 市町村内では、ほ場の大区画化と担い手への農用地利用集積を図るため、福島再生加速化交付金等を活用し、平成 24 年度以降約 3,859ha（47 地区）でほ場整備事業を実施しています。このうち、村上福岡地区（南相馬市）及び藤橋地区（浪江町）において、

区画整理工事を新たに着手しました。

令和6年度末時点で、約3,147haで営農再開が可能な状態まで整備が完了しました。



小屋木地区におけるブロッコリー作付状況
(南相馬市小高区)



小高東部地区における自動操舵
田植え機による田植え状況
(南相馬市小高区)

ウ 農業用ダム、ため池の放射性物質対策

中通り・浜通りに位置するため池のうち、底質に含まれる放射性物質により営農や施設管理等に支障が生じるため池について、営農再開と農業復興の観点から影響を低減することを目的として対策を実施しています。

また、農業用ダム内に蓄積されている放射性物質の流失に対する評価と農業用水の安全確保に資するため、動態解析、予測解析を実施しています。

【対策の状況】

平成24年度から開始した実証事業のデータと知見を基に、県内27市町村において、ため池放射性物質対策が進められています。令和7年3月までに、23市町村で対策が完了し、4町村で対策を進めています。

【県の取組】

県ではこれまでの実証事業により確立した対策技術を生かし、市町村の先進事例となるよう、平成28年度からため池放射性物質対策モデル事業を実施しており、令和6年度まで21か所のため池で対策を実施しました。

また、農業用ダムの堆積土砂の動態解析、予測解析を実施しています。



浚渫による除去工



直接掘削による除去工
(県営モデル事業の研修会の様子)

エ 農業系汚染廃棄物処理対策

新地町の農林業系汚染廃棄物の処分（21,423 千円）に要する経費を支援しました。

オ 農地土壌における放射性物質の調査

県農業総合センターでは、東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の状況を把握するため、農林水産省や国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境変動研究センターとともに、土壌調査を平成 23 年 3 月から継続して実施し、放射性物質濃度の経年変化と動態予測などの研究に取り組んでいます。この研究で得られた農地土壌の放射性物質濃度と空間線量から、市町村別の「農地土壌の放射性物質濃度分布図」を作成し、公表しました。

（ア）農地土壌調査

平成 23 年度から令和 6 年度まで、延べ 6,967 点を調査しました。令和 6 年度は、水田を始め、畑地や牧草地、樹園地の 268 地点の土壌とそこで栽培されている農作物に含まれる放射性物質の濃度を測定しました。

（イ）農地土壌の放射性物質濃度分布図

農地土壌調査と原子力規制委員会が実施した航空機モニタリングの空間線量率データから、農地土壌の放射性セシウム濃度を推計し、「農地土壌の放射性物質濃度分布図」を作成しました。

（２）農業者への支援

ア 放射性物質の農作物への吸収抑制対策の推進

福島県営農再開支援事業を活用し、カリ肥料の施用等による放射性物質の吸収抑制対策の取組を支援しました。

- ・市町村数：16 市町村
- ・対象作物：水稻、そば、大豆等

イ 放射性物質除去・低減技術開発の推進

福島県農業総合センターでは、農林水産省農林水産技術会議、国立研究開発法人農研機構、大学等と連携し、放射性物質除去・低減技術の開発に取り組んでいます。

研究成果は、「放射線関連支援技術情報」として取りまとめ、ホームページに掲載するとともに、市町村や関係団体に対する成果説明会等の開催により、成果の周知を行っています。

（ア）主な研究課題

- ・放射性物質の分布状況の把握
- ・農用地等の放射性物質の除去・低減技術の確立
- ・放射性物質の吸収抑制技術等の確立

（イ）主な研究成果

「ダイズの放射性セシウム吸収抑制のためのカリ肥料は全量基肥施用するのが望ま

しい」、「ソバの放射性セシウム吸収に対する各種カリ肥料の施用効果」、「電動ドリルを利用した 木くず採取によるコナラ幹 ^{137}Cs 濃度の推定」、「液体培地を利用した 菌糸体へのセシウム移行にかかるカリウム、窒素の影響」、「原発事故直後と近年における海産魚類の餌料生物（アミ類、エビ類）の ^{137}Cs 濃度」等の研究成果を取りまとめ、放射線関連支援技術情報として公表しました。

ウ 避難地域等における営農再開状況

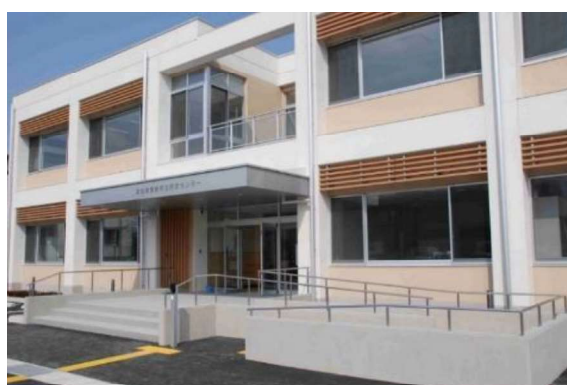
避難指示区域等における令和 6 年度末現在の営農再開面積は 9,145ha、再開率は 52.9%となっており、市町村別の状況は、以下のとおりです。

市町村名	川俣町	田村市	南相馬市	広野町	楡葉町	富岡町	川内村	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	飯舘村	合計
営農休止面積 (平成23年12月末)	375	893	7,289	269	585	861	605	936	723	2,034	398	2,330	17,298
営農再開面積 (令和6年度末)	273	625	5,213	240	448	297	356	63	4	670	184	771	9,145
営農再開率	72.8%	69.9%	71.5%	89.2%	76.6%	34.5%	58.9%	6.7%	0.6%	32.9%	46.3%	33.1%	52.9%

エ 福島県農業総合センター浜地域農業再生研究センターにおける営農再開支援の取組

平成 28 年 3 月 25 日に開所した「浜地域農業再生研究センター」では、農業者や市町村等の要望を踏まえ、国や県が開発した基幹技術等をベースとして、地域の営農再開や再生の段階に応じた実証研究を行っています。

令和 6 年度は 10 市町村 20 カ所で実証研究に取り組み、研究で得られた成果等は技術移転セミナー（令和 6 年度実績：1 回、参加者：17 名）や研究成果発表会（参加者：65 名）等で公表するとともに、営農相談（令和 6 年度実績：63 件）を実施するなど、積極的な情報提供に努めました。



浜地域農業再生研究センター



技術移転セミナー

（ピーマンの簡易灌水システム）

オ 福島県営農再開支援事業の取組

東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示区域等においては農業者の帰還や営農再開に向け、農地の除染はもとより、農業者が安心して営農再開できる環境づくりに取り組む必要があります。

営農再開に向けた一連の取組を支援するため、国の平成 24 年度補正予算以降に措置

された福島県原子力災害等復興基金（営農再開）計 383 億円を受け入れ、福島県営農再開支援事業を実施しています。

令和 6 年度は、避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援（南相馬市、富岡町、浪江町等 10 市町村）、放射性物質の吸収抑制対策（伊達市、国見町、南相馬市等 16 市町村）、作付再開水田の均平化支援（楢葉町、浪江町、飯舘村等 6 市町村）、鳥獣被害防止緊急対策（川俣町、南相馬市、飯舘村等 11 市町村）などに取り組みました。

【福島県営農再開支援事業のメニュー内容】（令和 6 年度）

1 避難区域等における営農再開支援

- （１）除染後農地等の保全管理
- （２）鳥獣被害防止緊急対策
- （３）放れ畜対策
- （４）営農再開に向けた作付・飼養実証
- （５）避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援
- （６）放射性物質の交差汚染防止対策
- （７）新たな農業への転換支援
- （８）家畜の導入支援
- （９）水稻の作付再開支援
- （１０）除染後農地の地力回復対策
- （１１）地域営農再開ビジョン策定支援
- （１２）先端技術等を活用した大規模な営農再開拠点構築に向けた支援

2 放射性物質の吸収抑制対策

- （１）放射性物質の吸収抑制対策
- （２）放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備

3 特認事業

- （１）営農再開に向けた復興組合支援
- （２）稲作生産環境再生対策
- （３）農業者の安全管理支援
- （４）斑点米対策
- （５）作付再開水田の漏水対策
- （６）「たらのめ」生産再開支援
- （７）作付再開に伴う水稻苗の供給支援
- （８）避難指示解除区域における飼料生産供給対策
- （９）除染後牧草の品質・生産性回復対策
- （１０）有害鳥獣生息状況調査に基づく被害防止対策パッケージ実施体制整備支援
- （１１）集落単位等で作付管理する地域への支援
- （１２）避難区域等における農業者等の確保支援

- (13) 担い手への農地集積に向けた準備への支援
- (14) 作付再開水田の均平化支援
- (15) 公共牧場等の再生利用支援

カ 福島県原子力被災 12 市町村農業者支援事業の取組

原子力被災 12 市町村における営農再開等を促進することを目的に、営農再開等に取り組む農業者の生産等に必要な農業用機械、施設等の導入を支援しました。

- ・件数：40 件
- ・補助金額：417,415 千円



ブドウ用ハウスの導入



農業用機械の導入

キ 福島県産農産物等販路拡大タイアップ事業の取組

(公社)福島相双復興推進機構が原子力被災 12 市町村において実施する農産物の販路開拓のコンサルティング等に要する経費を支援しました。

(ア) 福島県産農産物等販路拡大タイアップ事業

a 目標

- ・支援件数 30件（全て新規販路開拓支援）
- ・農業者の自立支援 10件

b 実績

- ・支援件数（着手）32件
- （うち新規販路開拓（完了） 32件）

新規販路開拓支援

市町村名	川俣町	田村市	南相馬市	広野町	檜葉町	富岡町	川内村	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	飯館村	計
着手件数	3	8	5		1	7	2			5		1	32
完了件数	3	8	5		1	7	2			5		1	32

- ・農業者の自立支援（着手） 16件、（完了） 11件

農業者の自立支援

市町村名	川俣町	田村市	南相馬市	広野町	檜葉町	富岡町	川内村	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	飯館村	計
着手件数	3	3	3		3	2		1		1			16
完了件数	2	2	1		2	2		1		1			11

ク 県内外の避難先における一時就農の支援

原子力被災 12 市町村から避難した農業者の生活再建を図ることを目的とし、原子力被災 12 市町村外（県外を含む）の避難先で農業経営を再開する際に必要な農業用機械・施設等の導入支援を行う避難農業者経営再開支援事業について、避難者への広報活動を通じて周知しました。

ケ 農業者向け金融支援策の実施

農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）及び農業近代化資金（復興）を融通し、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害により、被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定や営農再開を支援しました。

利子補給承認実績（令和 6 年度）

資金名	融資枠	件数	貸付額
農家経営安定資金	100 百万円	0 件	0 百万円
農業近代化資金	380 百万円	33 件	342 百万円

コ 東日本大震災復興特別区域法に基づく取組

東日本大震災復興特別区域法は、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に進めるために制定された法律です。

震災により一定の被害を生じた地方公共団体（福島県は全市町村及び県が対象）が、復興に関する計画（復興推進計画、復興整備計画）を策定し、国に認められた場合等に、規制・手続きの特例や税制、金融上の特例を受けられる仕組みです。

（ア）復興推進計画

東日本大震災からの復興へ向けた取組を推進するため、県及び市町村が単独又は共同で作成することにより、個別の規制・手続きの特例や税制上の特例等を受けることが可能となる計画です。令和 6 年度税制改正の大綱（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）により、適用期限が令和 7 年度末まで延長されました。

a 農林水産業関係の復興推進計画

農林水産関連産業は「ふくしま産業復興投資促進特区」という復興推進計画に含まれており、同計画において、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村、浪江町、新地町、飯舘村が復興特区税制の対象区域を定めています（楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村は対象区域を定めていない）。

b 事業者の指定状況

課税の特例を受けるため、事業者は市町村へ申請し、指定を受けます。
農林水産分野における指定状況は次のとおりです。

【指定状況（令和 6 年 3 月末現在）】

- ・ 指定件数 283 件、指定事業者数 267 件
（内訳） 農業関連産業 132 件
地域資源活用型産業（林業） 4 件

水産関連産業 147 件

※同一事業者が複数の業種に該当する場合があるため、指定件数と指定事業者数は一致しません。

<税制上の特例の概要>

○国税：法人税（個人事業主の場合は所得税）

- ・事業用設備等に係る特別償却（特区法第 37 条）

機械・装置、建物等の投資に係る特別償却又は税額控除

- ・法人税等の特別控除（特区法第 38 条）

被災被用者の給与等支給額の 10%（9 %）を税額控除

※〈 〉内は、令和 7 年度に指定を受けた場合

- ・研究開発税制の特別償却（特区法第 39 条）

開発研究用減価償却資産の特別償却及び税額控除

○地方税

- ・地方税の課税免除又は不均一課税（特区法第 43 条）

施設・設備等の新・増設による事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除・不均一課税した場合の地方公共団体の減収を、震災復興特別交付税により補填

（イ）復興整備計画

a 復興整備計画

復興に向けたまちづくりや地域づくりに必要となる市街地や農業生産基盤の整備等を図る各種事業を対象に、これらに関する許可の基準緩和や手続のワンストップなどの特例を受けるための計画です。

復興整備計画に記載される復興整備事業には、その円滑・迅速な実施をサポートするための各種の特例措置（農地転用等の許可基準の緩和や事業実施に必要な手続のワンストップ処理等）が適用されるとともに、復興整備協議会や関係各機関との協議により同意を得た復興整備計画を公表することで、計画に記載した復興整備事業に関する許認可等があったものとみなされます。

b 復興整備協議会

復興整備計画を実効あるものとして作成し、実施していくため、幅広い関係者の意見を集約するとともに、許認可権を持つ関係機関等が一堂に会し、実質的な調整を行う場として、計画の作成主体となる市町村が単独若しくは、県と共同で設立する組織です。

令和 6 年度は復興整備協議会が 6 回開催され、富岡町や双葉町における農用地利用計画の変更や 4 ha を超える農地転用を必要とする土地利用方針の変更等について協議がされました。

1.2 避難地域等における農林水産業の復興の加速化

(1) 新たな経営・生産方式の導入

ア 福島イノベーション・コースト構想における農林水産分野の取組

平成 29 年 5 月 19 日に改正された福島復興再生特別措置法に基づき、県は重点推進計画に「福島イノベーション・コースト構想」を位置づけ、平成 30 年 4 月 25 日に認定を受けました。

本計画においては、福島の新産業創出、国際競争力強化、先導的な取組による「新生ふくしま」の創造に向け、国、県、関係市町村、企業、関係機関等の関係者が一丸となって、積極的な挑戦（チャレンジ）に取り組んでいくこととしています。

なお、重点推進計画は、令和 2 年 6 月 5 日に改正された福島復興再生特別措置法に基づき、福島復興再生計画に統合されました。

【「福島イノベーション・コースト構想」の農林水産分野内容】

- ① 先端技術等の導入による新しい農業の推進
- ② 林業の再生と県産材の新たな需要創出
- ③ 水産研究の拠点の活用等による新たな水産業の確立
- ④ 先端技術情報等の発信等による技術の普及・導入の推進
- ⑤ 農林水産分野における技術開発・実用化の推進
- ⑥ 「ふくしま」ならではの確固たるブランドの確立
- ⑦ 地域資源を活用した持続可能な農業の構築

さらに、福島イノベーション・コースト構想を更に発展させ、司令塔となる中核的な拠点として、国は令和 5 年 4 月 1 日に福島国際研究教育機構（F-R E I）を設立しました。県は、令和 6 年度に下記の研究課題へ参画しました。

○第二分野（農林水産業）

① 赤外センサーを用いた高品質ブドウ栽培のスマート化技術
② モモ及びナシに関する輸出対応型果樹生産技術の開発及び実証
③ イノシシ捕獲を先端技術で高効率化する被害対策システムおよび超指向性超音波による野生動物の検知・サル撃退技術の構築・実証
④ 大規模牧場を核とした耕畜連携のための技術開発及び実証
⑤ プラズマ農業技術の開発と福島県浜通りでの実装
⑥ 福島から世界へ発信する新しいコンセプトの牛乳房炎ワクチンの開発
⑦ 果菜類収穫作業の軽労化につながる協働ロボットの開発及び新たな協調作業体系の構築に関する研究

○第五分野（原子力災害に関するデータや知見の集積・発信）

① 原子力災害に関するデータや知見の集積・発信（放射性物質の魚類への取込・排出メカニズム）

イ 生産・加工等が一体となった高付加価値産地の創出

原子力被災 12 市町村の営農再開の加速化に向け、生産と流通、加工等が一体となった高付加価値産地を創出する取組を支援する福島県高付加価値産地展開支援事業を令和 3 年度に創設しました。

この事業は、拠点となる集出荷施設、乾燥貯蔵施設、冷凍・加工施設、育苗施設、畜産関連施設等の設置を支援する「整備事業」及び、機械リース、生産資材や家畜の導入等を支援する「推進事業」があります。

令和 6 年度は、整備事業 1 件、推進事業 1 件について、採択しました。

- ・整備事業：「肉用牛・酪農複合牧場」

(実施主体：(株)美土里耕産、場所：田村市)

- ・推進事業：「ブロッコリー生産機械リース・生産資材導入」

(実施主体：(株)耕福、場所：浪江町)

(2) 新たな担い手の確保

ア 農地中間管理機構による担い手への農地集積

原子力被災 12 市町村における営農再開を加速するため、福島復興再生特別措置法に基づき、県が農用地利用集積等促進計画を作成・公告し、農地中間管理機構を通じた農用地の借り受けと担い手への再貸し付けを一体的に設定することにより、担い手への農地集積・集約化を促進しています。

また、農地中間管理機構では、令和 3 年度から被災地域対策室を設置するとともに、原子力被災 12 市町村に現地コーディネーター 12 名を配置し、農業者の意向把握や地域計画の策定・見直し、農地のマッチング等の支援に取り組んでいます。

令和 6 年度、避難指示解除等地域における農地中間管理機構を通じた農地集積面積は 573ha であり、平成 26 年度から令和 6 年度までの累計で 2,970ha となり、令和 6 年度営農再開面積 9,145ha に占める割合は 32.5%となりました。

イ 農業への企業参入促進

企業の農業参入については、福島県農業経営・就農支援センターが中心となり、関係機関・団体と連携して支援策や農地等の情報提供や相談対応、参入企業の定着のための経営発展等を支援しています。

また、浜通り地域等 15 市町村については、福島復興再生特別措置法に基づき、避難解除等区域への農業を含めた新規企業の参入を促進しており、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構と連携した企業の参入支援を実施しています。

【実績】

- ・企業参入関係相談件数：52 件
- ・ふくしま企業農業参入セミナー：参加者 128 名
- ・現地見学ツアー：4 社 7 名参加

- ・企業の農業参入フェア：東京都8法人、大阪府6法人相談対応



ふくしま企業農業参入セミナー



現地見学ツアー

（３）農業水利施設の新たな維持管理体制の構築

ア 請戸川地区管理体制整備に係る実証事業の取組

避難指示が解除された地域では、未だ避難者も多く、震災前のような維持管理を行っていくことが困難な状況にあります。

そのため、請戸川土地改良区管内をモデル地区に位置づけ、農業水利施設の維持管理の省力化に向けた取組を実施し、新たな管理体制の構築に向けた検討を行っています。令和４～６年度は、現場状況に応じた維持管理軽減対策として、支線用水路や管理道路沿いの草刈り作業の軽減を目的に、水路法面へのシールコンクリート工、防草シート工及びモルタル吹付工を実施し、管理道路では路面へのプライムコート工やセメント系固化剤による道路改良などを実施しました。

これらの対策により、除草作業の軽減化や法面の洗掘防止のほか、イノシシによる掘起しなどの鳥獣害防止の効果が確認できました。



施工前 雑草繁茂状況



施工後 （水路のり面）シールコンクリート工
（管理道路）プライムコート工



防草シート工及びモルタル吹付工



セメント系固化材による道路改良

1.3 風評の払拭

(1) 総合的な風評対策の取組

ア 農産物等の安全・安心を確保する取組

(ア) モニタリング検査の的確な実施と計画的な出荷制限の解除

令和6年度のモニタリング検査（出荷確認検査）は、9,027 検体の検査を行いました。その結果、ねまがりたけ2点、牛肉1点で基準値超過があり、基準値超過割合は0.03%でした。

検査結果は、結果が判明次第、速やかに市町村、関係機関、団体、市場などへ送付するとともに、報道機関への情報提供や県のホームページへの掲載を行い、広く周知を図りました。

また、データの検索ができるホームページ「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」で、分かりやすい情報提供に取り組みました。

令和6年度農林水産物の緊急時モニタリング出荷状況(出荷確認検査)^{※1}

食品群	品目数	基準値 ^{※2} (100Bq/kg) 以下点数	基準値 ^{※2} (100Bq/kg) 超過点数	検査結果 点数	月 別											
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
玄米 ^{※3}	1	201	0	201	0	0	0	0	21	180	0	0	0	0	0	0
穀類(玄米除く)	6	167	0	167	0	0	12	31	17	5	28	32	35	4	3	0
野菜	164	1,448	0	1,448	159	217	213	280	149	51	94	165	66	14	15	25
果実	35	406	0	406	0	3	39	29	61	122	87	52	11	1	1	0
原乳	1	85	0	85	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
肉類	6	1,572	1 ^{※7}	1,573	156	108	107	141	114	208	143	170	101	108	98	119
鶏卵	2	77	0	77	6	8	5	9	4	1	11	8	4	9	4	8
はちみつ	1	37	0	37	0	4	32	0	0	0	0	1	0	0	0	0
牧草・飼料作物	—	600	0	600	2	49	76	57	58	86	84	79	91	18	0	0
水産物(海産) ^{※4※5}	182	3,257	0	3,257	349	281	330	182	148	225	358	332	284	238	276	254
水産物(河川・湖沼) ^{※5}	13	127	0	127	18	12	16	18	7	11	12	4	1	0	0	28
水産物(内水面養殖)	5	20	0	20	4	5	2	3	1	0	0	0	2	2	1	0
山菜(野生)	17	297	2 ^{※7}	299	120	139	30	2	1	0	0	0	0	0	1	6
山菜(栽培)	1	80	0	80	61	12	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0
きのこ(野生)	42	115	0	115	0	0	0	8	6	11	68	22	0	0	0	0
きのこ(栽培)	30	511	0	511	24	32	39	18	15	46	218	76	19	11	3	10
果実(野生)	1	7	0	7	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0
樹実類	3	17	0	17	1	1	0	0	1	2	5	4	3	0	0	0
合 計	510 ^{※6}	9,024	3	9,027	908	878	914	786	610	955	1,122	952	624	412	409	457

※1 出荷・販売用の品目を対象に実施した検査（出荷制限等品目の解除に向けた検査を除く）

※2 食品衛生法における食品の基準値（セシウム134、セシウム137の合算値）（一般食品）100Bq/kg、（牛乳）50Bq/kg

※3 玄米のモニタリング検査は、米の全量全袋検査を実施している8市町村を除く地域で実施

（令和6年度産米の全量全袋検査実施8市町村：南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、川俣町（旧山本屋村））
（米の全量全袋検査の結果：ふくしまの恵み安全対策協議会 <https://fukumegu.org/ok/contentsV2/>）

※4 ブワイガニ（オス）、ブワイガニ（メス）はそれぞれ1品目として集計

※5 シロザケ（筋肉）、シロザケ（精巢）、シロザケ（卵巣）はそれぞれ1品目とし、「海産」と「河川・湖沼」のそれぞれにおいて集計

※6 シロザケ（筋肉）、シロザケ（精巢）、シロザケ（卵巣）は、品目数合計では「海産」と「河川・湖沼」の区別をしない

※7 基準値超過は、ねまがりたけ2点、牛肉1点

なお、出荷制限等品目の解除に向けたモニタリング検査の結果、基準値を安定して下回ることが確認できた品目については、出荷制限等の解除に向けて手続きを進めました。

令和6年度に制限等が解除された品目は、くろそい(福島県海域)の1品目でした。

(イ) 放射性物質検査の継続と検査結果の見える化

a ふくしまの恵み農産物安全管理システム

県産農林水産物の風評対策として、産地が行う農林水産物の放射性物質検査結果や、流通消費段階における安全情報の情報発信を行いました。

令和6年度の検査点数は、92,495点（玄米74,779点（令和6年産米）、野菜・果物3,533点、穀類39点、山菜・きのこ32点、水産物14,112点）でした。（令和7年3月31日時点）



b 地域協議会の設置及び検査機器導入状況（令和7年3月末現在）

地域協議会に対する支援として、営農再開地域等における農林水産物の放射性物質検査体制の整備などを行いました。

- ・ 地域協議会の設置状況：45 協議会（52 市町村）
- ・ 米の全量全袋検査器：22 台
- ・ NaI 等シンチレーションスペクトロメーター：108 台

c 精米袋用ラベルの作成

福島県産米を販売するにあたり、全量全袋検査による放射性物質検査を実施した玄米を使用し、安全であることを消費者に伝えるために精米袋に貼付するラベルを作成して、希望する精米業者等に配布しました。

令和6年度の配布件数は15件、配布枚数は1万3千枚でした。



(ウ) 米の全量全袋検査

平成24年産米から令和元年産米まで、県産米の安全性確保と信頼回復を図るため、県と関係機関・団体が連携して、県内で生産された全ての米を対象に放射性物質検査を実施してきました。

平成27年産米以降、通算5年間基準値（100Bq/kg）超過がないことを踏まえ、令和2年産米から、避難指示のあった12市町村で生産されたもののみに全量全袋検査を実施し、その他の地域については、モニタリング検査へ移行しました。

その後、広野町と川内村が令和4年産米から、田村市が令和5年産米からモニタリング検査に移行しました。

令和6年産米からは、檜葉町がモニタリング検査へ移行しました。

a 検査点数（令和7年3月31日現在）

74,779点

b 検査結果（令和7年3月31日現在）

検査したすべての米が基準値以下でした。

放射性セシウム 濃度（Bq/kg）	測定下限値未満 （25未満）	25～50	51～75	76～100	100超	計
点数	74,779	0	0	0	0	74,779
（割合（％））	（100）	（0）	（0）	（0）	（0）	（100）

(エ) 園芸品目における対応

a 園芸品目におけるモニタリング検査及び出荷制限の解除等

(a) 直近2か年のモニタリング検査結果

令和6年度の検査では、野菜の約95%、果実の約90%が「検出下限値未満」で、基準値を超過したものではありませんでした。

		野菜				果実			
		R5		R6		R5		R6	
		点数	割合	点数	割合	点数	割合	点数	割合
合計		1487	100.0%	1489	100.0%	386	100.0%	406	100.0%
内訳	検出せず	1451	97.6%	1420	95.4%	355	92.0%	365	89.9%
	～10Bq/kg	21	1.4%	48	3.2%	23	6.0%	29	7.1%
	～30Bq/kg	12	0.8%	18	1.2%	7	1.8%	8	2.0%
	～50Bq/kg	3	0.2%	1	0.1%	1	0.3%	3	0.7%
	～100Bq/kg	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	1	0.2%
	100Bq/kg超過	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

※検査点数には出荷制限等品目の解除に向けた検査を含む

ｂ あんぽ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の加工自粛

柿は、あんぽ柿や干し柿への乾燥加工により水分が減少し、放射性セシウム濃度が高くなることから、平成 23 年度から毎年度、試験的に加工したあんぽ柿、干し柿の放射性物質検査を実施し、100Bq/kg を超過した市町村に対して、あんぽ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の加工自粛を要請してきました。

令和 6 年度は、前年度に引き続き福島市、伊達市、桑折町及び国見町に対して加工自粛を要請しました。

一方、加工自粛が要請されている 2 市 2 町においては、幼果期検査により加工可能な場を判断し、出荷されるあんぽ柿について全量非破壊検査を実施し、安全が確認されたもののみを出荷しています。トレー製品の総検査点数 429 万 8,704 トレーのうち、スクリーニングレベル(50Bq/kg)を超過したのは 68 トレーで、全体に占める割合は約 0.0016%でした。また、個包装製品の総検査点数は 9 万 71 箱で、すべてスクリーニングレベル以下でした。

なお、スクリーニングレベルを超過したトレーは全て廃棄されています。

(オ) 畜産物における対応

県産牛肉の安全を確保し、風評を払拭するため、牧草のモニタリング検査と併せて、肉牛を出荷しようとする全ての農家の飼養状況調査を実施し、適正に飼養管理された牛だけが出荷されるよう取り組みました。出荷された肉牛は、必要に応じて、県内出荷については、福島県農業総合センターにおいて、県外出荷については、と畜場又は県が指定する分析機関において放射性物質検査を行いました。

令和 6 年度は県内 3,451 頭、県外 15,056 頭をと畜したもののうち県内 1,542 頭、県外 3,641 頭について検査しました。そのうち、令和 6 年 8 月 22 日に検査した牛肉 1 点で、食品衛生法における基準値 100Bq/kg を超過する 120Bq/kg の放射性セシウムが検出されたため、直ちに当該牛由来の牛肉及び内臓の隔離を行い、流通を止めました。また、原因究明と併せ、再発防止に向けた調査と畜産農家への周知、検査体制の強化などの対策を行いました。

その他、県産の原乳、豚肉、馬肉、鶏肉、鶏卵及びはちみつについても、モニタリング検査を定期的に実施し、基準値を超過したものはありませんでした。

イ 「ふくしま」ならではのブランドの確立

（ア）福島県農林水産物ブランド力強化推進方針の策定

震災からの復興や安全性の確保に向けて取り組んできた間に、他都道府県では農林水産物のブランド力を強化する取組が積極的に行われてきたことから、県産農林水産物は価格や地域イメージ等で他県から遅れている状況です。そのため、福島ならではの取組により県産農林水産物のブランド力を強化し、競争力強化に結びつけるため、「福島県農林水産物ブランド力強化推進方針」を策定（令和4年9月）しました。

○基本方針

市場のニーズを的確に把握し、生産から消費に至る取組の連携強化を図りながら県産農林水産物の高付加価値化・生産力強化を進めるとともに、戦略的な情報発信を一体的に行うことでブランド力の強化を図る。



ブランド力強化の展開イメージ

（イ）ならではのプランの策定と実践

福島県農林水産物ブランド力強化推進方針に基づき、産地ごとに、精緻な市場調査に基づいた生産、流通、消費の各段階における現状分析を行い、市場関係者及び消費者等のニーズや、各産地や各品目の強み・弱みを把握し、県やJA等の関係者が一丸となって生産から流通、販売、PRに取り組む産地戦略である、「ならではのプラン」の策定と、その実践に取り組んでいます。

令和6年度は、令和5年度に策定した3産地（「県北・もも」、「会津・アスパラガス」、「いわき・ねぎ」）に続き、新たに「あんぽ柿（JAふくしま未来・伊達果実農協）」、「ピーマン（JA福島さくら）」、「きゅうり（JA夢みなみ）」、「いちご（JA東西しらかわ）」、「昭和かすみ草（JA会津よつば）」の5産地について、産地ごとに産地ワーキンググループを立ち上げ、精緻な市場調査・産地分析を実施の上、調査分析結果を基に戦略を検討し、「ならではプラン」を策定しました。

また、令和5年度の3産地におけるプランの実践を進め、需要に応じた新たな出荷規格導入のためのテストマーケティングの実施など、ブランド力強化を進めました。



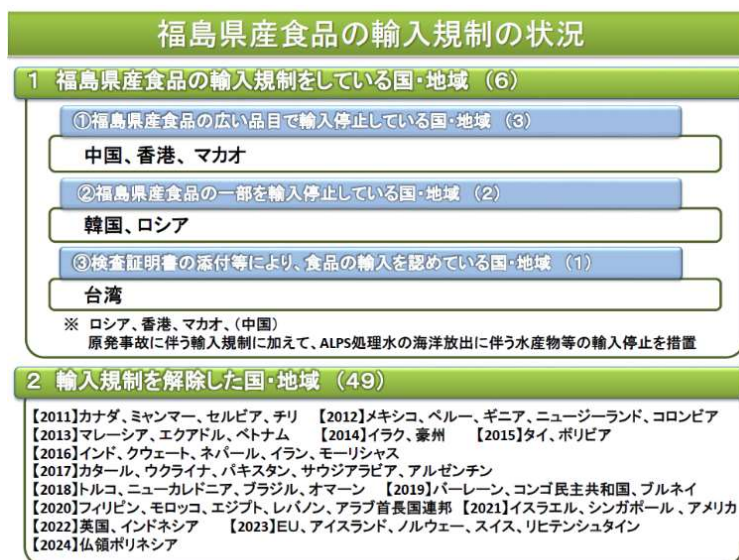
ならではプラン策定と実践のイメージ

ウ 産地の生産力強化、競争力強化

「Ⅱ-4.2 戦略的なブランディング」に記載のとおりです。

エ 輸入規制措置の撤廃

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、県産食品の輸入規制は、一時 55 の国と地域で措置されていましたが、国と連携しながら、県産農林水産物等の安全性や魅力を海外に積極的に発信する取組を続けてきた結果、令和6年度に仏領ポリネシアで規制措置が撤廃（令和6年5月17日）されたことから、令和6年度末時点で輸入規制措置を撤廃した国と地域は49となり、輸入規制を継続している国、地域は6となりました。



令和7年6月29日現在

農林水産省資料「諸外国・地域の規制措置」より抜粋し、福島県農林企画課が作成

2 多様な担い手の確保・育成

2.1 農業担い手の確保・育成

(1) 地域農業の核となる担い手の育成

ア 経営体の育成

令和6年度は、福島県農業経営・就農支援センター全体で1,352件の相談を受け付け、そのうち新規作目の導入、法人化、第三者への事業継承など農業経営に関する300件を超える相談に対して、各種支援制度の活用を進めながら、対応しました。

(ア) 経営体の育成

地域をリードする経営体を育成するため、自らの計画に基づく規模拡大等の取組や、地域の中心的な経営体の経営発展に必要な農業用機械等の導入を支援しました。

a 担い手づくり総合支援事業（地域担い手育成支援事業、先進的農業経営確立支援事業）

地域計画に位置付けられた者等が農業用機械等を導入する経費の一部を市町村を通して支援しました。

【令和6年度実績】

先進的農業経営確立支援事業	事業実施地区数：1村1地区 補助額：3,780千円
融資主体補助型	事業実施地区数：3市町5地区 補助額：18,294千円
条件不利地域補助型	事業実施地区数：1町3地区 補助額：12,593千円

b 担い手づくり総合支援事業（担い手確保・経営強化支援事業）

売上高拡大や経営コストの縮減等の経営発展に意欲的に取り組む地域計画に位置付けられた者の農業用機械・施設等導入を支援しました。

【令和6年度実績（繰越分）】

事業実施市町村：2市町村2地区 補助額：45,860千円

(イ) 農業法人等の活性化

法人化の推進により農業法人は年々増加し、地域営農の中心的な担い手として期待が高まる一方で、経営課題を抱える法人も多いため、必要に応じて専門家を派遣し、経営改善や更なる経営発展に向けて、伴走型の支援を実施しました。

【取組の結果】

- ・事業実施主体：福島県担い手育成総合支援協議会
- ・重点指導農業者：31件
- ・助成額：6,045千円

イ 集落営農の推進

集落営農組織が、様々な経営課題を乗り越え、将来にわたって農地を継続的に活用し

て営農が継続できるよう、関係機関・団体と連携したサポート体制を構築し、集落営農の活性化に向けた集落ビジョンの作成や、その実現に向けた組織体制の強化、収益力向上に向けた取組、効率的な生産体制の確立などを総合的に支援しました。

また、集落営農セミナーを開催し、集落営農を推進しました。

【令和6年度実績】

- ・集落営農活性化プロジェクト促進事業実施組織数：4市町4組織
- ・補助額：9,720千円
- ・集落営農セミナーの開催：令和6年11月22日

ウ 地域計画の推進

農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画について、市町村における策定作業を支援するため、関係機関・団体が一体となって推進を行う「地域計画推進チーム」の設置や「地域計画及び農地中間管理事業推進調整会議」の開催、計画策定に向けた話合いの進め方に関する研修会の実施、先行事例等を掲載したマニュアルの配布などに取り組みました。この結果、策定期限である令和7年3月末までの策定を予定していた1,007地域全てにおいて策定が終了しました。

【地域計画の策定状況（令和7年3月末現在）】

策定市町村数	a 策定地域数
57	1,007

エ 女性農業経営者の確保・育成

（ア）女性の認定農業者

家族経営における仕事と生活の調和がとれた環境整備、さらには女性の起業活動を促進するため、家族経営協定の締結、経営への参画等を推進しました。

女性の認定農業者数は年々減少傾向にあり、令和6年3月末時点で267人となりました。

【家族経営協定締結数及び女性認定農業者数の推移】

年度	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
家族経営協定締結数（戸）	1,096	1,123	1,124	1,155	1,090	1,085	1,105
女性認定農業者数（人）※	564	555	564	277	268	256	267
認定農業者数（経営体）	7,721	7,738	7,377	7,146	7,035	6,982	6,887

※女性認定農業者数：令和2年度から女性が役員となっている法人を除いた数

（イ）福島県生活研究グループ連絡協議会

本協議会は、農村生活の向上を目指し、特産品の加工や販売などを行う「生活研究グループ」の地域協議会を総括する組織として昭和 55 年に発足し、農産物加工や直売等の先導的活動を行ってきました。

令和 5 年に引き続き、令和 6 年 7 月 17 日に県内会員を対象として長泉寺住職を講師に招き、全体研修会を開催しました。

・会員数（令和 6 年度）：103 名（4 協議会）



令和 6 年度全体研修会

オ 家族経営協定締結数

農業委員や市町村、県が連携して家族経営協定の締結を推進しています。

令和 5 年度に新規で締結された農家数は、34 件でしたが、全体では前年度と比べ 20 件増加し、1,105 件となりました。

本県においては、経営者夫婦で協定を結ぶケースが最も多くなっています。



締結の様子

（２）次代を担う新規就農者の確保・育成

ア 就農に関する相談受付

令和 6 年度は、福島県農業経営・就農支援センター全体で 1,352 件の相談を受け付け、そのうち就農に関する 900 件を超える相談に対応しました。

(ア) 農業経営・就農相談件数（センター本所＋県農林事務所サテライト分）

所 属	R 6 実績（R 6 . 4 月～R 7 . 3 月）				前年件数 (R 5)	
	A	就農	経営	企業 参入等	B	差 A- B
センター（自治会館）	561	374	135	52	581	+72
サテライト（地域）小計	791	587	182	22	719	△20
センター相談件数	1,352	961	317	74	1,300	+52

- a 新規就農関連に係る相談件数 961 件（前年度同比 103%）
b 農業経営全般に係る相談件数 317 件（前年度同比 99%）
c 企業の農業参入等に係る相談件数等 74 件（前年度同比 145%）
計（4～3 月 12 か月分の件数） 1,352 件（前年度同比 104%）

イ 農業高校生の就農誘導

農業高校生の就農への誘導を図るため、若手農業者による農業高校生の農家体験研修や各地方の就農相談会への参加誘導に取り組みました。

【令和 6 年度実績】

活動区分	取組校	内容
農業体験研修	会津農林、磐城農業	2 校延べ 16 名の生徒が先進農家での農業体験を実施。
フレッシュ農業講座	福島明成、二本松実業、小野、岩瀬農業、修明、白河実業、会津農林、会津農林（耶麻校舎）、南会津、相馬農業、ふたば未来、磐城農業	分校を含む 12 校延べ 354 名の生徒が青年農業者等と就農に向けた意見交換や農業関連施設の視察を実施。
就農相談会への参加支援	岩瀬農業、修明	2 校延べ 90 名が就農相談会へ参加。



学生向け就農相談会の様子

ウ 農業短期大学の機能充実と農業者育成

アグリカレッジ福島（福島県農業総合センター農業短期大学校）では、「就農後の経営を早期に安定化できる資質を備え、地域のリーダーとなる農業者を多く輩出すること」を目標に、令和3年度より教育機能・研修機能・学校運営機能の強化を進めており、令和6年度には、新たな研修施設及び学生寮が完成しました。

令和7年度から、これら施設の供用を開始し、将来の地域のリーダーとなる農業者の育成を進めてまいります。

（令和6年度卒業生の実績：自営就農5名、法人就農21名、JA3名、農業関連企業・団体9名）



新研修施設（アグリ探求棟）



新学生寮

エ 就農希望者の確保と雇用就農の促進

県内外から就農希望者を確保するため、南会津及びいわきにおいて現地見学会、県内5地域で就農相談会「ふくしま農業人フェア」、東京都で移住就農相談会「福島くらし&“就農”フェア」を開催するとともに、農業経営・就農支援ポータルサイト「ふくのう」及びInstagram「fukunou」により情報発信を行いました。

また、労働者派遣事業を活用し、就農希望者が農業法人等に就農するために必要となる実務を身に付ける研修の実施や、就農希望者と農業法人とのマッチングを支援しました（令和6年度実績：法人等での実習生22名、法人等への就職19名）。



移住就農相談会の様子



現地見学会の様子

オ 新規就農者育成総合対策事業の活用

(ア) 経営発展支援事業

独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満の認定新規就農者等で、一定の要件を満たす者に対し、機械・施設等の導入を支援しました。

(イ) 経営開始資金（旧経営開始型）

独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満の認定新規就農者で、一定の要件を満たす者に対し、12.5 万円／月（150 万円／年）の資金を最長 3 年間交付しました。

(ウ) 就農準備資金

就農予定時の年齢が原則 50 歳未満の農業研修生で、独立・自営就農又は雇用就農又は親元就農を目指し、一定の要件を満たす者に対し、12.5 万円／月（150 万円／年）の資金を最長 2 年間交付しました。

区 分	交付人数（人）	交付金額（千円）	備 考
経営発展支援事業	31 人	97,650 千円	令和 5 年度補正含む
経営開始資金	299 人	380,326 千円	農業次世代人材投資事業（開始型）含む
就農準備資金	74 人	107,375 千円	令和 5 年度補正含む
合 計	404 人	585,351 千円	

カ 新規就農者の受入体制の整備

研修受入施設を県内 143 施設を認定し、45 市町村におけるサポート体制と連携して就農を支援しました。また、県内 11 地区において、新規就農者の受入体制の整備・強化を図る取組を支援しました。

【支援地区・団体】

- ・国見町地域農業再生協議会（国見町）
- ・郡山市
- ・田村地域就農支援プロジェクト（田村市、三春町、小野町）
- ・白河市
- ・棚倉町
- ・矢吹町
- ・鮫川村
- ・会津若松市
- ・喜多方市農業振興協議会（喜多方市）
- ・金山町
- ・只見町農業再生協議会（只見町）

さらに、J Aグループ福島における「福島型トレーニングファーム」の設置検討に当たって、県も参画し、提案等を行いました。

(3) 多様な働き方への対応

福島県農業経営・就農支援センターや農林事務所における就農相談及び地域の受入体制において、就農希望者の要望等を丁寧に確認しながら、営農部門の選定や農業技術の習得等の支援を進めるとともに、農業以外の多様な意向についても必要に応じて関係機関・団体で共有しながら、地域への定着に対応しました。

2.2 経営の安定・強化

(1) 経営安定に向けた支援

ア 制度資金の融資枠の確保と円滑な融通

原油価格・物価高騰により影響を受けた農業者等の農業経営の維持安定を支援するために、農家経営安定資金（原油価格・物価高騰対策資金）の融通を実施するとともに、農業経営の改善・展開を図る農業者等を支援するため、農業近代化資金（一般）の融通を実施しました。また、高病原性鳥インフルエンザの発生に備え、家畜疾病経営維持資金利子等補給事業を予算措置しました。

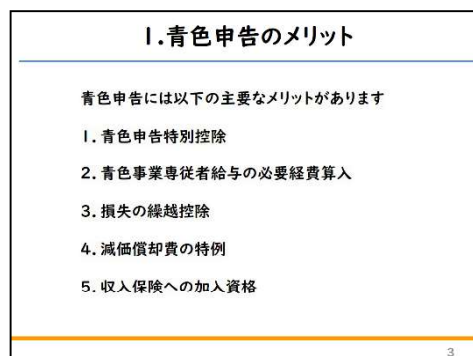
※農家経営安定資金に係るJA取扱いにあっては無利子。

利子補給承認実績（令和6年度）

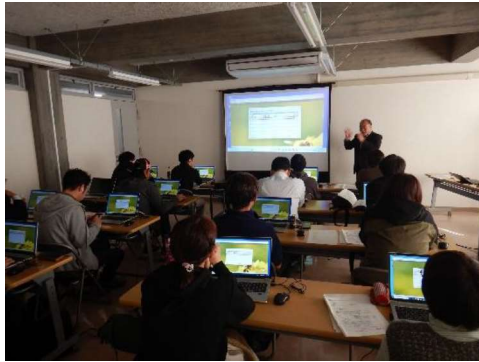
資金名	融資枠	件数	貸付額
農家経営安定資金	121 百万円	3 件	10 百万円
農業近代化資金	1,270 百万円	157 件	1,097 百万円
家畜疾病経営維持資金	620 百万円	0 件	0 百万円

イ 収入保険や農業共済の加入促進

収入保険について、説明会の開催や普及指導員による戸別訪問、さらには新規加入時の保険料の一部を助成し加入促進を図るとともに、加入要件である青色申告への移行を促進するため、動画配信による青色申告基礎研修及び農業用会計ソフトの操作体験を行う青色申告セミナーを開催しました。また、園芸施設共済の目的や仕組みをラジオ広報により周知し、加入促進を図りました。



青色申告基礎研修



農業用会計ソフトの操作体験

ウ 経営所得安定対策

a 野菜価格安定制度

青果物の販売価格の著しい低落が発生した場合、生産者の経営に及ぼす影響を最小限にとどめ、経営の安定を図るとともに生産意欲の減退を防止することを目的に交付される価格差補給金等について、その交付に必要となる資金（交付準備金）を造成しました。

【令和6年度実績】

公益社団法人福島県青果物価格補償協会に対し補助金を交付し、指定野菜価格安定事業及び特定野菜等供給産地価格差補給事業の交付準備金を造成した。

- ・指定野菜価格安定事業

補助額：103,703 千円（債務負担行為含む）

- ・特定野菜等供給産地価格差補給事業

補助額：10,701 千円

b 肉用子牛生産者補給金、肉用牛肥育経営安定交付金等の活用

飼料価格の高止まりや牛肉・子牛価格の低迷により事業の重要性が増していることから、パンフレットや事業啓発資材を製作し、生産者、団体へ配付をすることで制度の周知に取り組み、加入を推進しました。

エ 農作業事故の防止と啓発

農業者の農作業安全確保に対する意識を高め、農業機械の運転操作等の誤りによる事故の発生を防止するため、福島県農作業安全運動推進本部を設置し、チラシやラジオ等を活用した安全意識向上のための広報活動や大型特殊免許取得に向けた講習会（受講者数 25 名）等の農作業安全運動を展開しました。

令和 6 年 農作業死亡事故 5 件（過去 10 年間の平均年間死亡者数 8 件）

**大型特殊免許取得
に向けた講習会**

～公道を走行する際には、大型特殊免許が必要です！～

農耕トラクタについては「道路運送車両法」に基づく保安基準が緩和され、条件や制限を遵守することにより、農作業機を農耕トラクタに装着したままでの公道走行が可能となりました。農作業を安全に行うため、必要となる大型特殊免許を取得しましょう。

開催日・場所	令和6年6月18日（火） ～19日（水）	会津美里地区運転練習コース 大沼郡会津美里町字外川原4260-1
--------	-------------------------	-------------------------------------

募集期間
令和6年4月17日（木）～6月7日（金）
※定員は24名、先着順となります。
※定員に達した場合は、上記期間を待たずに募集を終了します。

参加範囲
福島県内に居住所のある農業者、農業法人の社員等
（普通免許をお持ちの方に限ります。）

主催
福島県、福島県農業機械商業協同組合、全国農業協同組合連合会福島県本部

参加費
10,000円（保険料込）※当日、現地で現金でお支払いください。

申込方法
受講申込書を福島県農業担い手課ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入のうえ、福島県農業担い手課へメール、FAXまたは郵送によりお申込みください。

問い合わせ先
福島県農業担い手課（担当：角田・山岸） 〒960-8570 福島市杉野町2-16
TEL:024-521-7381 FAX:024-521-7938
メールアドレス: nougyounaite@pref.fukushima.jp

※この講習会では免許取得できません。
別途、免許取得には、福島運転免許センターで技能試験を受ける必要があります。



講習会の様子

（２）雇用人材の安定確保

ア 労働力確保システムの運用

農業者の高齢化、後継者不足さらには大規模経営体の増加などにより、生産現場での労働力確保が大きな課題となっています。このため、令和２年度に開設した「ふくしま農業求人サイト」や１日農業バイトアプリ「デイワーク」を広く周知し、労働力が不足している農業者と求職希望者のマッチングを支援しました。

また、特に慢性的な人手不足深刻な状況となっている浜通り地域等を対象として、農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業を実施しました。

（ア） 農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業

浜通り地域等を対象に、農繁期等に必要な農業の労働力を、農作業を請け負う事業者を活用して、確保・供給するモデルの構築に取り組みました。

また、農業分野における首都圏の若者等との地域間連携モデルを実現し、当該地域等の活性化を図るため、農業体験と地域交流を併せたツアーを実施しました。

a 農ワーカーこらんしょモデル事業

- ・実施経営体数：6 件
- ・参加作業人数：延べ 744 人

b 農ワーク旅

- ・開催回数：4 回
- ・参加人数：43 人

イ 畜産経営における雇用労働力の確保

本県の酪農は原子力災害以降、乳用牛飼養頭数が大きく減少しており、生乳生産基盤の回復が必要となっています。このことから、被災地域の2か所で大規模酪農施設の整備計画が進められ、令和7年～8年に稼働することとなりました。本施設の整備にあたり課題となる労働力の確保に向け、ふくしま農業人フェア等の就農相談会への出展による雇用活動を支援しました。

（３）農福連携等の促進

農福連携の取組については、農業関係団体、福祉団体、行政機関などと情報を共有するとともに、農福連携推進チラシ等を作成し、農業側と福祉側の相互理解の促進を図りました。また、県保健福祉部では、障がい者の社会参画と自立支援、作業工賃向上を目指し、同部の委託事業として、福島県授産事業振興会がワンストップ窓口とコーディネーターを配置し、障がい者の就農を促進しています。

さらに、福島県農業経営・就農支援センターでは、福祉事業者等からの農業参入に関する相談対応や支援を行っています。

3 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進

3.1 農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備

(1) 担い手への農地集積の推進

ア 地域計画の策定（再掲）

「Ⅱ-2-2.1-(1)-ウ 地域計画の策定」に記載のとおりです。

イ 意欲ある担い手への農地の集積・集約化

県では、公益財団法人福島県農業振興公社を農地中間管理機構に指定し、農地中間管理事業を活用した農地集積を進めています。令和6年度の農地中間管理事業の実績は、借入農地2,066ha、貸付農地2,602haとなりました。

また、農地中間管理事業を活用した農地の出し手や地域に対し、機構への貸付面積等に応じて交付される「機構集積協力金」の実績は、県全体で233,721千円となり、このうち、地域に対して交付する「地域集積協力金」は17市町村151,976千円、「集約化奨励金」は8市町村81,745千円となりました。

(2) 農業生産基盤の整備

ア 農地の大区画化や水田の畑地化・汎用化等の基盤整備

ほ場整備事業では、農地の大区画化と併せて暗渠排水工事※を行うなど、汎用化水田を整備しています。また、一部地域では、盤上げ客土や表土厚確保等を行う等、作付する作物にあわせた畑地整備を実施しています。

これにより、大豆やキャベツ等の高収益作物の作付が開始され、所得向上に寄与しています。

※暗渠排水工事：地表から深さ60～100cmに穴の空いたパイプを布設して農地の「水はけ」を改善する工事



堰場地区における大豆の作付状況
(会津若松市)



神谷地区におけるキャベツ作付状況
(いわき市)

イ ほ場整備を契機とした高収益作物導入による地域農業の活性化

ほ場の大区画化と担い手への農用地利用集積を図るため、経営体育成基盤整備事業を活用したほ場整備を6地区で実施しました。

また、ほ場の大区画化や農用地利用集積に加え、ほ場整備を契機として高収益作物の導入による地域農業の活性化を図るため、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し

たほ場整備を 13 地区で実施しました。

令和 6 年度までに整備が完了した農地の一部では、小松菜や玉ねぎ等の高収益作物が生産拡大するなど、地域農業の活性化が着実に進んでおります。



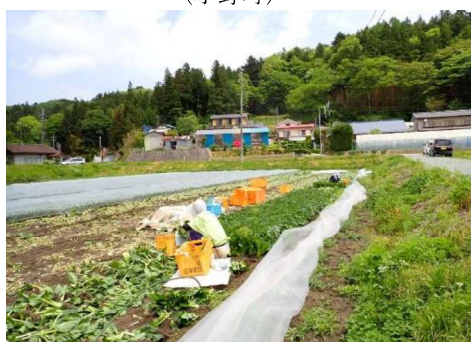
飯豊上地区における小松菜作付状況

(小野町)



太田地区における玉ねぎ収穫状況

(南相馬市原町区)



飯豊上地区における小松菜収穫状況

(小野町)

(3) 農業水利施設等の保全管理と長寿命化の推進

ア 基幹的農業水利施設の機能保全計画の策定と施設の長寿命化

基幹的な農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、機能診断により施設の状況把握と機能評価を行い、それを踏まえた予防保全、補修及び更新に向けた機能保全計画を策定するとともに、適切な保全管理と計画的な補修、更新を行っています。令和 6 年度は県内の 6 管内で 13 施設の機能保全計画を策定しました。

基幹的農業水利施設の機能保全計画の策定状況

令和7年3月末時点

管内	基幹的 農業水 利 施設	ダム ため池	頭首工	揚排水 機場	用排水路	その他	策定 不要 ※1	策定対 象施設	R6まで 策定済
県北	87	7	16	7	52	5	13	74	74
県中	56	2	14	2	29	9	25	31	31
県南	42	3	15	0	22	2	2	40	39
会津	135	7	26	10	86	6	41	94	71
南会津	3	0	0	0	2	1	0	3	2
相双	173	22	38	21	83	9	60	113	48
いわき	16	1	4	2	8	1	0	16	12
計	512	42	113	42	282	33	141	371	277

※1 施設の重複、未特定、廃止、及び国、民間会社所有等の施設を除外。
改修(災害復旧)後10年以下、帰還困難区域内等の施設を策定不要とした。

イ 土地改良区の施設管理体制と運営基盤の強化

(ア) 土地改良施設維持管理適正化事業の実施

土地改良区が管理する農業水利施設については、造成から相当の年月が経過し、老朽化が進行している施設が多いことから、施設管理における長寿命化対策が求められています。

土地改良施設維持管理適正化事業は、施設の保全管理に係る資金を積立てすることにより計画的な整備補修や施設の更新が実施可能となります。令和6年度は、26施設で整備補修を行いました。

(イ) 土地改良区の運営基盤の強化

貸借対照表作成が義務づけられた土地改良区に対し、複式簿記化を支援するため、会計指導員を有する福島県土地改良事業団体連合会による巡回指導を実施することに対し補助を行いました。



ゲート整備補修
(扉体塗装、水密ゴム鋼管、油圧シリンダー交換)
(施工前)
愛宕堰頭首工(伊達市)



ゲート整備補修
(扉体塗装、水密ゴム鋼管、油圧シリンダー交換)
(施工後)
愛宕堰頭首工(伊達市)

3.2 戦略的な品種・技術の開発

(1) 多様なニーズに対応した品種・技術の開発と普及

ア オリジナル品種の開発

県の農業総合センター及び林業研究センターでは、地球温暖化等の気象変動に対応しつつ、産地の生産力・競争力強化につながる、水稻、野菜、花き、果樹、きのこ等の県オリジナル品種の開発を進めています。これまでに 14 品目・48 品種を育成しました。

令和4年度には県オリジナルイチゴ新品種「ゆうやけベリー(品種名:福島 ST14 号)」がデビューし、令和6年度には濃桃色の晩生リンドウ「福島栄 24 号(系統名)」が公表されました。



ゆうやけベリー
(いちご)



福島栄 24 号(系統名)
(リンドウ)



はにかみ
(カラー)



福、笑い
(ブランド米)

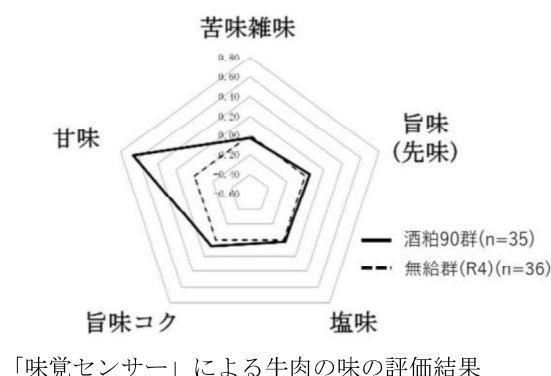


福乃香
(酒造好適米)

イ 見える化技術の開発

農業総合センターでは農業の「見える化」に取り組んでいますが、その一つに「おいしさの見える化」があります。

令和6年度には酒どころ・ふくしまの酒粕を食べて育った新ブランド牛「福粕花(ふくはっか)」がデビューし、肉質を評価した結果、「やわらかい」「ジューシー」「脂の甘みが強い」などの特性が評価されました。



ウ 試験研究の効率化や生産現場への速やかな普及

農業総合センターでは、現場と密着した実用性の高い技術開発と迅速な技術移転を図る目的で、センター本部、会津地域研究所、浜地域研究所、果樹研究所及び畜産研究所ごとに農業者(指導農業士等)、団体、市町村を構成員とした「試験研究推進会議」を設置しています。この会議で得られた意見を踏まえニーズを捉えて試験研究に取り組み、研究の効率化を図るとともに、令和6年度は農業者や農業関係団体を対象とした技術移転セミナーを5回、成果発表会を6回開催し、得られた成果の速やかな技術移転を図りました。

エ スマート農業等の省力的・効率的な生産技術の開発

農業総合センター果樹研究所では、スマート農業を用いた生産技術の開発のひとつとして、果樹の温暖化による気象被害予測システムの開発を行っています。

令和6年度には、モモ、ナシ、リンゴ、オウトウ、ブドウ、カキの「凍霜害警戒温度指標」を作成し、より簡便に凍霜害の危険度を予測できる技術を開発しました。また、近年の温暖化により、果樹の発芽及び開花が前進していることから、既存のモモ、ナシ、リンゴの発芽・開花予測システムの改良を行い、より精度の高い予測ができるようになりました。

モモの 生育ステージ	花蕾赤色期	花弁露出期	開花直前	開花始 ～満開期	落花期 ～幼果期
安全限界温度 (°C)	-2.6	-2.5	-2.5	-2.5	-2.1
危険度50%温度 (°C)	-4.0	-3.2	-3.3	-2.9	-2.4

防霜害警戒温度指標 (モモの例)

	予測日 以前	予測日以降			
		1週目	2週目	3～4週目	5週目～
改良法	観測値	週間 天気予報	2週間 気温予報	1か月 予報気温	平年値
現行法 (2024年～)	観測値	週間 天気予報	2週間 気温予報	平年値	平年値
従来法 (2001年～)	観測値	平年値	平年値	平年値	平年値

予測システムにおける気象予報の活用

4 需要を創出する流通・販売戦略の実践

4.1 県産農林水産物の安全と信頼の確保

(1) 県産農林水産物の安全性の確保

ア 放射性物質検査の継続と検査結果の見える化（再掲）

「Ⅱ-1-1.3-(1)-ア-(イ) 放射性物質検査の継続と検査結果の見える化」に記載のとおりです。

イ 農薬の適正使用の推進

(ア) 農薬適正使用推進会議の開催

農業者の食の安全性に対する意識を高め、安全な農産物の安定生産が図れるよう、病害虫・雑草の効率的かつ適正な防除と、農薬適正使用の推進を目的として農薬適正使用推進会議を開催しました。

【令和6年度実績】 県1回、地方7回

(イ) 農薬危害防止運動の実施

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底等を推進するため、農薬危害防止運動を実施しました。

【令和6年度実績】

- ・運動期間：令和6年6月10日～9月10日
- ・農薬危害防止講習会：参加者291名
- ・ラジオ広報：令和6年6月27日

(ウ) 福島県農薬管理指導士・農薬適正使用アドバイザーの育成

主に農薬購入者に対する農薬の適正使用に関する助言指導を行う農薬管理指導士、生産組織内の農業者に対する助言指導を行う農薬適正使用アドバイザーの更新・認定を実施しました。

【令和6年度実績】

- ・農薬管理指導士認定者数：308名（令和7年3月31日現在）
- ・農薬適正使用アドバイザー認定者数：730名（令和7年3月31日現在）

(エ) ゴルフ場農薬安全使用責任者講習会の開催

ゴルフ場における農薬の適正かつ安全使用に関する資質向上を図るため、ゴルフ場農薬安全使用責任者講習会を開催しました。

【令和6年度実績】 参加者51名

ウ 飼料の安全確保強化の指導

飼料の安全性を確保するため、県内の飼料製造業者等59か所に対し、飼料及び飼料添加物の製造販売の安全性に係る立入検査を実施し、表示や届出の不備是正に努めました。

エ 動物薬事監視指導

動物用医薬品の適正流通を図り、畜産物の安全性を確保するため、医薬品医療機器等法等に基づき、県内の動物用医薬品製造業者及び販売業者等に対し、獣医師の処方に基づいた動物用医薬品とその数量が適切に流通販売されているか、流通している動物用医薬品が適正な品質であるかなどについて、家畜保健衛生所の薬事監視員が計画的に立入検査等を実施しました。

令和6年度は、113件の動物用医薬品製造業者等に対して立入検査を行い、適法であることを確認しました。

(2) 県産農林水産物に対する消費者等の信頼の確保

ア 県産農林水産物のモニタリング情報サイト

モニタリング検査結果について、「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」サイトにて公表し、県産農林水産物の安全性を国内外に発信しました。

また、水産物のモニタリング検査を実施し、検査結果は福島県水産課のホームページ及び福島復興情報ポータルサイトで公表しました。

令和6年度検査検体数：3,595 検体

(海産物：3,160 検体、河川・湖沼の魚介類 415 検体、養殖魚（内水面）20 検体)

イ GAPの推進

県産農産物の安全性を確保し、消費者や流通業者からの信頼を得るため、「福島県GAP（農業生産工程管理）推進基本方針」に基づき、GAPの普及を図るとともに、第三者認証GAPや「ふくしま県GAP（FGAP）」（以下「第三者認証GAP等」という。）の取得を積極的に推進しました。

さらに、県内の農業者等の取組に対する消費者等への認知度向上のための情報発信に取り組みました。

【令和6年度実績】

- ・第三者認証GAP等に取り組む経営体数：811 経営体
- ・第三者認証GAP等の取得状況

第三者認証GAP：184 件（GLOBALGAP:13 件、ASIAGAP:9 件、JGAP:162 件）

FGAP：236 件

計 420 件

ウ 適正な食品表示に向けた巡回調査

食品表示の適正化に向けた、食品製造・販売事業者、流通事業者に対する調査を行いました。

【令和6年度実績】

生鮮食品 187 件、加工食品 19 件、米穀販売店 4 件、卸売市場 3 件

エ 適正な米穀流通のための巡回調査

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）に基づく適正な米穀流通のため、集荷業者、小売業者及び外食店等に対する調査を行いました。

【令和6年度実績】 76件

4.2 戦略的なブランディング

（1）ブランド化の推進

ア 「ふくしま」ならではのブランドの確立（再掲）

「Ⅱ-1-1.3-（1）-イ「ふくしま」ならではのブランドの確立」に記載のとおりです。

イ 県オリジナル品種などのブランド力の強化

（ア）県オリジナル水稻品種のプロモーション活動

県オリジナル水稻品種でトップブランド米である「福、笑い」等のプロモーション活動を展開しました。

a 福島県オリジナル米生産販売推進本部会議の開催

- ・ 構成員：J A福島中央会、J A全農福島、県米穀肥料協同組合、県観光物産交流協会、株式会社むらせなど 計13団体
- ・ 検討内容：「福、笑い」等の生産振興及び販売推進対策等を検討。
- ・ 開催回数：3回

b 県産米の販路拡大

- ・ 県産米の認知度向上のため、首都圏の県産米取扱飲食店とタイアップして、プレゼントキャンペーンを実施しました。
- ・ 同キャンペーン参加店に県産食材を活用したメニュー化を支援しました。
- ・ 首都圏等の米穀店を対象に、産地の理解を深めるための現地視察ツアーを実施しました。
- ・ 上記業務を通じて確認された米穀店の情報を元に、県産米紹介サイト「ふくしまの米」の米穀店リストに反映させました。

c 「福、笑い」のブランド化に向けた取組

- ・ 「福、笑い」の認知獲得のため、県内外でテレビCMを放映しました。また、ギフト利用の訴求のため、Web動画も配信しました。
- ・ 「福、笑い」キューブ米ギフトを抽選でプレゼントするキャンペーンを実施し、贈答品としての意識醸成を図りました。
- ・ 沖縄県の量販店（41店舗）において、「福、笑い」の定番販売及び一部店舗でのギフト取扱いが始まったことに合わせて、テレビ番組やラジオ番組でPRを実施しました。
- ・ 「福、笑い」のおいしさや魅力を直接消費者等へ伝えるため、販売店舗にて知事等によるトップセールスを始め、ふくしまライシーホワイト等による店頭PR等を実施しました。

- ・米卸事業者の販路を開拓するための営業支援として、商談時に使用するサンプル米を提供し、4つの「福、笑い」研究会で計14店舗の新規取扱店を開拓しました。また、「福、笑い」の飲食店等での利用拡大や認知向上を目的として、県内外で新米を使用した特別メニューを提供するタイアップフェアを12月に実施しました。
- ・「福、笑い」の品質及び認知度の向上並びに「福、笑い」生産者同士の交流による技術研鑽を目的に初めて食味コンテストを開催しました。
- ・生産者の「福、笑い」に対する思い等を発信し、「福、笑い」の認知度の向上や販路拡大につなげることを目的とし、知事による「福、笑い」の稲刈りや生産者との意見交換を実施しました。
- ・「福、笑い」の魅力を伝えるため、小学生を対象に知事が「福、笑い」に関する特別授業を実施し、知事自らが稲刈りした「福、笑い」を試食しました。また、八代目儀兵衛から講師を招き、親子を対象としたお米講座（炊飯・県産米食べ比べ・おにぎり作り）を実施しました。
- ・県内外に「福、笑い」のおいしさを発信するため、全国のローソンで「福、笑い 塩にぎり」を発売しました。



テレビCM (11/1～1/13)



Web 動画 (11/28～1/31)



日本橋ふくしま館 MIDETTE における販促フェア
(11/2～4)



知事による特別授業 (12/4)



「福、笑い」食味コンテスト顕彰式 (2/6)



ローソンで販売した「福、笑い 塩にぎり」
(2/18～4/14)

(イ) 県オリジナルいちご品種のプロモーション活動

ゆうやけベリーについて、統一したロゴデザインを活用して生産者・流通事業者も含めた県内関係者一体となったプロモーションを展開し、福島ならではの品種としてのブランド化を推進しました。

a 消費者への認知度向上及び販売促進

- ・ 県内直売所や首都圏小売店において、副知事によるトップセールス 1 回を含む P R ・ 販売促進フェアを計 7 回開催しました。
- ・ H P や各種メディアを活用した情報発信を行いました。
- ・ 県民及び来県者をターゲットとした交通広告を実施しました。
- ・ 話題化及びオリジナル品種の特徴理解促進のためのゲームを作成し、プロモーションを行いました。



みりよく満点物語（棚倉町）
副知事トップセールス (2/8)



福島駅・郡山駅フラッグ広告 (1/1～1/31)



WEB 広告の実施 (3/4～3/21)



県オリジナル品種ゲームによるプロモーション
(3/12～)

b 資材提供・新規資材の作成

- ・小売等及び飲食店・菓子店等への販促資材を提供・配布しました。
- ・新規ビジュアルポスター、ロゴデザインを生かしたエプロンを作成しました。
- ・県内小売店等で使用するための食味チャート資材を作成し、提供しました。



各種資材の作成・配布

c 輸送環境調査の実施

- ・昨年度実施した長距離輸送試験結果を踏まえ、収穫時間帯や果実温等が品質に与える影響が大きいと考えられたことから、産地から県内市場までの輸送環境や品質調査を行い、今後の対策を検討するための基礎データを収集しました。

ウ 地理的表示（G I）保護制度の活用促進

（ア）G I 製品のP R及び販売促進

本県のG I 製品について、出前講座による制度紹介や製品のP R、及び販路拡大への支援等を実施しました。

※地理的表示（G I）保護制度について

- ・地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を、地域財産として保護する農林水産省の制度。
- ・平成 27 年 6 月の制度開始以来、令和 7 年 3 月末現在で計 163 製品が登録。
（44 都道府県並びにイタリア、ベトナム及びタイ）
- ・本県の登録状況：7 品目
（南郷トマト、阿久津曲がりねぎ、川俣シャモ、伊達のあんぽ柿、たむらのエゴマ油、昭和かすみ草、会津地鶏）

a 販売促進

- ・「ふくしまプライド」フェアにおいて伊達のあんぽ柿や川俣シャモを販売するとともに、令和 6 年 11 月の産地視察ツアーで川俣シャモを紹介しました。
- ・令和 7 年 1 月の「食の交流会」においてG I 製品試食コーナーを設置し、G I 製品の魅力を紹介するとともに、一部を食材として提供しました。

b 出前講座

- ・県内の希望する事業者を訪問し、G I 保護制度の周知による新規申請案件の開拓と、県内G I 製品のP Rを実施しました。

c 「地理的表示（G I）保護制度」研修会の開催

県産農林水産物等のブランド力強化のため、「福島ならではの農林水産物等ブランド力強化研修会」を開催しました。機能性表示食品制度とともに地理的表示（G I）保護制度について説明し、また、G I の個別相談会を実施しました。

- ・開催日：令和6年10月29日
- ・会場：県農業総合センター
- ・参加者：県関係課、市町村、J A関係団体、一般参加者（農業従事者、6次化関係事業者等）57名、個別相談会は2組

（2）県産農林水産物の魅力発信

ア メディアなどによる安全性の発信や魅力の発信

（ア）マスメディアを活用した県産農林水産物のPR

マスメディア等を活用し、県産農林水産物の魅力のPRを行いました。

a テレビによるPR

旬の農林水産物の魅力や安全への取組を広くPRするため、県産農林水産物の流通実態に応じ、県内や首都圏などで放映しました。

（a）テレビCM

- ・桃篇 令和6年7月17日～8月10日【県内, 関東, 関西, 北海道】
- ・夏野菜篇 令和6年7月17日～8月20日【県内, 関東, 関西】
- ・水産物篇 令和6年7月17日～8月20日【県内, 関東, 関西, 中京】
- ・お米篇 令和6年10月20日～11月30日【県内, 関東, 関西, 沖縄】
- ・牛肉篇 令和6年10月20日～12月15日【県内, 関東】



CM 発表会（7/16）

（b）パブリシティ

CM放送に合わせ、テレビ番組内での県産農林水産物の紹介を13回実施。

b 公共交通機関におけるPR（都営地下鉄）

情報発信効果を高めるため、テレビCMの放映時期などに合わせてポスターの駅貼り広告及び中吊り広告を実施しました。

7月：桃、8月：夏野菜、9月：水産物、11月：お米・水産物、1,2月：牛肉

c その他PR

(a) 各施設での放映

- ・令和6年12月9日～12月22日
イオン店頭サイネージでのCM放映

(b) WEBメディアでのCM放映

- ・令和6年7月17日～8月20日、10月25日～12月25日
TVerでのCM放映

(イ) マスメディアを活用した漁業の魅力配信

水産業関係者が漁業生産拡大に継続して取り組んでいけるよう、県産水産物の消費・生産・流通の拡大につなげる対策として情報発信を行いました。

a テレビによる発信

10番組をテレビ14社で放送

b 新聞による発信

新聞企画4紙で8件掲載

c ラジオによる配信

ラジオ企画4放送局で延べ22回放送

d 情報発信サイトでの発信

情報発信サイト等で延べ57回

イ トップセールスやフェアによる県産農産物の認知度向上

(ア) トップセールスによる販売プロモーション

関係団体等と連携しながら、県産農林水産物の魅力をPRするとともに販路の回復・拡大に結びつける活動を実施しました。

a 知事、副知事によるトップセールス【合計16回】

- ・令和6年7月19日 市場トップセールス（東京都豊洲市場）
- ・令和6年7月19日 イトーヨーカドーアリオ北砂店におけるトップセールス
- ・令和6年7月19日 高島屋表敬訪問
- ・令和6年7月23日 「おいしいふくしまいただきます！」キャンペーン
(JAふくしま未来直売所みらい百彩館んめ〜べ)
- ・令和6年7月27日 市場トップセールス（大阪市中央卸売市場）
- ・令和6年7月27日 イオンリテール近畿カンパニー表敬訪問
- ・令和6年7月27日 万代西宮前浜店におけるトップセールス
- ・令和6年8月2日 市場トップセールス（札幌市中央卸売市場）（副知事）
- ・令和6年8月2日 イオン北海道表敬訪問（副知事）
- ・令和6年8月3日 「おいしいふくしまいただきます！」キャンペーン
(ヨークベニマル南福島店)
- ・令和6年8月8日 イオンスタイル板橋店におけるトップセールス

- ・令和6年11月9日 玉川高島屋におけるトップセールス
- ・令和6年11月23日 イオンスタイルいわき小名浜におけるトップセールス
- ・令和6年12月20日 沖縄県における県産米等トップセールス（副知事）
- ・令和7年2月8日 県産いちごトップセールス（副知事）
（J A東西しらかわ みりよく満点物語）
- ・令和7年3月8日 イオンレイクタウン店におけるトップセールス（副知事）

b 農林水産部長によるトップセールス【合計3回】

- ・令和6年7月27日 「ふくしま うまいもの市」意見交換会
（イオンスタイルいわき小名浜）
- ・令和6年8月3日 新宿高島屋における意見交換会
- ・令和6年10月11日 「ふくしま うまいもの市」意見交換会
（イオンスタイルいわき小名浜）

（イ）「ふくしまプライド。」フェアの開催

福島県産の桃や夏野菜等の最盛期に合わせ、都内量販店等において「ふくしまプライド。」フェアを開催し、県産農林水産物の販路拡大を図りました。

【実施店舗数】25 企業、65 回、延べ 1,552 店舗

（ウ）県産農林水産物等販売コーナーの設置

都内量販店等において県産農林水産物の販売コーナーを一定期間設置し、販売促進活動を実施しました。

【設置店舗数】17 企業、延べ 721 店舗（うち「ふくしまプライド。」フェア販売コーナー73 店舗、米ルキャンペーン（首都圏分）648 店舗）



東京都豊洲市場知事トップセールス(7/19)



J Aふくしま未来直売所みらい百彩館んめ〜ベ
知事トップセールス(7/23)

4.3 消費拡大と販路開拓

（1）国内における販売強化

ア オンラインストアによる販売促進

（ア）オンラインストアによる販売促進キャンペーン

大手オンラインストアである楽天市場、Amazon、Yahoo!ショッピングにおいて、販売促進キャンペーンを4回実施しました。

【共通キャンペーン】

- ・第1回 令和6年6月21日～8月13日
- ・第2回 令和6年9月2日～11月12日
- ・第3回 令和6年11月22日～令和7年1月26日

【新規店応援キャンペーン】

- ・令和7年1月15日～3月14日

(イ) 出店者の確保及びスキルアップ

出店希望者等への説明会を実施し、出店者を確保するとともに、運営講座の開催により、県内事業者のスキルアップを図りました。

- ・オンラインストア活用セミナー（1回）
- ・個別相談会（7回）
- ・事務局が実施したセミナー（16回）
- ・グループコンサルティング（5回）

(ウ) 主力福島県産品（桃）の販売計画

オンラインストアでの県産桃の持続的な販売拡大や価値向上を目的にEC市場における桃の市場調査を実施し、ECの特性を踏まえた効果的な販売促進手法をまとめました。

(エ) ふくしま常磐ものナビによる購買促進

震災及び原子力発電所事故の影響により打撃を受けた本県水産業の復興に向け、店舗検索・情報配信の支援ツールを用意し、常磐もの取扱店舗の集客支援・来県者の購買を促進しました。

紹介店舗数：250店舗

イ 商談会等による多様な販路の確保

販路の回復・拡大のため、首都圏等のバイヤーと県内の生産者等とのオンラインでの商談や対面での交流を実施し、マッチングの促進を図りました。

(ア) 商談会・産地視察ツアー

a オンライン商談会

首都圏を中心とした全国の飲食事業者等をターゲットとして、オンラインによる商談会を開催しました。

- ・日 時：令和6年10月9日、10月23日
- ・参加者：31事業者が出展（バイヤー56社参加）

b 産地視察ツアー

首都圏を中心とした全国の飲食事業者等を対象として、県内産地等を紹介する産地視察ツアーを実施しました。（3コース）

- ・日 時：令和6年8月～令和6年11月

- 第1回 令和6年8月26日～27日 会津等の青果と野菜等
- 第2回 令和6年11月11日～12日 浜通りの水産物と野菜等
- 第3回 令和6年11月25日～26日 中通りのお米と畜産物等
- ・参加者：延べ38事業者43名

c 飲食店とのタイアップフェア

飲食店において、商談会に参加した生産者の県産農林水産物を活用したタイアップフェアを実施しました。

- ・日 時：令和6年8月～令和7年2月
- ・実施店舗：外食企業7社 96店舗

(イ) 交流会

本県と関係の深い卸・小売事業者や飲食関係事業者等を招待し、県内生産団体等と共に、県オリジナル品種やG I 産品、G A P 認証農産物など、福島ならではの取組や県産農林水産物の魅力をPRしました。

また、令和6年度は「2部構成」として、立食形式の交流会に先立ち、県内事業者による展示商談会を実施するなど、県産農林水産物の魅力発信や商談マッチングを強化しました。

- ・実施日：令和7年1月31日
- ・場 所：八芳園
- ・内 容：

【第1部】展示商談会

流通事業者の仕入担当者等を対象に、県産農林水産物を産んだ歴史的・地理的背景や「ふくしまプライド。」のコンセプト、その誇りを体現する「福島ならではの」取組（安全安心の取組、G A P、オリジナル品種等のブランド力強化）等について説明した後、県内の生産・加工事業者が設置した試食・展示ブースにおいて商談を行いました。

＜参加者＞県内生産・加工事業者等 32社
流通事業者の仕入担当者等 193名

【第2部】食の交流会

知事を先頭に、県内生産者団体等とともに流通事業者と交流し、県オリジナル品種やG I 産品、G A P 認証農産物など福島ならではの取組や県産農林水産物の魅力をPRしました。

＜参加者＞流通事業者、来賓（復興大臣、農林水産副大臣）、県内生産者団体等 213名

ウ 販売・消費拡大のためのPR等活動への支援

県内の農業者団体等が風評の払拭に向けて国内で実施する県産農林水産物等の販路拡大や、消費拡大のためのPRを行う活動を支援しました。

(ア) 募集期間

- ・第1期募集：令和6年4月8日～4月30日
- ・第2期募集：令和6年6月10日～6月28日
- ・第3期募集：令和6年8月8日～9月4日
- ・第4期募集：令和6年10月3日～10月25日

（イ）補助件数等

- ・民間団体事業 93 件
- ・県域等農業団体事業 16 件
- ・採択合計 109 件
 - うち廃止 1 件
- ※廃止理由：商品の不具合による事業中止
- ・交付実績 108 件

（２）地産地消の推進

ア 直売所等と連携した消費拡大

地産地消の推進に向け、県内の直売所及び道の駅間のネットワークを一層強化し、運営上の課題解決につなげるため、関係者を対象とした情報交換会や県外視察研修等を実施しました。

【令和 6 年度実績】

（ア）直売所関係者等による定期的な情報交換会（ミーティング）の開催

〈開催実績〉

- ・第 1 回 時期：令和 6 年 5 月 29 日
場所：市民交流プラザ（郡山市 ビッグアイ）
内容：意見交換（県外視察、合同イベント、商品交換等の取組について）
- ・第 2 回 時期：令和 6 年 7 月 11 日
場所：道の駅あいづ湯川会津坂下（湯川村）
内容：意見交換（県外視察研修、商品交換、合同イベント開催について）店舗視察（道の駅あいづ湯川・会津坂下）
- ・第 3 回 時期：令和 6 年 9 月 4 日
場所：あだたらの里直売所（大玉村）
内容：意見交換（県外視察研修、事前視察の報告、視察先等の実施概要の決定）、ランチミーティング、店舗視察（あだたらの里直売所）
- ・第 4 回 時期：令和 6 年 12 月 18 日
場所：道の駅なみえ（浪江町）
内容：意見交換（県外視察研修の振り返りと今後のあり方について、ふくしま産直倶楽部ホームページについて）、ランチミーティング、店舗視察（道の駅なみえ）

(イ) 直売所関係者等による県外視察研修の実施

時期：令和6年11月13日

場所：栃木県内

内容：直売所視察

あぜみち上戸祭店(宇都宮市)

久那瀬農産物直売所(那須郡那珂川町)

アグリパル塩原(那須塩原市)

イ 「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーン

県産農林水産物の地産地消を促進し、風評払拭と消費拡大を図るため、量販店等における販売促進キャンペーンを実施し、県内の消費者に直接、県産農林水産物のおいしさ等の魅力をPRしました。

【令和6年度実績】

(ア) 本庁実施分

- ・県内量販店等でのトップセールスを含む販売促進キャンペーン

県内3地域(伊達市、福島市、いわき市)で知事等によるトップセールスを含む量販店等でのキャンペーンを3回、道の駅やイベント等でのキャンペーンを4回実施しました。キャンペーンでは、パネル展示やクイズ、クッキングステージ、試食配布等を行い、県産農林水産物のPRを実施しました。



ヨークベニマル南福島店
知事トップセールス(8/3)



イオンモールいわき小名浜
クッキングステージ(11/23)



LIVE AZUMA(福島市)
BBQ 試食配布(10/19~10/20)



道の駅ふくしまあんぽ柿巨大ガチャ
(1/12~1/13)

- ・県内大学等の学生食堂での県産農林水産物消費拡大キャンペーン

若者世代の消費拡大の一環として、県内の大学等 9 校（延べ 13 校）の学生食堂において、県産農林水産物の喫食機会を創出し、地産地消の推進、消費拡大及び認知度向上を図るキャンペーンを実施しました。（対象品目：もも、米、あんぼ柿）



日本大学工学部

「天のつぶ」提供(11/18～29)



桜の聖母短期大学

あんぼ柿メニュー提供(12/18)

- ・県内の高速道路サービスエリアにおける県産農林水産物消費拡大キャンペーン

県内外の利用客に対して県産農林水産物の魅力を P R するため、県内の高速サービスエリア等 10 箇所（延べ 18 箇所）でキャンペーンを実施しました。（対象品目：もも、米）



国見サービスエリア

桃試食 P R (8/4)



安達太良サービスエリア

「福、笑い」試食 P R (11/10)

（イ）各農林事務所実施分

地域の特色を活かし、県産農林水産物の魅力発信や地産地消を促進するキャンペーン（オリジナルレシピ SNS 投稿コンテスト、SNS を活用したフォトコンテスト、直売所等でのスタンプラリー、プレゼントキャンペーン等）を各農林事務所で実施しました。

- ・実施回数：県内 7 地域 合計 30 回実施

ウ 「ふくしま麦フェスタ」の開催

県産麦の生産振興と需要拡大を目的として、地産地消に係る優良事例のPRと、消費者への購入促進を図るイベントを開催しました。

【主な内容】

・県産麦の地産地消に係る優良事例の紹介

県内で栽培されている麦の品種紹介（ゆきちから、きぬあずま、さとのそら）、県産麦の栽培状況・県の取組、県産小麦を使用した喜多方ラーメンの取組、さらに、県産麦の生産者、製粉業者情報、県産小麦を使用したパン・菓子の商品やその取組について、「CJ Monmo」10月、11月号と「CJ Monmo Web」に掲載し、消費者へ紹介しました。



CJ Monmo 及び Web へ掲載された内容

・県産麦の需要拡大イベントの開催

令和6年11月16日、あぐりあ（JA 福島さくら農産物直売施設）において「ふくしま麦フェスタ」を開催しました。県産麦を使用した商品を販売している、または県産麦やイベント出展に前向きな9団体が出展し、県産麦を使用したパン・菓子の直接販売を始め、試食やクイズラリー、ワークショップを通して県産麦に関する消費者の理解促進を図りました。



県産麦を使用した商品の試食販売



麦わら細工ワークショップ

エ 学校給食における地元食材の活用推進

県産食材を使用した給食メニュー及びそのメニューに基づく食育活動を実施した学校等給食提供施設に対し、給食に係る県産食材購入費を支援しました。

【令和6年度実績】

(ア) 旬の県産農林水産物を活用した給食メニューの考案とそのメニューに使用した県産食材の支援

・支援対象

県内の小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園、保育所、認定こども園（国立及び県立を除く。）を対象に給食を提供する施設

・支援上限額

児童・生徒等1人当たり600円

・支援総額

43,727千円

・支援実績(令和7年3月31日現在)

小学校 223校：45,627人 中学校 145校：32,571人

義務教育学校 5校：978人 保育所等 59施設：4,457人

(イ) 食育推進動画の制作

- ・学校や給食提供施設が考案した県産食材を活用した給食メニューと、そのメニューに関連した食育活動についてまとめた動画「学校編」を3本制作。
- ・生産者や加工業者が生産する県産食材の魅力、生産にかける思い、苦労、子供たちへのメッセージなどをまとめ、生産活動に対する子どもたちの理解を促す動画「生産者編」を3本制作。

オ 食育活動や農林漁業体験への支援

先進的な食育活動の実践者をサポーターとして登録し、学校等に派遣するとともに、地域団体が行う特色ある食育活動を支援しました。

(ア) 食育実践サポーター派遣事業

「ふくしま食育実践サポーター」を幼稚園や小学校等に派遣し、調理実習等の食育活動を実施しました。

・登録人数：244名（令和7年3月31日時点）

・令和6年度実績：サポーター延べ122名を派遣

(イ) ふるさとの農林漁業体験支援事業

子どもやその保護者などが農林漁業体験を通じて、豊かで健康的な食生活を実践するために、県内の地域団体等が行う食育や地産地消に関する活動等に支援しました。

・令和6年度実績：16事業

(ウ) 漁業体験への支援

漁業体験への支援として、地元小学生等の水産関係施設等の見学、本県漁業に関する講演等を実施しました。福島県の漁業・水産物へ興味を持ってもらい、漁業を将来

の選択肢として選んでもらえるよう、県内水産関係施設等の見学や本県漁業に関する講演、漁業体験イベントを実施しました。

【令和6年度実績】

漁業体験	1回	小中学生 13名参加
水産流通・加工体験	1回	小中学生 16名参加
有識者による講演会	1回	約 400名参加

(エ) 長期研修

新たに就業した漁業担い手について、自立した漁業者としての育成が必要であることから、漁業の実際の操業等による漁撈技術の習得のため、若手漁業者を対象とした漁業長期研修を支援しました。

・令和6年度実績 34名

(3) 海外マーケットへの展開

ア 海外への情報発信

輸入規制措置を継続している台湾・香港・韓国に向けて、福島県の米や和牛肉など食材の魅力を訴求する動画を通じて、県産農林水産物等の品質の高さに加え、福島県の現状及び県産農林水産物等の安全性を確保する取組を海外における展示会等で発信しました。

また、台湾在住のインフルエンサー6名及び香港メディア等を招へいし、果樹園や酒蔵等の訪問取材を通じて、県産農林水産物の安全性を確保する取組や魅力等を台湾や香港に向けて広く発信しました。



動画の1シーン



招へいした際の様子

イ 海外における展示会出展やPR

(ア) 香港

香港のアイランド・シャングリラで開催された天皇誕生日祝賀レセプションにおいて福島県ブースを出展し、県産果物を使用したドライフルーツや日本酒を始めとしたアルコール類、桃ジュースの提供のほか、海外への情報発信向けに制作した動画の放映、県産農林水産物に関するパンフレットを配布することで、県産農林水産物の魅力を発信しました（令和7年2月）。



福島県ブース



レセプションの様子

(イ) 台湾

台湾のグランドハイアット台北及びホテル・ニッコー高雄で開催された天皇誕生日祝賀レセプションにおいて福島県ブースを出展し、県産果物を使用したドライフルーツや日本酒を始めとしたアルコール類、桃ジュースの提供のほか、海外への情報発信向けに制作した動画の放映、県産農林水産物に関するパンフレットを配布することで、県産農林水産物の魅力を発信しました（令和7年2月）。



福島県ブース



レセプションの様子

(ウ) 韓国

韓国のグランドハイアットソウルで開催された天皇誕生日祝賀レセプションにおいて福島県ブースを出展し、本県産日本酒の提供のほか、海外への情報発信向けに制作した動画の放映、県産農林水産物に関するパンフレットを配布することで、県産農林水産物の魅力を発信しました（令和7年2月）。



福島県ブース



レセプションの様子

ウ 農産物等海外販路開拓支援事業

県産農林水産物及びその加工品等の輸出の回復と拡大を通じて、本県農林水産業の復興を図ることを目的に、輸出に意欲的な生産者団体等に対して、海外での商談会出展、輸出に向けた検疫等に係る環境整備などへの支援を行いました。

【令和6年度実績】

助成件数 9 団体、補助額 12,798 千円

5 戦略的な生産活動の展開

5.1 県産農林水産物の生産振興

(1) 土地利用型作物

ア オリジナルふくしま水田農業推進事業

県オリジナル水稻品種の生産振興と流通販売の強化に向けて、県オリジナル米生産販売推進本部会議の開催や推進活動を実施したほか、良食味・高品質米の生産技術確立のための実証ほを 19 か所設置するとともに、生産に必要な機器等の導入を支援しました。

【令和 6 年度実績】

助成件数 6 件 補助額 13,028 千円

イ 水田農業改革支援事業

(ア) 経営所得安定対策等推進事業

米の需給調整に関する事務や経営所得安定対策等の円滑な推進を図るため、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議及び各市町村に対し、現場における推進活動や要件確認に要する経費を助成し、経営所得安定対策等の制度周知、加入推進、需要に応じた米の生産推進等、制度を円滑に進めるための支援を行いました。

【令和 6 年度の実績】

- ・福島県水田農業産地づくり対策等推進会議外 57 市町村に対して 230,292 千円を助成しました。

【令和 6 年度の成果】

- ・加工用米・新規需要米の面積 8,723ha
- ・主食用米面積 56,500ha（生産数量の目安 53,100ha）

(イ) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議負担金

米の需給調整に関する事務の円滑な推進を図るため、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議に対し必要な経費を負担し、県推進会議は、水田農業構造改革や水田を活用した作物づくりを推進する活動を行いました。

【令和 6 年度の実績】

- ・負担金として 1,000 千円を交付。

ウ ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業

輸入依存度の高い畑作物（麦・大豆・そば）の安定供給により食料安全保障の確立に寄与するため、畑作物生産・供給に係るモデル地区を設定し、その成果を全県に波及させるとともに、作付拡大を支援しました。

【令和 6 年度の実績】

(ア) 県推進事業

- a モデル地区の設置 16 か所
- b 大豆・子実用トウモロコシセミナーの開催 1 回

(イ) ハード事業

- ・国庫事業 施肥機、鎮圧機の導入（麦）
（事業費 4,488 千円、補助金額 2,244 千円）
- ・県事業 汎用コンバインの導入（そば）
（事業費 21,745 千円、補助金額 8,072 千円）

(ウ) ソフト事業

a 収量・品質確保対策

- ・県事業 14 事業実施主体（事業費 17,101 千円）

b 作付転換拡大支援事業

- ・県事業 9 事業実施主体（事業費 7,416 千円）

(2) 園芸作物

ア 「福島県園芸振興プロジェクト」の推進

本県農業の成長産業化を推進するためには、収益性の高い園芸品目をけん引役として一層推進していくことが重要であり、本県ならではの主要 10 品目（もも、日本なし、ぶどう、きゅうり、トマト・ミニトマト、アスパラガス、さやいんげん、りんどう、トルコギキョウ、宿根かすみそう）を重点品目とし、持続的に発展する揺るぎない産地づくりを進めるため、令和 3 年 3 月に「福島県園芸振興プロジェクト」（計画期間：令和 3 年度～7 年度）を策定しました。

プロジェクトを推進するため関係機関・団体で構成する県段階の「福島県園芸振興推進会議」（令和 3 年 5 月 10 日設置）、地方段階の「地方推進会議」を設置し、活動を行いました。

また、「福島県園芸振興プロジェクト」の対象産地の連携と全県的な生産拡大を進めるため、野菜・果樹・花きごとの「園芸重点品目専門部会」を開催のうえ、産地の課題を整理し、品目別の振興戦略の検討や産地相互の情報交換を行いました。

併せて、強い産地づくりや戦略的な生産活動に向けた取組等を各種事業により支援しました。

農業産出額（令和５年）

（単位：億円）

全体	H30	R5	R7 目標	目標対比 (R5/R7)
	430	486	475	102.3%
もも	110	154	124	124.2%
日本なし	42	46	41	112.2%
ぶどう	23	38	24	158.3%
きゅうり	129	111	145	76.6%
トマト・ミニトマト	70	85	75	113.3%
アスパラガス	15	16	21.5	74.4%
さやいんげん	28	22	26.9	81.8%
りんどう	1.5	1.4	2.5	56.0%
トルコギキョウ	4.9	4.1	7	58.6%
宿根かすみそう	6.5	8.2	8	102.5%

（農林水産省「生産農業所得統計」、花き類生産状況調査（県園芸課調べ））

（３）畜産物

本県畜産業の生産振興のため、東日本大震災により減少した生産基盤の回復に取り組んでいます。

酪農については、生乳生産基盤の回復を図るため、乳用牛の増頭や生乳生産能力向上に取り組むとともに、次世代の人材育成のため、若手酪農家が実施する飼養技術や経営管理能力向上の取組を支援しました。併せて、大規模酪農施設の整備後の円滑な運営に向けた支援を行うとともに、飼料価格の高騰対策や生産コストの低減が期待できる泌乳持続性の高い経営への転換を推進する等、総合的に支援しました。

肉用牛については、繁殖・肥育一貫経営に向けた優良繁殖雌牛の導入等への支援やゲノミック評価技術を活用した改良により生産基盤の再生と品質・能力の向上を図るとともに、A I を活用した肉質診断技術の開発・活用により高品質な「福島牛」を定時・定量出荷することで、ブランド力の向上を図りました。

飼料作物については、草地・飼料畑等の拡大支援による自給飼料生産基盤の復活や、自給飼料生産機械の導入支援による大規模化、効率化を図りました。また、輸入飼料価格が高止まりし、畜産農家の負担が長期的に続いていることから、飼料購入費用の一部支援を行いました。



A I 肉質診断の様子

5.2 産地の生産力強化

(1) 農業生産性の向上と低コスト化の推進

ア スマート農業の普及拡大

農業では、担い手の減少や高齢化等、労働力不足が進んでいますが、「もうかる」農業の実現に向け、作業の省力化や効率化、規模拡大に貢献する技術として、ロボットやIoT、AI等を活用したスマート農業技術や高性能機械などの先端技術が注目されています。

本県では、平成26年度からスマート農業技術等の実証に取り組んできたほか、被災地域の農業再開に向け、先端技術の研究開発と社会実装を進めてきました。

令和6年度は、作業効率の向上に資するスマート農業技術（自動操舵）のさらなる導入に向けて、県内全域で位置情報の精度を向上させるサービス（RTKシステム）を受信できるRTK基地局を県内11か所に設置するとともに、RTKシステムに対応する自律飛行機能付きドローンや自動操舵機能付きトラクタなどのスマート農機、95件の導入を支援しました。

また、スマート農業プロセスイノベーション推進事業で、研究機関における実証研究のほか、スマート農業技術等の実践に向け、メーカーや関係団体等と連携して県内23か所で実証ほを設置するとともに、現地検討会等の開催により技術普及に取り組みました。

令和3年12月に策定した福島県農林水産業振興計画の指標では、「スマート農業技術導入経営体数」を令和2年度の525経営体から、令和12年度に1,700経営体とすることに取り組んでおり、令和6年度は、前年度から102経営体増加の1,092経営体となり普及が確実に進んでいます。

今後も、スマート農業技術等の実証を通じ、社会実装に向けた取組に積極的に取り組んでまいります。



RTK基地局のGNSSアンテナ



スマート農業推進セミナー

イ 園芸用施設や高性能機械の導入推進

園芸作物の農業生産性の向上や生産の低コスト化には、園芸用施設の導入や高性能機械の導入が重要であることから、各種補助事業により農業者団体等の取組を支援しました。

【令和6年度実績】

- ・産地生産力強化総合対策事業
12件 受益面積 33.58ha
- ・風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業
5件 受益面積 39.22ha
- ・園芸生産拠点育成支援事業
5件 受益面積 14.73ha

ウ 果樹の計画的な改植や規模拡大の推進

ももや日本なし、りんごなど主要品目を対象に、ジョイント栽培や低樹高栽培等の省力化・早期成園化が可能な樹形や仕立て法の導入と併せて、果樹経営支援対策事業及び産地生産基盤パワーアップ事業（園芸作物等の先導的取組支援）の活用推進を行い、老朽化園など生産性の低下した果樹園における生産性向上や品種構成比率の改善のために計画的な改植や規模拡大を推進しました。

【令和6年度実績】

果樹経営支援対策事業及び産地生産基盤パワーアップ事業（果樹先導的取組支援事業）による改植計画

地域：福島、伊達、郡山、須賀川、石川、相馬

樹種及び面積：もも、日本なし、ぶどう等 約3ha

エ 花きにおける先端技術の活用や施設化等の導入支援

福島県園芸振興プロジェクトにおける重点品目であるトルコギキョウや宿根かすみそう、りんどう等を中心に園芸重点品目専門部会において、花き生産の省力化技術について協議・検討を行うとともに、産地生産力強化総合対策支援事業を活用して、以下の導入支援を行いました。

【令和6年度実績】

- 2件（3町村） 受益面積 9.17ha
（ハウスボイラー、自動かん水装置及びパイプハウス（0.77ha））

オ 新たな国産濃厚飼料の生産推進

輸入飼料価格の高止まりにより畜産経営は圧迫されており、濃厚飼料、特に子実用とうもろこしの国内生産のニーズが増加したことから、子実用とうもろこしの現地栽培実証、給与実証及び収穫機の導入支援に取り組みました。

【令和6年度実績】

- ・実証実績 実証ほの設置 南相馬市小高区1か所、浪江町1か所、計2か所
現地検討会 3回
給与実証 酪農家 1か所
- ・収穫機械導入実績 新地町 1台

カ 地域ぐるみでの高収益型畜産経営への転換等の推進

畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで畜産の収益性を向上させる畜産クラスターの取組のため、中心的経営体の機械導入、整備事業及び優良繁殖雌牛の更新を推進しました。

- ・畜産クラスター協議会設立状況：34 協議会

【令和6年度の事業取組】

- ・機械導入 10 協議会 30 件、施設整備 1 協議会 1 件、優良繁殖雌牛更新 19 協議会 338 人 690 頭

5.3 産地の競争力強化

(1) 認証を活用したPR

ア GAPの認知度向上

GAPに対する流通業者や消費者の認知度を高めるため、生産者情報を掲載したポータルサイトの運営、ラジオやテレビ、SNS等のメディアを活用した情報発信、県内外のPRイベントや学校給食でのGAP認証農産物の提供、GAPの取組への理解を深める動画、冊子の作成を実施しました。また、福島県が進める「GAPチャレンジ」に賛同する生産者や小売業者がその農産物や加工品に貼付する統一マークを作成し、33名の認証者、セブンイレブン、ローソンの商品で活用されるなど、GAPの取組を広くPRしました。



首都圏でのGAPフェアで行った
ふくしまピーチ講座の様子



学校給食へのGAP認証農産物提供



首都圏スーパーでの南郷トマトフェアの様子 「ふくしま。GAPチャレンジ」統一マーク

イ 有機農産物や特別栽培農産物のPR

福島県産の有機農産物のさらなる理解促進や消費拡大を図るため、令和6年9月14日にイオンタウン郡山にて、『オーガニックふくしまマルシェ2024』を開催しました。

出展者14者による有機農産物・加工品等の販売、オーガニックコットンでのマスコットづくりなどのワークショップの他、有機農業について学べる企画展示やクイズ、ステージイベントを実施しました。

出展者と来場者との交流だけでなく、出展者同士の交流を深める機会にもなりました。

来場者へのアンケートでは、「有機農業についての理解が深まった」や「開催回数を増やしてほしい」など好意的な意見が多く聞かれました。



出展ブースの様子



ステージイベントの様子

(2) 「ふくしま」ならではの高付加価値化の取組推進

ア 米どころふくしまの評価を高める取組

県産米のトップブランドとして育成する「福、笑い」の計画的生産と流通販売対策に取り組むとともに、平坦地向けの「天のつぶ」、中山間地域向けの「里山のつぶ」など県オリジナル品種の普及拡大等を通じ、米どころふくしまの評価を更に高める取組を推進しました。

また、県と米の生産・出荷に関わる関係団体等で構成する福島県オリジナル米生産販売推進本部が令和5年に策定した「福、笑い」の生産・販売戦略に基づき、「福、笑い」

の実証ほの設置や、研究会事務局を対象とした現地検討会などを実施した結果、「福、笑い」の生産量が増加しました。

【令和6年度実績】

- ・作付面積（前年比）
 - 福、笑い…200ha(258.4%)
 - 天のつぶ…11,519ha(94.0%)
 - 里山のつぶ…2,268ha(98.0%)
 - ◎県オリジナル米(うるち米)作付割合…約22.8%(-3.8%)
- ※配付種子量等から算出
- ・R6「福、笑い」生産量（基準達成量）…約990t（前年比約268%）

イ 酒造好適米の生産拡大

良質な県産日本酒の生産を支える、高品質かつ均質な「福乃香」等県オリジナル酒造好適米の生産拡大を図るため、現地実証ほの設置・運営したほか、補助事業により生産者向け・蔵元向けに高品質生産のための機器類の整備を支援し、県産酒造好適米の生産拡大を推進した結果、「福乃香」の作付面積が大きく増加しました。

【令和6年度実績】

- ◎県オリジナル米(酒米)作付面積
 - ・「夢の香」作付面積…207ha(前年比：約84%)
 - ・「福乃香」作付面積…63ha(前年比：約137%)
- ※配付種子量等から算出
- ◎県オリジナル米(酒米)作付割合
 - ・「夢の香」作付面積…50%(前年比：-4%)
 - ・「福乃香」作付面積…15%(前年比：+5%)
- ※県奨励品種中の割合

ウ 機能性成分・うまみ成分の見える化と販売促進・PR

県産農産物の機能性成分やうまみ成分の調査・分析による見える化を活用した県産農産物の販売促進・PRを行いました。

えごまやおたねにんじんなどの機能性成分等の高さを活かした地域特産物について、生産拡大への支援とともに消費者向けの利用促進・PRイベント等を実施しました。

【令和6年度実績】

- ・飲食店フェアのメニュー提供数4,469食
(会津地方20店舗4,342食、福島市・郡山市4店舗127食)
- ・小売店フェアでの販売数量計686個(会津6店舗、中通り6店舗)
- ・宿泊施設での提供数4,005食(会津地方3施設)
- ・給食での提供数約9,167食(延べ42校)

エ ゲノミック評価技術を活用した種雄牛の造成と繁殖雌牛の能力向上

震災以降、本県の肉用牛改良基盤の衰退が見られることから、福島牛の能力と品質をより一層向上させるため、先端技術であるゲノミック評価を活用した種雄牛造成を継続するとともに、和牛改良先進県である鳥取県との種雄牛共同造成を実施し、かつ県内でのゲノミック評価実施体制の整備を図りました。

【令和6年度実績】

- ・県内約 30 頭の基礎雌牛候補牛調査を実施し、体型や推定育種価、ゲノミック評価結果を活用して県内基礎雌牛を 10 頭選定しました。
- ・基礎雌牛から生産された種雄牛候補牛の産子調査を実施し、2 頭を導入しました。
- ・種雄牛候補牛の直接検定や現場後代検定を実施しました。
- ・県内約 600 頭の繁殖雌牛のゲノミック評価を実施しました。

オ 輸出に適応した品質保持技術の開発・実証

県産花きの輸出拡大に向け、輸出相手国のニーズにマッチした鮮度保持技術や輸送技術の開発・実証を確立し、風評払拭と産地再生を図る。

【令和6年度実績】

- ・りんどう
輸出を想定した前処理剤による日持ち調査を実施
- ・トルコギキョウ
輸出に向けた前処理剤等による日持ち調査を実施
- ・宿根かすみそう
輸出に向けた前処理剤等による日持ち調査を実施

(3) 環境と共生する農業の推進

ア 有機栽培及び特別栽培の推進

「環境と共生する農業」の普及推進に向け、環境にやさしい農業に取り組んでいる生産部会を重点対象とし、福島県環境負荷低減事業活動実施計画認定（みどり認定）誘導や有機栽培、特別栽培の取組を推進しました。

また、環境保全型農業の取組や地域社会に貢献する農業者団体の活動を奨励する「みんなでチャレンジ！環境保全型農業コンテスト 2024」を実施し、上位 3 団体においては「みんなでチャレンジ！環境保全型農業大会 2024」で表彰式を行うなど県内に広く P R を行い、環境保全型農業を推進しました。



「みんなでチャレンジ！環境保全型農業大会 2024」表彰式

特別栽培の令和6年度の取組面積は 2,413ha となっています。平成 26 年度からは、特別栽培を進めるため、環境保全型農業直接支払交付金の取組を市町村ごとに進めています。また、令和6年度には県特別栽培米推進プロジェクトチームを設置し、関係団体と連携して特別栽培米の生産拡大や販売拡大に向けて活動を開始しました。

有機栽培については原子力災害の風評による取引停止等の影響を受け、取組面積は減少傾向にあります。有機栽培は慣行栽培に比べ、生産性が低く、生産量が不安定であるため、生産性向上等に向けて、県内6か所に有機農業実証ほを設け、有機農業の技術的課題の検証と実証技術の普及を図りました。また、県産有機農産物等の販路開拓・拡大を図るため、首都圏米穀店、飲食店等の事業者を対象とした産地見学会や商談会を実施したほか、有機農業の担い手確保を図るため、有機農業で就農を希望する首都圏の方を対象にした「有機農業就農体験ツアー」を開催し、有機農業の拡大に努めています。

【有機栽培・特別栽培の面積】

項 目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
有機栽培 (ha)	282	265	232	219	193	187	187	185
特別栽培 (ha)	7,363	3,889	3,849	3,927	3,628	2,852	3,421	3,267
	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	
有機栽培 (ha)	177	157	180	174	199	208	199	
特別栽培 (ha)	3,173	2,725	2,777	2,663	2,604	2,704	2,413	

※有機栽培：有機農産物及び転換期間中有機農産物認定の県調査結果による。

※特別栽培：福島県特別栽培農産物認証制度に基づく認証並びに「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準じた栽培（化学合成農薬等の使用が地域の慣行基準の5割以下であることが確認できるものを含む）についての県調査結果による。

6 活力と魅力ある農山漁村の創生

6.1 農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進

(1) 農林水産業・農山漁村に関する情報発信

ア 福島県農林水産部 F A 宣言に関する取組

農林水産部公式 YouTube チャンネル「1400 のネタばらし」において、旬の県産農林水産物、農林水産業、生産現場や農林水産部の取組を職員自らが自由な発想で企画、取材し、動画を制作、公開することで、県産農林水産物の魅力や本県の取組を県内外に対して発信しました。

【「1400 のネタばらし」累計動画公開本数:496 本(うち令和 6 年度公開本数:154 本)】や【「ふくしま旬物語」累計動画公開本数:14 本(うち令和 6 年度公開本数:4 本)】において、産地における生産者の努力や長年にわたる創意工夫、県オリジナル品種等に関する動画を作成、公開することで、「福島ならではの」の魅力を県内外に対して発信しました。

また、クックパッドを活用して県産農林水産物を利用した郷土料理やオリジナル料理のレシピを公開することで、県産農林水産物の魅力を県内外に対してわかりやすく発信するとともに、職員自らが生産者に取材し、生産におけるこだわりや生産者ならではの食べ方、産地情報等をクックパッド内のブログに公開しました。

さらに、これらの取組を X (エックス)、Instagram、Facebook を活用して県内外に発信しました。

(2) 農林水産業・農山漁村に接する場の提供

ア 地域資源の活用促進

棚田を魅力ある資源として地域振興への活用を図るため、指定棚田地域の指定への働きかけや活動計画認定に向けて支援を行い、令和 6 年度末時点で 8 地区となっています。

○指定棚田地域

- ・東和の布沢棚田（二本松市旧太田村）
- ・上堰棚田（喜多方市旧相川村・旧早稲谷村）
- ・舘西地区の棚田（郡山市旧片平村・旧河内村）
- ・所部棚田（石川町旧山橋村）
- ・大木戸の棚田（国見町旧大木戸村）
- ・西谷棚田（二本松市旧二本松町・旧岳下村）
- ・猪苗代地区の棚田（猪苗代町旧猪苗代町）
- ・長瀬地区の棚田（猪苗代町旧長瀬村）

また、棚田を核とした地域振興のモデル事例を育成するため、6 地域の案内看板の設置や 6 次化商品の開発、先進地への視察研修、広報等の取組を支援しました。

○支援地域

- ・大木戸の棚田（国見町）
- ・東和の布沢棚田（二本松市）
- ・上堰棚田、ほんそんの棚田、こづちやまの棚田（喜多方市）
- ・川前棚田（北塩原村）

県内の棚田 13 地区が参加した「ふくしまの棚田推し活スタンプラリー」（参加人数 298 人）、県内 6 地区の棚田米を使って「ふくしまの棚田 カレーフェア」を開催し、棚田地域への訪問のきっかけ作りを支援しました。



デジタルスタンプラリー



棚田米を使用した棚田 PR イベント

イ 農業・農村への理解促進

農業・農村に対する理解を深めるため、小学生等を対象に、農地、土地改良施設及び周辺の自然環境等を学びの場として活用した農作業等の体験活動や土地改良施設が農村地域の維持、発展に果たしている役割等を工事現場等の見学を通して学ぶ活動に取り組みました。

- ・「田んぼの学校・畑の学校」実践モデル事業 3 校 (120 人)
- ・「生きもの調査」事業 7 校 (241 人)
- ・「ふくしまの農村学びの場」事業 6 か所 (110 人)



小学生の重機乗車体験の様子
(いわき市)



田んぼ学校において稲刈りをする様子
(郡山市)

ウ 花にふれあう活動の支援

県産花きの認知度向上と利用拡大のため、地方ごとに「フラワーネットワーク」を設置し、花き利用施設、生花店、花き農家による相互交流を行うほか、県産花きを使用したイベント開催により、県民等が花と触れ合う活動を展開しました。

【令和6年度実績】

各フラワーネットワークで生花店、花き利用施設、生産者による意見交換やほ場視察等が行われました。

- ・各地方フラワーネットワークと連携し、県内の小学生5,6年生を対象として16校、557名に対して、フラワーアレンジメント体験など福島県産の花を使用した花育活動を実施しました。
- ・花き利用施設（旅館・ホテル）や駅、商業施設、観光施設、管内小中学校など、県産花きを使用したアレンジメントをのべ129回展示しました。
- ・郡山市、いわき市の2会場で県産花きを使用したフラワーアレンジメント体験教室などの県民参加型イベントを開催し、参加者に県産花きのPRを行いました。

6.2 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮

（1）農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けて、地域ぐるみで取り組む農地保全や農村環境の維持を図る活動を支援しました。

【令和6年度実績】

- ・取組市町村数 56市町村
- ・取組面積 68,013ha



農道法面の保全活動（南相馬市）



花の植栽による景観形成活動（矢吹町）

6.3 快適で安全な農山漁村づくり

(1) 農山漁村の定住環境の整備

ア 農業水利施設における転落事故防止等の啓発普及

農業水利施設の転落事故防止に向けたパンフレットやホームページ、ラジオ放送により事故防止のための安全対策について啓発普及を行いました。



(2) 鳥獣被害対策の推進

安全対策のパンフレット

「福島県有害鳥獣農作物等被害防止対策基本方針」に基づき、住民が主体的に集落ぐるみで取り組む生息環境管理や被害防除、有害捕獲を組み合わせた総合的な鳥獣被害対策を推進しています。

【令和6年度の取組】

農作物等の被害を軽減するため、農林事務所が中心となり、住民が主体となって集落ぐるみの総合的な対策を行うモデル集落を14か所設置し、取組の実証と他地域への普及拡大に取り組んできました。

また、地域の対策を進める上で中心的役割を担う人材を育成するため、市町村職員、農業団体職員等を対象に、専門的な知識や技術研修（侵入防止柵整備や獣種ごとの生態と対策等）を9回実施しました。加えて、市町村・協議会等が取り組む鳥獣被害対策を推進するため、鳥獣被害防止総合対策事業やイノシシ等有害捕獲促進事業により、わなや侵入防止柵の設置、イノシシ等の捕獲、ドローンやGIS等の新技術活用による対策を支援しました。

さらに、地域に密着した効果的な対策を推進するため、専門的知識を有する鳥獣被害対策市町村専門職員の確保・育成や市町村への配置を支援しました。旧避難指示区域では、営農再開を円滑に進めるため、地域で課題となっているニホンザル等の生息状況調査や被害の状況把握を行うとともに、現地での対策技術研修会を開催しながら実態に応じた効果的な対応策について市町村に提案しました。



対策のリーダーとなる人材の育成
(リーダー育成研修の様子)



広域捕獲活動の推進
(シカの生育状況調査の様子)

(3) 災害に強い農山漁村づくり

ア 流域治水対策

(ア) 防災重点農業用ため池の整備

農業用ため池は、多くが明治以前に築造されており、老朽化・劣化が進んでいることに加え、近年の頻発化、激甚化する豪雨等により決壊し、下流域の家屋等への被害発生が懸念されています。

このため、令和2年10月に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（以下「ため池工事特措法」という。）が施行され、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な対策を講ずることとなりました。

ため池工事特措法に基づき、令和3年2月に「防災重点農業用ため池」を指定し、同年3月に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定しました。推進計画では、ため池工事特措法対象期間の前半となる令和7年度までに、ため池の劣化状況等を把握するための調査等を行い、防災対策の必要性を確認することとしています。

また、劣化状況評価等の調査結果を踏まえ、令和12年度までに124か所の防災工事に着手することとしており、令和6年度は11か所のため池で防災工事に着手し、累計の着手数は23か所となりました。



防災工事施工前
荒池地区（大玉村）



防災工事施工後
（同地区）

(イ) 田んぼダムによる洪水被害の軽減

田んぼダムとは、水田が持つ雨水を一時的に貯留する機能（雨水貯留機能）を活用して、雨水が水路等へ一気に流出することを抑制し、下流での急激な水位上昇を抑えることで洪水被害の軽減を図る取組です。

本県においては、17市町村、818.4ha（令和7年3月時点）の水田で実施されていますが、県全体での取組には至っていません。

このため、田んぼダムの推進に向けて、取組の効果を可視化した洪水被害軽減モデル、や取組効果観測結果、取組の目的や仕組み、効果、方法、資材の選定と設置、支援制度などを分かりやすくまとめた技術マニュアルを活用し、農業者等の理解促進に取り組んでいます。

令和6年度は、県内7管内においてそれぞれモデル地区を設定し、市町村担当者や多面的機能支払交付金の活動組織を対象に現地研修会を開催しました。

現地研修会では、田んぼダムの仕組みなどの座学のほか、現地において耕作者から田んぼダムの取組状況を説明し、参加者からは多くの質問がありました。

また、流域治水の取組の一つとして、防災イベントに参加し、田んぼダムの模型を活用し、県民に対し田んぼダムの取組などについて周知を図りました。



現地研修会の様子（石川町）

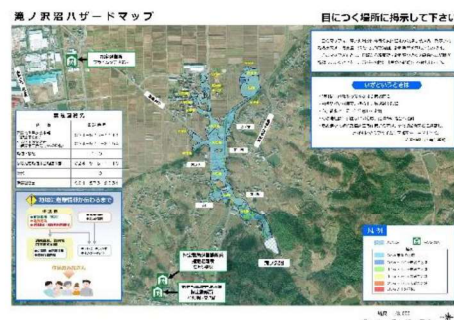


防災イベントの様子
（そなえる・ふくしま 2024）

イ ハザードマップの作成と啓発活動

ため池決壊時のソフト対策として、防災重点農業用ため池が決壊した場合の想定浸水区域を表示したハザードマップを作成し、地域住民に周知することにより、住民の安全確保を図っています。

令和6年度は、3市村の28か所のため池において、ハザードマップ看板を作成・設置しました。



ハザードマップ（イメージ）

6.4 地域資源を活用した取組の促進

（1）地域産業6次化の促進

ア ふくしま地域産業6次化戦略に関する取組

（ア）～担い手の本気～ 人材の確保と加工技術の発展

a ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業

6次産業化のビジネスマッチングや相談、専門家派遣など6次化に取り組む農林漁業者等を総合的に支援する「ふくしま地域産業6次化サポートセンター」を設置し、6次化を通じた農林漁業者等の経営改善を支援しました。

（a）サポートセンターの設置

（b）企画推進員（6次化コーディネーター）の配置4名（県北・県中・会津・いわき）

（c）専門家（イノベーター）の登録・派遣

登録イノベーター数 55名、派遣回数 151回

（d）交流会の開催

・6次化交流会：11月11日（108名参加）

(e) 農林漁業者等の経営改善支援

- ・地域支援検証委員会の設置・開催 計6回
- ・重点支援対象者 4者

(f) 補助事業の実施

- ・6次化新商品開発チャレンジ事業（ソフト事業）
補助件数（補助額） 9件（計1,585千円）
- ・地域産業ビジネスモデル推進事業
補助件数（補助額） 1件（計1,000千円）



交流会

b ふくしま6次化人材育成事業

県産農林水産物の加工販売に意欲のある農林漁業者等を対象に、個人のニーズやレベルに応じた研修会を開催し、起業等を支援するとともに、地域の核となる6次化の人材を育成しました。

(a) 実施時期

令和6年10月～令和7年3月

(b) 開講内容（卒塾生数計41名）

- ・6次化創業コース（起業・実践コース、全9回、卒塾生24名）
6次化で起業したい、現在取り組んでいる6次化をもっと発展させたい、と考えている農林漁業者・商工業者向けのコース。
- ・6次化創業支援スタッフコース（地域コーディネーターコース全9回、卒塾生17名）
農林漁業者や商工業者に対して6次化に関する指導やマッチング、支援等を行いたいと考えている方向けのコース。



入塾式



塾生による現地視察



講義風景

（イ）～商品化の熱気～ 地域産業の連携強化と販路拡大

a 地域産業 6 次化ステップアップ強化事業（ハード事業）

競争力のある新商品づくりを支援しました。

補助件数（補助額） 4 件（計 6,697 千円）

b 6 次化商品販路拡大事業

福島県の 6 次化商品のオリジナルブランド「ふくしま満天堂」を通じた 6 次化商品の県内外でのテスト販売、大型展示会への出展、商品改良等（延べ 102 回）の支援などを行い、売れ続ける 6 次化商品のブランド化を推進しました。

令和 6 年度の登録商品数は、前年度より 8 事業者 103 商品増えて、150 事業者 578 商品となりました。

また、登録商品の中から、バイヤー等に高評価を得た 10 商品を「ふくしま満天堂グランプリ 2024」において表彰しました。

（a）販売店舗の拡充

前年度より 4 店舗増えて、34 店舗で販売を実施しました。

（b）首都圏等での販売実績

首都圏で展開しているスーパーマーケット等において特設ブースを設けて販売を実施しました。（令和 6 年 7 月～令和 7 年 2 月 7 店舗）

（c）「ふくしま満天堂グランプリ 2024」審査委員会・表彰式

- ・開催日 令和 7 年 1 月 20 日
- ・場 所 エルティ（福島市）
- ・結 果 グランプリ 1 点、準グランプリ 2 点、特別賞 1 点が選出された。



審査委員会



表彰式



受賞商品

（d）研修会等の開催

流通販売による販路拡大を主軸に、商品改良手法や市場状況を共有する研修会を 2 回開催するとともに、新たな商品開発を行うための「地域産業 6 次化商品開発ゼミ」を全 6 回実施し、16 商品の 6 次化商品が開発されました。

(ウ) ～ネットワークの活気～「しごと」と「ひと」、「地域」を結びつけるプラットフォームの形成

a ふくしま地域産業6次化ネットワーク

県内各地方に農林事務所・地方振興局を事務局とするネットワークを組織し、6次化に関する相談対応、研修会、事業者交流会を実施するほか、試作品のブラッシュアップや、新たな商品づくりを支援しました。

(a) 県北（けんぽく6次化ミーティング）会員数 346 名

【主な活動内容】

- ・けんぽく6次化ミーティング交流会開催
- ・売れる6次化商品フルシーズン販路創出事業（委託事業）
県北産野菜や果物の加工品を県北地方の製菓店や飲食店で販売。

(b) 県中（県中地方・地域産業6次化ネットワーク）会員数 445 名

【主な活動内容】

- ・県中地方・地域産業6次化ネットワーク講演会
6次化で成功するために必要なマーケティングの視点や営業手法についての講演会を開催。

(c) 県南（しらかわ・地域産業6次化ネットワーク）会員数 162 名

【主な活動内容】

- ・しらかわ・地域産業6次化ネットワーク交流会
- ・6次化商品利用促進事業（委託事業）
県南地方のゴルフ場や空港及びイベント会場において、6次化商品を活用した販売会を開催。
- ・6次化商品情報発信事業
ネットワーク会員から新商品やPRを希望する主力商品の情報を募集し、ウェブサイトへの掲載等を行うPR支援を実施。
- ・しらかわ食・人フェア 2024
イオン白河西郷店の周年祭と併せて、6次化商品の販売会を開催。

(d) 会津・南会津（あいづ“まるごと”ネット）会員 458 名

【主な活動内容】

- ・あいづ“まるごと”ネット交流会
- ・あいづ“まるごと”ネット販売実践スキルアップ研修会
6次化事業者が販売スキルやノウハウを学ぶための「販売実践スキルアップ研修会」を計4回開催。
- ・あいづ“まるごと”ネットSNSキャンペーン 2024
あいづ“まるごと”ネット公式X（旧 Twitter）において、認知度向上及びフォロワー数増加を図るため、プレゼントキャンペーンを実施。

(e) 相双（そうそう・6次化ネットワーク）会員数 124 名

【主な活動内容】

- ・相双地方ネットワーク交流会
- ・「そうそう・6次化ラボ」（委託事業）
管内の6次化事業者の育成と加工品の開発を支援。
- ・そうそう6次化商品注文販売会
- ・そうそう・6次化フェア
首都圏におけるイベント参加を支援。

(f) いわき（いわき地域産業6次化ネットワーク）会員数 282 名

【主な活動内容】

- ・いわき地方ネットワーク交流会
- ・第2回高校生発！Iwaki ならではのグルメをつくろう」（委託事業）
高校生と管内飲食店等が共同でいわきならではのグルメ商品を開発。

b 「チームふくしまプライド。」活動支援事業

生産者と消費者の新たな絆づくりの構築と県産農林水産物の販売、消費拡大につながる取組を支援しました。

(a) 補助事業者：一般社団法人東の食の会

(b) 主な活動内容

- ・生産者と消費者の交流会の開催（計4回）
- ・県産農林水産物等の販路開拓支援としてのマッチング（計2回）及びイベント出店（計8回）
- ・販売力・商品ブランド力を向上させるための研修会の開催（計2回）
- ・高付加価値商品の開発支援（6商品）

イ 第4期ふくしま地域産業6次化戦略の策定（令和7年3月策定）

第1期戦略（平成22年度～26年度）、第2期戦略（平成27年度～令和元年度）、第3期戦略（令和2年度～6年度）に引き続き、これまでの取組の成果・課題や、近年の社会情勢を踏まえつつ、本県の豊かな農林水産資源を活用し、地域の多様な主体がそれぞれの強みを活かして取り組む地域産業6次化をより一層推進し、農林漁業者の安定的な所得と雇用機会の確保、農山漁村の活性化を図るため、第4期戦略を策定しました。

(ア) 計画期間

令和7～12年度

(イ) めざす姿

地域産業6次化をより一層推進し、農林漁業者の安定的な所得と雇用機会の確保、農山漁村の活性化を目指します。

6次化実践者については、次の姿を目指します。

- 明確なビジョンに基づいて事業を展開
- マーケットインの視点による売れる商品を開発
- 多様な関係者と連携しながら、ストーリー性のある商品を創出し、地域全体が

活性化するような取組を実践

(ウ) 戦略の方向性

地域産業6次化の核となる「ひとづくり」、具体的な売上につながる「商品（もの）づくり」とともに、既存の地方ネットワークのみならず、多様な関係者が関わる地域産業6次化を起点とした取組が地域全体の活性化に資するよう「地域づくり」を3つの柱とし、4つの推進方策に取り組みます。

(エ) 推進方策

○ひとづくり

a 6次化実践者の定着・成長の推進

(a) 戦略的な事業展開の促進

(b) 事業発展のための支援

b 新たな6次化実践者の確保・育成の推進

(a) 新たな6次化実践者の確保

(b) 取組初期からの支援

(c) 食の安全性の確保のための支援

○商品（もの）づくり

a 「もうかる」「誇れる」商品開発の推進

(a) マーケットインの視点と戦略的なブランディングによる商品開発支援

(b) 商品の安定的な生産・製造のための支援

(c) 販路拡大支援

○地域づくり

a 地域全体で盛り上げる地域産業6次化の推進

(a) 地域産業6次化を起点とした地域の活性化

(b) 6次化ネットワークの活性化

(2) 特色ある地域資源の活用促進

ア 地域特産物の産地づくり

地域特産物（おたねにんじん、エゴマ、山菜（栽培））について、種苗の安定供給と収穫までに要する期間を短縮した栽培技術の普及、省力機械による大規模に生産できる栽培体系の普及等と併せ、安定した販売が実現できる販路を確保するための取組を行うため、おたねにんじんの初期生産資材やエゴマの成分分析に係る費用、食用需要喚起を目的とした飲食店や量販店におけるおたねにんじんフェアの開催等を支援しました。

【令和6年度実績】

(ア) 生産振興事業（整備事業）

おたねにんじんの生産拡大のため、初期生産資材の導入に係る経費を補助しました。

・補助率：定額、1/2

- ・令和 6 年度実績：8,004 千円（認定農業者 2 戸、生産者団体 1 団体）

（イ）種子確保事業

おたねにんじん種子生産農業者に対して、根の減収見合い分と種子販売額の差額等を補助しました。

- ・補助率：定額（60 千円／a）
- ・令和 6 年度実績：600 千円（認定農業者 1 名）

（ウ）需要拡大・地域連携事業（食用需要喚起事業）

飲食店や小売店、宿泊施設等と連携した食用需要喚起、マスメディアや SNS を活用した PR 活動、学校給食で提供する食育事業等、利用拡大と認知向上のためにかかる経費を補助しました。

【令和 6 年度実績】

- ・飲食店フェアのメニュー提供数 4,469 食（会津・南会津管内 20 店舗 4,342 食、福島市・郡山市 4 店舗 127 食）
- ・小売店フェアでの販売数量計 686 個（会津地方 6 店舗、中通り 6 店舗）
- ・宿泊施設での提供数 4,005 食（会津地方 3 施設）
- ・給食での提供数約 9,167 食（延べ 42 校）

イ 県が開発したブランド畜産物の高品質化

福島県固有の品種である会津地鶏は、昭和 62 年に県が会津地方で発見し、福島県農業総合センターが改良を重ね、平成 4 年度より会津地方を中心に飼育されています。鶏肉は適度に歯ごたえがあり、脂がのってコク・旨味に優れ、鶏特有の臭みも少なく、和風・洋風を問わずどんな料理にも合う鶏肉で、本県を代表するブランド地鶏です。

令和 6 年度は会津地鶏肉の味を、味覚センサーを用いて数値化を行うとともに、加熱調理後の歯ごたえを調査し、国産若鶏と比較した会津地鶏肉の「おいしさ」を総合的に評価しました。

その結果、会津地鶏は国産若鶏と比較して、味推定値のうま味（口に入れてすぐに感じる先味）が弱く、酸味、うま味（飲み込んだ後口内に残る後味）が強い結果となりました。また、会津地鶏雄ムネ肉は国産若鶏ムネ肉と比較して、加熱損失が少なく柔らかいことが分かりました。



会津地鶏

ウ 農村活性化をけん引する地域リーダーの確保・育成

農村の活性化をけん引する地域リーダーの育成・確保に向けて、多面的機能支払の活動組織の代表者や市町村職員等を対象に、農村型地域運営組織（農村 RMO）の形成をテーマとしたセミナー（参加人数 382 名）を開催しました。

また、地域の将来ビジョン作成に向け、演習を通じた研修会（全 3 回、参加人数 16

名)を開催しました。



農村地域振興セミナーの様子



研修会の様子

(3) 都市との交流の促進

ア 農山漁村と都市住民との交流活動推進

農村地域の維持・活性化に関わる地域外人材(農村関係人口)の受入体制強化のため、県内3地区(郡山市石筵、鮫川村、南会津町高野)でコーディネーターを交えた地域資源の魅力発掘や地域課題の解決に向けた話し合いを行いました。

また、交流機会の創出として、県内5市町村(川内村、郡山市、三春町、猪苗代町、昭和村)において、企画立案から実施まで取り組んでもらうための伴走支援を行いました。



地域内での話し合いの様子
(鮫川村)



交流企画に向けた話し合いの様子
(昭和村)



交流企画実施の様子
(昭和村)

（４）再生可能エネルギーの導入促進

ア 農業用水を活用した小水力発電の導入支援

本県では福島県農業水利施設小水力等発電推進協議会を設置し、農業用施設への小水力発電設備の導入を検討している市町村や土地改良区の実施を支援しています。

令和６年度は、農業用水等を活用した小水力発電の導入や農業水利施設の省エネルギー化をテーマに研修会を開催しました。



令和６年度より発電を開始した
「請戸川水力発電所（浪江町）」

7 各地方における取組

(1) 県北地方

ア 東日本大震災及び原子力災害からの復興の加速化

(ア) 営農再開と復興の加速化

平成 29 年 3 月 31 日に避難指示が解除された川俣町山木屋地区では、経営耕地面積 375ha のうち、令和 6 年には 72.8%の 272.9ha で営農が再開されました。作物別では、水稻 99.2ha、牧草 83.4ha、飼料用トウモロコシ 71.5ha、そば 8.3ha、野菜・花き類 8.7ha、その他 1.8ha となっています。特に、地域の担い手法人である農事組合法人ヒュッテファームを中心として保全管理終了後の農地が活用され、水稻、牧草、飼料用トウモロコシの作付面積が拡大しています。

水稻においては担い手不足を省力化によりカバーするため、鉄コーティング直播の導入・拡大と安定生産に向けた技術支援を行いました。

また、野菜・花き等については、新規栽培者の確保等により栽培面積が拡大しています。

山木屋地区の営農再開拡大に向け、平成 26 年度から暗渠排水及び用・排水路整備を一体的に進めており、令和 6 年度までに 141ha が完了しました。

(イ) 農林産物の安全性の確保

a モニタリング検査の実施

除染や放射性物質の吸収抑制対策を推進するとともに、緊急時環境放射線モニタリング（以下「モニタリング検査」という。）等を徹底し、基準値を超える農産物の流通を防ぐ取組を行いました。令和 6 年度は、穀類 48 件、野菜 223 件、果実 106 件、畜産物 264 件、きのこ 92 件、山菜 74 件、樹実類 2 件の検査を行い、野生のねまがりたけ 2 件を除き基準値以下であることを確認し、公表しました。

b 農林産物の出荷制限解除に向けた取組支援

県北地方の特産品であるあんぽ柿については、加工・出荷再開 12 年目を迎え、管内全域で加工・出荷が可能となっています。令和 6 年度の出荷実績は 1,142 t（前年比 104.5%）となりました。

加工自粛解除による産地の回復に向け、リスクの高い柿樹の伐採や改植等を進め、全量検査による安全・安心な出荷に取り組みました。

県北地方のあんぽ柿出荷量の推移

年 度	震災前	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
出荷量	1,542t	1,091t	1,313t	978t	1,096t	1,093 t	1,142 t

（福島県あんぽ柿産地振興協会）

イ 農林業の持続的な発展を支える担い手の確保・育成と生産基盤の強化

(ア) 農業担い手の確保・育成

農業経営基盤強化促進法の一部改正により法定化された地域計画の策定に向けて、各地域における話合いの実施等を支援し、令和 7 年 3 月末までに策定を予定していた

県北地方の全ての地域（97 地域）で地域計画が策定されました。

なお、令和 6 年度末における認定農業者数は 1,481 経営体となっています。

また、青年農業者等の確保・育成のため、就農相談窓口を設置し、就農計画作成支援等を行いました。令和 6 年度調査における新規就農者数は 115 名と、県内の 36% を占めています。

（イ）持続的な農業生産基盤の確保

農業・農村の基盤を支え、地域の防災・減災の役割を担う土地改良施設においては、施設の老朽化に伴う事故や機能低下を未然に防止するとともに、長寿命化を図るため、令和 6 年度は基幹的水利施設等 6 地区において、県営事業により補修・更新を行いました。

ウ 安全で魅力的な農林産物の安定供給と販売促進

（ア）園芸産地の生産力の強化

県北地方の農業産出額 654 億円（令和 5 年）は、県産出額の 30%を占め、そのうち園芸品目が 378 億円と、県の園芸品目全体の 43%を占めています。

産地生産力の一層の強化を図るため、令和 4 年 12 月にデビューした県オリジナルいちご品種「ゆうやけベリー」については、「令和 6 年度県北地方園芸振興セミナー」を開催するなど、栽培技術の向上を図り、事業活用による施設整備を進めました。令和 6 年作栽培戸数は 52 戸となっています。また、新規栽培者への重点的な技術支援を実施しているきゅうり、「県北・ももならではプラン」の実践に取り組んでいるももについては、管内 J A における販売金額が過去最高となったほか、国の事業を活用し、もも及びきゅうりの選果設備の導入整備が進みました。

なお、生産、流通、消費の各段階における詳細な現状分析に基づく産地戦略「県北・ももならではプラン」「伊達のあんぽ柿ならではプラン」を、それぞれ令和 5 年度、令和 6 年度に策定しております。このプランに基づき、県や J A 等の関係者が一丸となって、生産から流通、販売、P R に一体的に取り組み、産地の生産力と競争力の強化を進めてまいります。

（イ）輸出を含む農林産物の販路拡大

a 認証 G A P の取得支援

農業経営の改善や販路を拡大するため、販売品の安全・安心の指標である認証 G A P の取得を進めており、関係機関・団体等が連携して認証 G A P の普及・定着を図る取組を進めています。令和 6 年度末における県北地方の認証 G A P の取得件数は、68 件（新規取得 4 件）となっています。

（GLOBAL G. A. P: 2 件、ASIAGAP: 3 件、JGAP: 36 件、FGAP: 27 件）

b 農林産物のおいしさや品質の良さの積極的な P R

本県の旬な果物やお米などの販売促進と消費拡大を図るため、「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンを実施し、ももや米「福、笑い」の魅力について消費者に直接 P R するとともに、SNS キャンペーンとして農林産物のフォトコンテス

トやごはん・米粉のレシピコンテストを開催し、入賞作品を県HPで公開しました。また、「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業により、民間団体 23 団体に対し県内外において実施するイベント等でのPRや販売等の取組を支援しました。

エ 豊かな農山村の形成と活性化

(ア) 農業・農村への理解促進

「ふくしまの棚田」活性化モデル育成事業により、2 団体の交流活動や棚田の保全活動等の取組を支援しました。

(イ) 地域の活性化及び生産者の所得向上

地域産業 6 次化ネットワーク組織「けんぼく 6 次化ミーティング」（令和 7 年 3 月 31 日現在 会員数 346 名）会員を対象に交流会を開催し、「販売先の見つけ方や商品の見せ方、商品PRのコツ」の視点から講師による講演とグループワークを行い、自身の開発した 6 次化商品をより効果的にPRする方法を学ぶ機会となりました。

●ぶどう根圏制御栽培による産地の若返り支援

福島地区のぶどうは、年間の出荷額が 2 億円弱の産地ですが、生産者の高齢化等により生産量が減少傾向となっています。一方、近年のシャインマスカットの需要拡大等により、ぶどうの単価は上昇傾向にあることから、新規栽培希望者が増加しています。

こうした中、「根圏制御栽培」が注目されています。「根圏制御栽培」とは、遮根シートで地面と隔離した盛土に苗木を植え付け、点滴チューブを設置して水と肥料の配分を調整しながら育成する栽培方法です。苗木を植えてから 2 年目で樹形が完成するため、早期成園化が期待でき、樹形を V 字型に仕立てることで、作業の省力化も図ることができます。

「根圏制御栽培」は、早期成園化により、新規で取り組む方に特にメリットがあることから、令和元年度に福島市松川町の生産者園地に現地実証ほを設置し、生育調査や栽培管理支援、現地検討会等を行い、導入を推進しています。

これにより、令和 4 年から令和 6 年にかけて 20 代～50 代の若手の新規栽培者 7 名を含め導入者は 10 名となり、面積 126 a と産地の拡大・若返りが図られました。加えて、定期的に現地検討会、意見交換会などの交流の場を設けたことにより、技術への理解の深まりが見られています。



ぶどう根圏制御栽培ほ場



現地検討会の様子

●県北・ももならではのプランの実現に向けた取組

「県北・ももならではのプラン」は令和5年度に、マーケティングリサーチ及び産地分析を実施し、令和6年2月に策定しました。ブランドイメージが確立している本県ももの代表品種である「あかつき」を中心としつつ、早生から晩生まで多様な品種で長期間実需者から選ばれる産地を目指し、当所と市町村、JA等の関係機関・団体で構成されるワーキンググループにおいて令和6年度から令和8年度の3カ年で実践を進めています。令和6年度は、GAP認証農産物（もも）について、GAPシール添付による差別化や量販店に向けたギフトパック品の計画的販売の実施、「ふくしま桃の日（7/13、7/26、8/8）」に併せた販売PRイベント等においてブランド力の拡大に取り組みました。気象災害の発生もなく、順調に生産・出荷できたことから、JAふくしま未来における販売金額は約81億円と過去最高となりました。また、国の事業を活用し、JA選果設備の導入整備が進められており、実需者の要望に対応した出荷・販売につなげていくことが期待されます。



ワーキンググループでの検討の様子



共同選果（光センサー）されたもも

●夏秋きゅうりの産地強化に向けた取組

伊達地方の夏秋きゅうりは、日本一の販売金額を誇る一大産地となっています。令和6年度の販売金額は28.7億円となり、地域の過去最高額を更新しました。

産地では、首都圏をはじめとした消費地の食卓を守るため、野菜指定産地の指定を受け、様々な取組を通じて産地の維持・拡大を図ってきました。担い手確保対策としては、就農相談での栽培誘導や新規栽培者への栽培支援を行っています。

生産安定対策としては、施設化を推進し、気象災害等に左右されない生産体制の整備を進めるとともに、濃密な集団指導等により、安定的な生産に向けた支援を実施しています。省力化対策としては、従来の手づめによる箱づめ作業の負担を軽減するため、段階的に選果機械導入を進めています。



集団指導会の様子
(年間80回開催)



きゅうり機械選果の様子

(2) 県中地方

ア 東日本大震災及び原子力災害からの復興の加速化

(ア) 営農再開と復興の加速化

田村市都路町など旧避難指示区域等においては、牧草における放射性物質の吸収抑制対策の実施をはじめ、稲WCS生産組織による地域の水田管理、鳥獣被害対策、公共牧場の草地の機能・生産性の回復などの取組を推進してまいりました。令和3年度にさつまいも貯蔵施設（福島再生加速化交付金）を整備したことに加え、田村市農産物振興施設（福島再生加速化交付金）も整備中であり、更なる栽培者の確保・育成を目的として、都路町地見城地区に栽培実証ほ（20a）を設置しました。

これらの取組等により、令和6年度の営農再開面積は合計625ha（震災前（H22）の69.9%）まで回復しました。

(イ) ほ場の大区画化

避難指示区域の復興・再生の加速化に向け、農地の大区画化・汎用化の整備と併せて担い手への農地集積・集約化を図るため、田村市において、福島再生加速化交付金を活用し、7地区（約200ha）のほ場整備を進めています。

●大型乳肉複合畜産施設の整備

田村市都路町では、株式会社美土里耕産が大型乳肉複合畜産施設（約 30ha、2,600 頭規模）を整備する計画が進んでいます。建築工事が令和 7 年 2 月に起工し、令和 8 年 3 月に完成する見込みです。

完成後は搾乳牛約 1,200 頭を飼養し、搾乳ロボットの導入等により年間 1 万トン以上の生乳を生産・出荷する予定です。また、和牛繁殖雌牛や肥育素牛、堆肥の供給基地として地域の畜産振興に寄与することが期待されます。



起工式の様子

イ 農林業の担い手の確保・育成と生産基盤の整備

（ア）担い手の育成・確保

意欲ある農業者や認定新規就農者の個別推進のほか、認定農業者の再認定に向けた誘導支援などにより地域の担い手を育成し、令和 6 年度末における認定農業者は 1,566 経営体となりました。

なお、次代の農業を担う新規就農者を確保・育成するため、令和 5 年度に設立した福島県農業経営・就農支援センターをはじめとした関係機関と連携しながら、就農希望者への相談対応や就農相談会の開催、経営開始資金等各種施策の活用に向けた計画づくり、技術支援などを行い、新たに 48 名が就農しました。

また、持続的な地域農業の生産体制の確立を図るため、未来の設計図となる地域計画の作成誘導と支援等により、地域計画作成数は 226 地区（郡山 14 地区、田村 78 地区、須賀川 134 地区）となりました。

（イ）農業生産基盤の計画的な整備

農業用排水路等の基幹的な農業水利施設の効率的な機能保全を図るため、新安積三期地区で水路補修工事を実施しました。

また、生産コストの低減や収益性の向上による、安定した農業経営を確立し、地域農業の展開方向や生産基盤の状況に即した営農条件の整備、さらには担い手や経営体などの育成・支援を一体的に推進するため、令和 6 年度は、郡山市ほか 1 市 3 町で 7 地区のほ場整備を実施しました。

●就農相談会「ふくしま農業人フェア in 郡山」

令和6年12月1日（土）、郡山市のビッグパレットふくしまにおいて県中地方就農相談会を開催しました。

フェアでは、先輩農業者を交えて相談対応を行うブースを設置し、市町村や法人等 40 団体が出展して自営就農を目指す方や法人雇用を希望する方など、農業に関心のある方 145 名が来場しました。

参加者は、自営就農のために必要な技術習得の進め方や、農業法人が営む経営の特徴、雇用条件などの説明に耳を傾け、就農に向けた理解を深めていました。



就農相談会場の様子

●きゅうり基礎力アップ研修会の開催

須賀川・石川地方では、きゅうり栽培年数が概ね5年以下の経験が浅い生産者を対象とした「きゅうり基礎力アップ研修会」を平成30年から開催し、きゅうりに関する知識・技術の習得や他の生産者との交流を図っています。

令和6年度は、座学や現地研修を計6回実施し、延べ72名が参加しました。ベテラン農家の作業の様子を撮影した動画による座学、高単収生産者ほ場での現地研修などを通して露地きゅうり栽培の基本を学び、参加者の理解が深まるよう工夫を重ねながら実施しました。



研修会の様子

●田村地域就農支援プロジェクトによる現地見学会

田村地域では、県、3市町（田村市、三春町、小野町）、JA等で構成される就農支援組織「田村地域就農支援プロジェクト」が新規就農者の確保・育成に一体となって取り組んでいます。新規就農者確保の取組として、3市町の農業者を見学する1泊2日のツアーである「現地見学会」を開催し、野菜（ピーマン、トマト）、花き（キク、リンドウ）、畜産（酪農）のほ場を訪問しました。県内外から6名が参加し、うち3名が就農、1名を長期研修生として受け入れました。



ピーマンほ場見学の様子

ウ 産地体制の強化と農林水産物の魅力向上・発信による需要の創出

(ア) 農産物の安全性の確保

モニタリング検査については、玄米 79 点、穀類(玄米除く)34 点、野菜 202 点、果実 54 点、飼料作物 138 点を実施し、基準値超過はありませんでした。

また、安全性や信頼性の高い認証 GAP の取得に取り組む生産者を支援し、新たに 29 経営体が認証を取得し、令和 6 年度末時点の累計で 97 件となりました。

(イ) 生産の拡大・産地体制の強化

水田農業については、県オリジナル米「福、笑い」等を始め、各地の産地ブランド確立の取組を支援するとともに、飼料用米等の作付拡大や大豆の安定生産等、水田の収益力強化に向けた取組を推進しました。

園芸品目については、「福島県園芸振興プロジェクト」に関係団体等と連携して取り組み、きゅうり、トマト、いちご等の施設や先端技術の導入促進を始め、就農後間もない新規就農者等の生産安定と技術力向上など、園芸産地の生産基盤強化や高品質化を推進しました。

畜産については、水稻生産者等と連携した稲WCSの生産を始め、ICTの活用など効率的な飼養管理に資する技術の導入、AI肉質評価システムを活用した肥育管理技術の改善を支援しました。

●令和6年度県中地方園芸振興セミナー開催

近年、夏季の高温の影響でトマトなどの果菜類の生産が減少しており、その対策が喫緊の課題となっています。

セミナーは高温対策に焦点を当てて開催し、県中地方の園芸品目栽培者や関係機関・団体を併せて98名が参加しました。講演では、塗布型の遮熱資材をビニールハウスの屋根に吹き付ける高温対策などが紹介され、参加者は熱心に聴講していました。



セミナーの様子

●たむら地区ピーマン専門部会青年部設立総会

J A福島さくらたむら地区では、新規栽培者及び若手生産者による情報交換や先進的な取り組みを推進する場として令和7年1月に「ピーマン専門部会青年部」を、新たに設立しました。

当青年部では、先進地への視察研修や新品種導入の検討、省力化および環境負荷低減に関する実証などを行い、会員による栽培技術に関する理解を深めるとともに、先端技術を活用した省力化及び環境に配慮した持続可能な栽培体系の導入を目指していく予定です。



勉強会の様子

エ 豊かで活力ある農山村の形成

(ア) 豊かな農山村の形成

中山間地域等の食料供給や県土保全、水源かん養などの多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用した農業生産活動の維持や集落ぐるみでの農地等の保全活動の支援を行いました。

また、高止まりする農作物の鳥獣被害の防止に向け、地域ぐるみで総合的な対策に取り組むモデルとなる集落を設置し、取組成果の取りまとめや、普及・啓発を図りました。

(イ) 農村地域の防災・減災対策

国土強靱化や流域治水への取組は喫緊の課題であり、ため池の適正な管理・保全・改廃を含む農村地域の防災減災対策を効率的かつ一体的に推進する必要があるため、管内の防災重点農業用ため池 292 か所について、令和6年度はため池劣化状況評価及び豪雨耐性評価を1か所、地震耐性評価を16か所で実施し、令和6年度で廃止予定を除く286か所全ての防災重点農業用ため池で検証を完了しました。

(ウ) 地域産業 6 次化の推進

6 次化商品の知名度向上及び販路拡大に寄与するため、6 次化に関連する事業等の情報を県中地方・地域産業 6 次化ネットワーク会員に提供し、イベントへの出展等に対して支援しました。

(エ) 食育・地産地消の推進

農業体験や交流、食生活改善、地域の食文化や郷土食の伝承等の活動を先進的に実践する食育活動の促進を図るため、様々な分野の方を「食育実践サポーター」として登録し、学校や地域団体等の要請に応じたサポーターを派遣して食育活動等を支援しました。

(オ) 農村関係人口の創出・拡大

都市と農山村の交流を促進し地域活性化を図ることを目的に、グリーン・ツーリズムの実践者や市町村等を対象とした視察研修会及び交流会等を開催し、参加者のスキルアップや意欲の向上、連携強化、情報共有などを図りました。

●国営農地開発事業母畑地区における農地耕作支援の実施

農作物の価格低迷や、担い手の高齢化等により、遊休化が深刻化している当地区において、耕作放棄地の解消と生産性が高く持続性のある農業のモデル事業として、耕作放棄地の再生を行い、アーモンドの試験栽培を行いました。



耕作放棄解消前



植え付け状況



耕作放棄解消後

●石川地方の夏を体験モニターツアーの開催

石川地方グリーン・ツーリズム推進協議会では、石川地方の魅力を周知し、地域活性化を促進することを目的としたモニターツアーを令和 6 年 7 月 14 日（日）に平田村で開催しました。ツアーには、近隣市町村から 17 名の小学生の親子が参加しました。

じゃがいも収穫や竹細工（竹の器と水鉄砲づくり）、あじさい挿し木苗づくり体験を行い、特に竹の水鉄砲は子どもたちに大好評で、完成後はずぶ濡れになりながら笑顔で水鉄砲遊びを楽しむ姿が印象的でした。



竹細工体験



集合写真

(3) 県南地方

ア 多様な担い手の育成と発展を支える生産基盤の強化

(ア) 担い手の確保及び育成

高度な生産技術や優れた経営感覚を有する認定農業者及び新規就農者を確保・育成するため、相談活動やカウンセリングによる支援を行いました。また、新規就農者育成総合対策事業等を活用し、7市町村27名に対して資金を交付することで、若い世代の就農を促し、認定新規就農者を新たに15名確保することができました。

(イ) 多様な担い手組織等への支援

関係機関と連携し、大規模経営体の育成や農業法人の確保・育成に取り組み、加えて、青年農業者組織における農業の生産性向上に向けた生産環境モニタリング装置の設置及び実証に向けた支援を行いました。その結果、新規農業法人と大規模経営体が増加し、更に青年農業者組織の生産技術向上やスマート農業に向けた取組を進めることができました。

(ウ) 担い手への農地の集積

担い手への農地の集積・集約を図り、また、令和7年3月末を期限とする地域計画の策定を進めるため、令和5年度からの2か年間、各市町村が実施する地域計画策定に向けた地区説明会の開催等支援を行った結果、令和7年3月末までに管内全市町村において地域計画の策定及び公表につながりました。

(エ) 農地の大区画化による経営基盤の強化

農地の大区画化を推進し、担い手への農地の集積・集約化による経営基盤の強化を図るため、事業実施に向けた調査を2地区（泉崎村踏瀬長峯・埴町板庭）で実施しました。また、2地区（白河市泉田地区・泉崎村原地区）が審査・採択申請地区、1地区（矢吹町舘沢・大町地区）が事業採択地区（測量・設計）となりました。

イ 安全で質の高い農林産物の供給

(ア) 緊急時環境放射線モニタリング

緊急時環境放射線モニタリング検査を、園芸作物264点、米27点、山菜・きのこ類171点など併せて879点実施し、全てにおいて基準値以下であることを確認し、検査結果を公表しました。

(イ) 放射性物質の吸収抑制対策

土壌等に蓄積した放射性物質の農作物への移行の低減を図るため、福島県営農再開支援事業を活用し、水稻（西郷村、泉崎村）、大豆（白河市、西郷村）を対象にカリウム資材の施用を支援しました。

(ウ) 第三者認証GAP等取得支援

GAP認証の取得を推進するため、事務所内に設置したGAP推進プロジェクトチームで推進対象者リストを作成し、継続的な支援を行いました。令和6年度末での、県南地方の第三者認証GAP等の認証件数は累計で70件となりました。

（エ）売れる米作りの推進

水田農業については、県オリジナル品種「天のつぶ」及び「里山のつぶ」の作付けを推進するとともに、水田を活用した大豆、飼料用米やWCS用稲等の多様な米作りの取組を進めました。また、県トップブランド米「福、笑い」が管内の農業者 12（農業短大含む）経営体で生産されました。

（オ）園芸作物の安定生産

「福島県園芸振興プロジェクト」に基づき、園芸産地の育成のため、トマト、きゅうり、さやいんげん、もも、日本なし、ぶどうにおいて、一層の省力化や品質向上に必要な技術導入と長期安定出荷体制の整備を図りました。また、巡回指導や関係機関と連携した作付け推進活動を行い、きゅうり、トマトで新たな栽培者を確保しました。

（カ）畜産の収益性向上

畜産振興では、優良な肉用繁殖雌牛の導入を支援したほか、耕畜連携による飼料作物生産の推進、畜産農家の飼養管理技術向上等に取り組みました。特に経営改善目標を有する若手畜産経営者に対しての適正な飼養管理を指導した結果、管内の子牛出荷頭数の維持につながっています。また、高齢化に伴う畜産農家戸数減少抑制対策として、第3者施設継承可能者リストを作成して、関係機関での共有を図りました。耕畜連携では、西郷村の飼料用トウモロコシ・稲WCSの収量増加につなげました。

（キ）農林産物の販売拡大

「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業を活用し、県南管内の8民間団体及び1JAに対して県内外で実施する販売活動等を支援し、農林水産物や加工品の販路拡大を図りました。

（ク）地産地消の推進

地産地消を推進するため、農産物直売所等において地域の農林産物の特色を活かした消費拡大キャンペーン（直売所スタンプラリー、県産農産物・6次化商品のPR等）を実施しました。

（ケ）持続性の高い農業の推進

環境と共生する農業の推進を図るため、有機農産物の生産拡大や技術の改善、みどり認定申請の支援、堆肥を活用した耕畜連携の整備等を支援しました。

ウ 活力と魅力ある農山村の形成

（ア）農村環境の維持保全

中山間地域等直接支払事業を活用して、生産条件が不利な農地において農業生産活動を行う農業者を支援し、農業生産の維持を通じて多面的機能の確保を図りました。

また、多面的機能支払交付金を活用し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のために行う地域ぐるみの共同活動を支援しました。このほか、源流の里にふさわしい農村環境を維持するため、老朽化した農業集落排水施設について施設の更新整備を6か所で進めました。

（イ）農業用ダムやため池などの防災・減災対策

老朽化や機能低下しているため池や水路等の農業用施設の補強・整備を 16 か所で行い、防災対策を進めました。

(ウ) 地域ぐるみでの鳥獣被害防止対策の推進

農作物の有害鳥獣被害を防止するため、モデル集落を設置し、勉強会・検討会を実施して地域ぐるみによる総合的な被害防止対策を推進しました。

(エ) 地域産業 6 次化の推進

地域の農産物を活用した地域産業 6 次化の推進に向け、事業者からの相談対応を行うとともに、6 次化商品開発の支援や販路拡大に向けた販売会、交流会を実施しました。また、「県南地方農産物直売・加工者研修会」を開催し、直売所の運営や衛生管理に係る理解促進を図りました。

(オ) 都市住民との交流拡大推進、農業体験による農山村地域の活性化

しらかわ広域連携グリーン・ツーリズム推進協議会において、会議を開催し関係者間の連携を強化するとともに、協議会の取組を広く周知するため、ポータルサイトを開設しました。

●園芸におけるスマート農業の推進について

本県の主力品目である夏秋トマトは、近年、夏期高温により収量及び品質の低下が課題になっています。そこで、「ICT活用園芸産地革新モデル確立事業」を活用し、新たな省力的高温対策技術として、「ミスト冷房＋遮熱資材」と「日射制御によるかん水同時施肥技術（クラウド連携型環境制御システム＋かん水同時施肥装置）」を組み合わせた夏秋トマトのスマート農業技術の実証に令和 6 年度から生産者とともに矢吹町の夏秋トマトのほ場において取り組んでいます。

令和 6 年度、各技術を導入した結果、高温下でも草勢が維持され、花落ちも減少し、着果数が確保され、出荷数量は部会平均が前年比で約 5 % 低下したのに対し、実証ほは前年比 102%、A 品率も前年より 10% 程度向上しました。

また、ドローンを活用した塗布剤による遮光技術は、作業時間を従来法より大幅に短縮することが可能であり、人手不足にも対応した技術であることが確認されました。

これらの成果は、現地検討会や指導会等で農業者や関係者に紹介しました。令和 7 年度も実証を継続するとともに、J A、市町村等と連携して個別巡回の指導や技術資料の配布などを行い、夏秋トマトのスマート農業技術の普及に取り組んでまいります。



ICT活用園芸産地革新モデル確立事業
実証ほでの検討会（矢吹町）

●しらかわ広域連携グリーン・ツーリズム推進協議会による「農業体験」を支援

令和6年4月18日と24日に、国立那須甲子青少年自然の家を利用する小学校26校に対し、しらかわ広域連携グリーン・ツーリズム推進協議会による農業体験プログラムなどの受入体制を説明したほか、白河市と西郷村で東京都墨田区の小学5年生（3校、155名）の田植え体験や農作物収穫体験の受入を支援しました。

令和7年3月には、協議会のポータルサイトを開設し、農業体験等に関する情報発信や体験申込みの受入に活用しております。今後は、Instagramとともにポータルサイトの掲載内容を充実させることにより、情報発信を強化してまいります。また、引き続き協議会員と連携し、首都圏と隣接した立地と地域資源を活かした都市住民との交流の促進に向けた活動を進めてまいります。



小中学校への農業体験受入説明

（令和6年4月18日）



田植え体験

（令和6年5月22日）

（４）会津地方

ア 地域をリードする担い手の確保・育成と生産基盤の強化

（ア）多様な担い手の育成・確保

地域農業の在り方や農地利用の姿を明確化した「地域計画」の策定を推進するため、市町村等の活動経費を補助するとともに、関係機関・団体と連携し地域における協議の場の設定や話し合いを支援し、令和6年度末までに管内全市町村の315地区で地域計画が策定されました。

また、効率的・安定的な農業経営に取り組む認定農業者を確保・育成するため、市町村等と連携し、既認定者のフォローアップや新たな候補者の掘り起こしに取り組むとともに、地域を担う経営体等の経営発展に必要な機械・施設の導入や農地中間管理機構を活用した農地集積への協力金の交付を支援し、新たに55経営体が認定農業者の認定を受け、管内の認定農業者数は1,568経営体となりました。

加えて、将来の地域農業を支える新たな担い手の確保・育成を図るため、県農業経営・就農支援センター、市町村等と連携し、新規就農者の掘り起こしや就農相談をはじめ、就農直後の機械・施設の導入支援、経営開始資金の交付などに取り組んだ結果、49人の新規就農者を確保することができました。併せて、研修受入農家を新たに3戸確保し、管内の受入農家は35戸となりました。

(イ) 生産基盤の確保・整備

大型機械の導入による省力化や、高収益作物の導入による競争力強化を図るため、会津若松市の高野地区外1地区で農地中間管理機構関連農地整備事業を実施しました。

また、農業生産の基礎となる農業用水の確保と安定供給などを図るため、会津若松市の吉ヶ平1期地区でかんがい排水事業を、基幹的な農業水利施設の老朽化対策のため喜多方市の会津北部地区外2地区で県営水利施設長寿命化対策事業等を実施しました。

イ 収益性が高く競争力のある産地づくり

(ア) 需要を創出する流通・販売戦略の実践

会津身不知柿の輸出促進を図るため、生産量の確保と品質の向上に取り組むとともに、会津みしらず柿販路拡大促進協議会により、タイ及びカンボジアに向け705kgが輸出されました。

また、奥会津地域の食や自然、風景などの地域資源をPRするため、道の駅及びいわき市内の大型量販店において、奥会津の農林産物及び加工品などを販売する「会津物産フェア」、「奥会津物産フェア」を5日間開催し、12事業者が105商品の対面販売を行い、6次化商品の販路拡大を図りました。

加えて、県産農林水産物の販売促進を図るため、管内のイベントや宿泊施設と連携し、「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンを5回実施しました。キャンペーンでは、各種イベント会場等での県産農林水産物等へのアンケート調査を実施しました。アンケートに御協力いただいた方へ会津産農産物のプレゼントを行うとともに、県トップブランド米「福、笑い」やGAP認証農産物の提供により、県産農林水産物の安全性や魅力をPRしました。

さらに、県産農産物の安全性を確保するため、米41検体、山菜・きのこ類を除く農産物476検体、牧草・飼料作物70検体のモニタリング検査を実施するとともに、産地が行う農林産物の放射性物質検査の取組等を支援しました。

(イ) 戦略的な生産活動の展開

県オリジナル米品種の作付拡大を図るため、栽培指導や実証ほの設置、食味・品質向上のための機器整備の支援を行い、「里山のつぶ」では令和5年並みの954haとなり、「福、笑い」は6つの栽培研究会が取り組み、栽培面積は96.1ha（前年比69.9ha増）になりました。

みどりの食料システム戦略の実現に向け、会津若松市、喜多方市、湯川村、会津坂下町において、水稻、さつまいも及びりんごを対象品目としたグリーンな栽培体系への転換サポートに取り組み、環境にやさしい農業技術と省力化に資する先端技術を組み合わせた現地実証と栽培マニュアルの作成を行いました。また、有機栽培面積の拡大を目指し、有機JASの認証や生産規模拡大のための施設・機械の導入支援等を行った結果、有機JAS認証を受けた栽培面積は、水稻で77.8ha、野菜で16.8haとなりました。

令和3年度にスタートした福島県園芸振興プロジェクトにおいては、品目毎の地方別計画を策定し、パイプハウスの導入等をとおした園芸生産拠点の育成を支援するとともに、関係機関・団体と連携して、もも、ぶどう、アスパラガス、きゅうり、トマト・ミニトマト、さやいんげん、宿根かすみそう、トルコギキョウ、りんどう産地の生産力と競争力の強化に取り組みました。令和6年度の主要4品目における作付面積

と販売額は、アスパラガスが 93.6ha、578 百万円、きゅうりが 37.7ha、1,237 百万円、トマト・ミニトマトが 20.8ha、704 百万円、宿根かすみそうが 33.6ha、760 百万円となっており、4 品目とも販売額が前年を上回りました。

福島県スマート農業等推進方針に基づき、防除作業の省力化と生産性の向上のため、大規模稲作経営体にスマート農機の導入を推進し、68 経営体がドローンによる効率的な作業を実施しました。

また、省力化や新たな所得確保を目指すため、ドローンを活用した湛水直播栽培や水田水位センサーを活用した水稻栽培、ロボット草刈機を活用したりんご栽培の現地実証を実施し、地域の課題に対応したスマート農業技術の普及拡大を図りました。

加えて、安全で高品質な県産農産物の生産と風評払拭に向け、第三者認証 G A P 等の取得拡大を図るため、個別の取組進度に合わせたきめ細かな支援に加え、ふくしま県 G A P の新たな認証基準への対応や労働安全・普通救命講習と併せて実施するなどの工夫を凝らした研修会の開催、さらには認証取得等に係る経費への助成を行い、認証取件数は 116 件（前年度から 1 件減）となりました。

ウ 資源を守りいかす、活力ある農山村の形成

（ア）活力と魅力ある農山漁村の創生

災害の未然防止や老朽施設の機能回復のため、会津美里町の大窪地区外 1 地区でため池等整備事業等を実施しました。

また、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のため、387 組織（対象面積 20,394ha）に対し、農地や農業用水の保全管理など地域が共同で行う活動を支援しました。

奥会津地域の特産である「昭和かすみ草」は、「昭和村農林水産物集出荷貯蔵施設『雪室』」から市場までの完全な低温流通体制により、令和 6 年度の「J A 会津よつば昭和かすみ草部会」の販売額は、初めて 7 億円（7.13 億円）を超え、過去最高となりました。また、「G I（地理的表示保護制度）」登録（令和 5 年 7 月 20 日）され、7 月 20 日を「昭和かすみ草の日」として日本記念日協会からの認定を受け、令和 6 年にはイベントが開催されました。さらに、「第 53 回日本農業賞」（令和 5 年度）、「第 63 回農林水産祭天皇杯（園芸部門）」（令和 6 年度）受賞など、対外的にも評価が得られ、さらなるブランド力強化が図られました。

また、地域特産物であるおたねにんじんの生産振興に向けて、生産拡大に必要な資機材の導入支援、地元産種子確保の体制整備、栽培研修会の開催等の取組を行い、栽培面積は 3.4ha、生産者数は 16 戸となりました。

（イ）農業災害への取組

令和 7 年 2 月 4 日以降の大雪により、農作物や農業用施設に被害が発生しました。管内の被害は 13 市町村で、被害額合計 278,385 千円となりました。

会津地方における雪害を受けた農作物等の技術対策として、技術情報を作成し、市町村・J A との連携により農業者全戸に配布する他、水稻育苗ハウス復旧が間に合わない対策として、メーカーとの共催で、プール育苗研修会を開催しました。

●コメの流通やスマート農業を学ぶ水稻研修会の開催

令和6年7月22日、会津坂下町のJ A会津よつば坂下本店パストラルホール BANGEにて、「会津におけるこれからの水稻農業経営を考える研修会」を開催しました。今回の研修会は、経営の大規模化が進む中、作業の効率化・省力化、さらには販売力の強化が求められている水稻経営者を対象としました。

当日は、生産者51名と関係機関46名が参加し、コメの流通やスマート農業に関する講演及び事例報告を通じ参加者は米産業の変化やスマート農業の最新動向について理解を深めました。参加者からは「スマート農業に対する見方が変わった」など、好評の声が多く寄せられました。

研修会を契機に、地域的水稻農業が一層発展することが期待されます。



研修会の様子

講演者	講演内容
幸南食糧株式会社 橋本 太郎 先生	米産業の環境変化と今後の転換を語る～米の流通状況と会津産米の評価
日本農業サポート研究所 橋本 浩一 氏	先進地に見るスマート農業の現状とこれからの農業経営
南東北クボタ 齋藤 弘実 氏	自動操舵トラクターおよび田植機
株式会社サタケ 中野 和也 氏	スマートライスセンターによる品質管理技術

●農業用水利施設の適切な保全管理に向けた取組】

会津若松市湊町の吉ヶ平地区では農地整備事業が進み、流末の排水量が増加したことに加え、近年多発している突発的な豪雨の影響により、農地の湛水被害が顕在化しています。

既存の排水トンネルでは排水能力が不足していることから、新たに水路トンネルを造成し安定的に猪苗代湖へ流下させることで湛水被害の解消を図るとともに、老朽化しているトンネル上・下流水路を更新する計画としています。

下流側から地山の掘削を開始し、現在は上流側の抗口付近までコンクリート覆工が進みました。

また、施工中には「ふくしまの農村学びの場」事業で会津農林高等学校1年生25名を対象として見学会を開催し、農業用水利施設の役割に理解を深めて頂きました。見学会では、重機作業のVR動画体験や20代の現場代理人から仕事の魅力について話して頂くことで、農業土木技術者としてのやりがいや、農業用水利施設の保全管理の大切さも併せて感じて頂くことができました。

引き続き、抗口の施工とトンネル上下流の整備を進め、地域の湛水被害解消により農作物の生産性向上を図ってまいります。



水路トンネル覆工状況



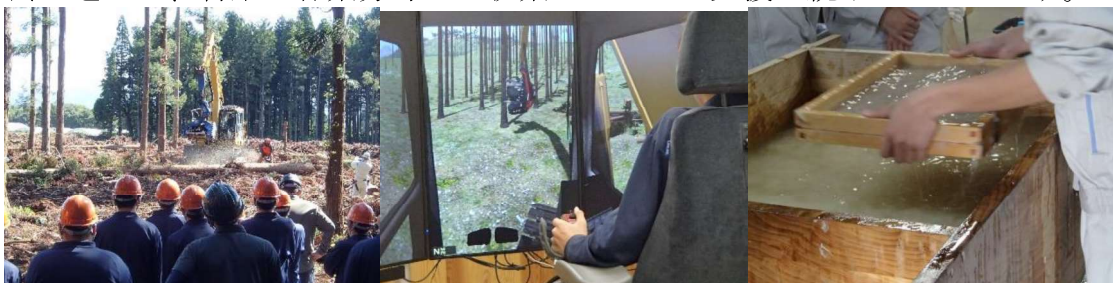
高校生現場見学会

●新規就業者確保に向けた取組

・林業現場見学会の開催

林業分野での新規就業者の確保や林業への理解促進を目的として、会津農林高等学校の生徒を対象に林業現場見学会を開催しました。令和6年9月24日には環境科学科2年生を対象に、森林整備作業の現場や製材施設、林業研修施設（林業アカデミーふくしま）の見学を行いました。また、10月11日には耶麻校舎の生産技術科・ライフコーディネイト科3年生を対象に、和紙作り体験やしいたけの生産施設での見学・収穫体験を行いました。

この見学会を通して、木の伐採から加工までの工程や最先端の林業技術に触れるとともに、林業や林産物の活用について学びを深めていただけたことと思います。林業アカデミーふくしまへの入校に関心を持った参加生徒もおり、今後もこのような見学会を通じて、将来の林業分野での就業につながる支援を続けてまいります。



森林整備作業見学 林業機械シミュレーター体験 和紙作り体験

・未来の農業を担う農業高校生のスマート農業等現地研修

令和6年7月4日に、県立会津農林高等学校耶麻校舎3年生14名を対象に、農業への意欲向上を目的とした「フレッシュ農業講座」を開催し、先進的な農業の生産現場を視察しました。

喜多方市の有限会社大和川ファームライスセンターでは、県オリジナル品種「夢の香」など酒造好適米栽培の取組や、水管理の省力化を目的とした「水田ファーム（水位センサー）」の導入について説明を受けました。

次いで、株式会社AML植物研究所会津喜多方工場を訪問し、高機能性野菜栽培の取組について説明を受けました。

最後に、喜多方市でアスパラガスを栽培している田中圭氏（令和元年就農）のほ場を訪れ、自身が高校生だった頃の農業に対する意識や農業を始めた経緯、高校生たちに伝えたいことなどをテーマに意見交換しました。

現地における視察研修で学んだ知識や経験が、将来就農を志す契機となることを期待しております。



大和川ファームでの視察



アスパラほ場（田中氏）視察

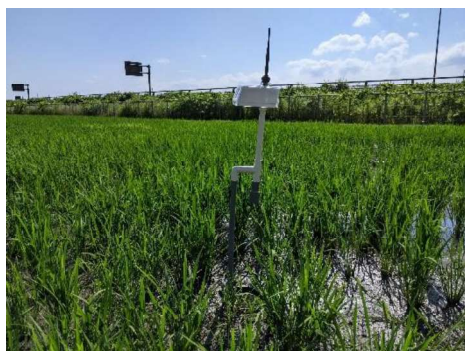
●スマート農業の推進

・水田水位センサー活用による水管理作業軽減

喜多方農業普及所では、点在する水田の見回り等水管理の労力負担を軽減する省力化技術の導入推進を図るため、水田水位センサーを活用した水管理作業の現地実証を行いました。

この水田水位センサーを活用することにより、スマートフォンで常に水田水位を確認でき、管理が必要な見回り作業を効率良く行うことが可能となりました。

また、入水時に水位上昇のスピードも確認できることから、止水のタイミングもスマートフォンで確認しながら調整することができました。



水田ファーム（水田水位センサー）



スマートフォンでの確認

・湯川村代かき同時直播実証試験

会津坂下農業普及所では、令和5年度から「グリーンな栽培体系への転換サポート事業」で、環境に優しい技術と省力化技術を組み合わせた新しい栽培体系の実証を行っています。

環境に優しい技術では、肥料を有機栽培用の資材に転換することで、環境中への負荷の削減を狙いました。省力化技術では、ドローン直播で課題となっていた収量や品質を安定化させるため、自動運転による代かき同時直播について検証しました。

令和6年度の結果については、令和7年1月に成果報告会で検討し、年度内に栽培マニュアルを作成しました。



播種作業の様子（令和6年5月8日 湯川村現地実証ほ）

●「JA会津よつば昭和かすみ草部会」が第63回農林水産祭 園芸部門で天皇杯を受賞

令和6年11月23日、東京・明治神宮会館で開催された第63回農林水産祭式典において、「JA会津よつば昭和かすみ草部会」（以下、当部会）が園芸部門で天皇杯を受賞しました。天皇杯は、令和5年7月から令和6年6月までの期間に開催された農林水産祭の参加表彰行事（277件）において、農林水産大臣賞を受賞した463点の中から選ばれた最高の栄誉です。

当部会は、令和6年3月に第53回日本農業賞 集団組織の部で大賞を受賞した「産地一体となった新規就農者の確保により『百年産地』を目指す」活動が高く評価され、このたびの天皇杯受賞に至りました。

また、受賞を受けて、令和6年11月26日に当部会の3役が会津農林事務所を訪問され、立川幸一部会長が、受賞の喜びとともに、「この受賞を契機に、先人から引き継がれた「昭和かすみ草」への情熱と想いに対する妥協なき姿勢を礎とし、百年先もかすみそうを作り続ける産地であるため、新規就農者の確保・育成と飽きさせない魅力ある「昭和かすみ草」の探求を続けます。」と、力強い決意を述べられました。

その後、令和6年12月26日には福島県知事への受賞報告がありました。

また、令和7年1月27日、皇居宮殿において、当部会の立川部会長とJA会津よつばの原喜代志代表理事組合長（当時）が天皇皇后両陛下に拝謁され、令和6年度農林水産祭園芸部門天皇杯の業績について御説明しました。

業績説明は、パネルやポスター、宿根かすみそうの生花等を展示して行いました。「昭和村農林水産物集出荷貯蔵施設（通称：雪室）」の説明で、陛下からは「昭和村ではどれだけ雪が降ったのですか」と御質問があったほか、「これからも身体を大切に育て続けてください」と温かい労いのお言葉もいただきました。

なお、令和6年度の当部会全体の販売実績は、本数・金額共に前年対比110%で過去最高を更新し、販売金額は713百万円となりました。



農林水産祭天皇杯受賞式典
（令和6年11月23日）



天皇陛下拝謁の展示の様子
（令和7年1月27日）

(5) 南会津地方

ア 農林業の持続的な発展を支える基盤の強化

(ア) 持続可能な生産構造を支える担い手の確保・育成

基幹的農業従事者の約78%が65歳以上の高齢者で、県平均より約4ポイント高い状況となっており、農家戸数については令和2年には2,171戸と平成27年から21%ほど減少しております。また、高齢化や後継者不足が進み、担い手の確保が困難な状況にあります。

新規就農者の確保に向けては、各町、関係機関・団体が連携して就農促進に取り組めるよう「南会津地方新規就農者等担い手確保・育成連絡協議会」を2回開催したほか、生産者から直接話が聞ける「南会津地域農業相談会」や地域の特性を活かした「スキー場での就農相談会」等を実施するとともに、「新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）等における研修機関」の認定を受けた当地方の主要な園芸品目であるトマト、アスパラガス、花きの生産者団体と連携した就農希望者の研修実施等により、新規就農者9人を確保しました。

認定農業者は、青年等就農計画認定満了者や人・農地プランにおける中心経営体等に対する農業経営改善計画の認定申請を誘導したことにより、191経営体（うち新規認定農業者数：3経営体）となりました。

(イ) 生産基盤の整備と農地の集積促進

事業実施中のほ場整備地区を中心に農地利用集積を推進した結果、ほ場整備地区における農地集積面積は約219haとなりました。

●持続可能な生産構造を支える担い手の確保・育成

新規就農及び移住等の希望者が実際に生産者から話が聞ける「南会津地域農業相談会」やウインタースポーツをきっかけに移住した新規就農者が多いということに着目して「スキー場での就農相談会」を開催しました。



スキー場での就農相談会（南郷スキー場）

●生産基盤の整備及び農地集積の促進

農地中間管理機構関連農地整備事業只見地区及び梁取地区（只見町）において、ほ場整備工事が本格的に始まり、2地区で6.6haの整備を行い、そのうち2.2haでは高収益作物（南郷トマト）導入に向けた畑地整備を行いました。



梁取地区で整備された畑地

イ 安全で魅力的な農林産物の供給

(ア) 戦略的な生産活動の展開

安全・安心で環境に配慮した農産物の需要が高まる中、地域団体商標と地理的表示登録（GI）を取得した「南郷トマト」を始め、水稻等の各生産部会を中心にGAPの団体認証取得を推進したほか、栽培技術の助言・指導を通じて、産地の維持・発展を推進しました。

これらの活動を通じて、令和6年度は第三者認証GAP等の新規取得（団体認証の追加認証含む）1件、継続10件を支援した結果、南会津地方の第三者認証GAP等の取得状況は、22件・124経営体となっています。

また、当地方の冷涼な気象条件を活かした園芸産地を育成するため、「福島県園芸振興プロジェクト」の地方別計画に基づき、トマト、アスパラガス、りんどう、宿根かすみそうの施設化や優良品種の導入支援、栽培技術の助言・指導を通じた生産・品質の安定化と収益性の向上を図った結果、南郷トマトでは13億5,900万円と過去最高の販売額を記録しました。

(イ) 需要を創出する流通・販売戦略の実践

モニタリング検査や直売所等への出荷管理指導により、農林産物の安全性を確保するとともに、農産物、きのこや山菜などの特用林産物における放射性物質の影響に対応した技術指導や、生産販売体制づくりに対し支援を行いました。また、様々な機会を活用し、当地域の農林産物の安全性や魅力を発信しました。

●南郷トマトの販売額が過去最高

南会津地方の主要な農産物である南郷トマトは、JGAP認証を18農場が新たに取得し、南郷トマト生産組合の102経営体すべてが認証農場となり、ブランド力の強化に取り組みました。

このような継続した生産・販売体制の強化が実を結び、販売額が13億5,900万円と昭和37年に栽培を開始して以来、過去最高を記録しました。また、南郷トマト生産組が、GAP Japan 2024（一般財団法人日本GAP協会主催）において、GAP Japan アワード2024を受賞しました。



GAP Japan アワード2024 授賞式

ウ 活力と魅力ある農山村の実現

(ア) 快適で安全な農山村づくり

南会津地方全域で農作物等の鳥獣被害が深刻化し、農業者の生産意欲の低下が懸念されることから、地区の話し合いを通じた集落ぐるみの鳥獣被害対策を進めています。

このため、地域住民等による除間伐や刈払い等の里山林整備活動の支援と、鳥獣被害防止の総合的な対策を行うモデル集落を1地域（2集落）設置し、集落ぐるみの鳥獣被害防止対策を併せて推進しました。

(イ) 農林業・農山村の多面的機能維持・発揮と県民への理解促進

農業水利施設の計画的な保全・更新を行うため、関係町等と合同で施設の機能診断や点検を管内 11 か所で実施しました。

(ウ) 地域資源の活用促進と交流人口の拡大

第3期ふくしま地域産業6次化戦略に基づき、南会津地方における農林水産業の6次産業化や農商工連携を推進するため、関係部局と連携して農業者や加工業者等を構成員とした地域産業6次化の方部別ネットワークである「あいづ」まるごと”ネット”を運営し、交流会の開催を通じて会員相互の連携強化と資質向上を図ったほか、6次化商品の販売促進活動を支援しました。

一方で、教育旅行における農家民泊年間受入者数については、令和5年5月から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「5類感染症」に移行されたことに伴い、需要が回復しつつあるものの、令和6年度の受入者数は447人と伸び悩んでいるため、関係機関・団体が連携して取り組む具体的な行動計画を策定し、探究学習に対応したワークブックの作成・配付による教育旅行の需要拡大、さらには、農家民宿経営者や休業中の経営者を対象とした受入時の情報共有や事業の再開を促すための意見交換会（茶話会）を開催し、宿泊受入の意欲向上を図りました。

●農林業・農山村の多面的機能維持・発揮と県民への理解促進

南会津地方の農村の多面的機能の維持・発揮について、関係者の理解促進を図るため、令和6年11月18日に多面的機能支払交付金南会津法部研修会を開催し、県内の優良活動事例や田んぼダムの取組方法など農村の多面的機能について理解を深めました。



研修会の様子

●地域資源の活用促進と交流人口の拡大

「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンにより、会津田島アスパラ、南郷トマト、県オリジナル米「里山のつぶ」、6次化商品等の販売促進を行いました。

また、農家民宿の開設支援において、教育旅行生の受入経験がある農家民宿経営者等を対象とした意見交換会（茶話会）を開催しました。



南郷トマトをPRした第3回

「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーン



農家民宿経営者等を対象とした
意見交換会（茶話会）

(6) 相馬地方

ア 東日本大震災及び原子力災害からの復興

被災した農地・農業用施設等の復旧を進めた結果、復旧対象箇所 878 か所のうち、令和 6 年度までに 856 か所で復旧が完了しました。

津波被害のあった農地については、県営事業により農地の復旧と併せてほ場の大区画化の整備を実施し、令和 6 年度までに 1,583ha の整備を実施しました。

また、担い手の大幅な減少に伴い、より効率的な営農体制の確立が必要となることから、津波被害のなかった農地においてもほ場の大区画化や汎用化を目的とした県営のほ場整備を 28 地区、1,776ha で実施しており、令和 6 年度までに 1,196ha の整備が完了しました。これらの地域においては、農用地利用改善団体が令和 6 年度までに新たに 42 地区設立されるなど、所内の「農業構造検討会議」において、営農体制の確立に重点を置いた支援や地区の課題を共有しながら、地域農業の再生に向けた支援を着実に進めています。

●ほ場の大区画化・汎用化に向けた取組

南相馬市原町区「原町南部地区」は、平成 12 年度からほ場整備事業を実施していましたが、東日本大震災により壊滅的な被害を受けました。また、原発事故に伴う避難指示により営農再開は極めて困難な状況になりましたが、災害復旧事業と併せて、大区画化・汎用化に向けたほ場整備を進め、令和 6 年度に事業が完了しました。当地区では暗渠排水の整備により畑作物が導入され、麦・大豆・米のブロックローテーションが実施されています。



ほ場整備後の農地（原町南部地区）

イ 持続的な発展を支える生産基盤の整備と担い手の確保

ほ場整備を契機に 68 地区(計画含む)を対象に集落営農を推進するとともに、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の策定を支援しました。県や市町村、関係機関・団体で構成される地域計画推進チームで連携しながら、作業スケジュールの共有、説明会開催に向けた支援及び説明会への参加等を行い、11 市町村の 105 地区（相馬地方 62 地区、双葉地方 43 地区）で地域計画が策定されました。

管内の大規模法人では、水田を活用して、水稻・大豆・麦のブロックローテーションに取り組んでいる経営体が多く、モデル地区として小麦 1 地区、大豆 2 地区を設定し、小麦新品種の生育実証、FOEAS（フォアス）を活用した地下水位の調整及び大豆病害虫防除暦の作成を行いました。また、ほ場整備事業に取り組む地区の一部においては、園芸品目の導入に適した水田の大規模な畑地化が検討されており、その効果検証のため畑地化の試験区において、ブロッコリーの生育への影響を調査しました。

さらに、新たな担い手を確保するため、関係機関・団体で構成される相双地域新規就農・企業参入推進検討会議において、相双地域就農支援ポータルサイトやInstagramによる情報発信をはじめ、就農希望者を対象とした現地見学会、農業研修、ワーキングホリデー、雇用就農の受け皿となる農業法人等向けの研修会、県内学生を対象とした管内農業法人等との交流会、及び新規就農者の定着のための新規就農者交流会の開催等を行いました。これらの活動により、令和6年度、相双地方における新規就農者は51名が確保され、うち雇用就農が43名（81%）となりました。

●農業法人等における新規就農者定着に向けた取組支援

設立直後の法人や経営規模の拡大意向のある法人における雇用就農を円滑に進めるため、令和6年11月25日に「従業員雇用に必要な労務管理制度」、令和7年1月20日には「従業員を育成するための社内教育」をテーマとして農業法人経営者のスキルアップを目的とした研修会を開催しました。

また、雇用就農者の定着促進のため、令和7年2月14日に相双地方新規就農者交流会を開催し、新規就農者間での交流会や機械メンテナンス講習会、管内農業法人等の視察バスツアーにより、お互いに研鑽しあえる体制づくりを支援しました。

さらに、農業が就職先として一つの選択肢となるよう、令和6年9月と10月に、福島県農業短期大学校1年生及び管内農業高校等の2年生を対象に、農業法人等への視察相談会を開催し、交流を深めるとともに、雇用就農後の農業への理解醸成を図りました。



農業法人等向け研修会の様子
(令和7年1月20日)



相双地方新規就農者交流会
(令和7年2月14日)

●フレッシュ農業講座を開催

令和6年10月16日に、ふたば未来学園高等学校の農業科2年生14名を対象に、フレッシュ農業講座を開催しました。

本講座は高校生が地域農業の魅力を発見し、農業を職業選択の1つとして認識してもらう機会づくりとして毎年開催しています。令和6年度は、檜葉町でトマトの施設栽培を行っている、株式会社ナラハプラントファクトリーを見学しました。

代表取締役の青木氏から会社の概要説明を受け、トマトの養液栽培施設や選果場を見学するとともにトマトの収穫体験を行い、楽しそうに収穫作業する生徒の姿が見受けられました。また、生徒からは栽培管理や経営など様々な視点から質問があり、農業

への関心を深めている様子が伺えました。

引き続き、高校生などを対象とした双葉地方の担い手確保に向けた取組を展開してまいります。



施設見学の様子



トマトの収穫体験

ウ 地域の特性をいかした産地づくり

相双地方の特性をいかした産地づくりに向け、収益性の高い土地利用型園芸品目とスマート農業を組み合わせた生産性の高い複合経営モデル(水稻+ネギなど)の創出や、新たな土地利用型作物として有望な子実用トウモロコシの実証栽培に取り組みました。また、大規模な畜産施設や園芸施設、水稻育苗施設等、地域農業の拠点施設の整備を支援するとともに、拠点施設を核とした産地づくりを関係機関・団体等とともに推進しました。

●拠点施設を核とした広域的な「タマネギ」の生産振興の取組

令和3年に指定産地となった「相双・たまねぎ」の生産振興拠点となる「野菜集出荷施設」が富岡町に整備され、令和6年6月から稼働しました。

当該施設は、双葉地方における広域的なタマネギの産地形成に向け、令和3年から5年度にかけて福島再生加速化交付金(被災地域農業復興総合支援事業)を活用して整備された施設であり、集荷・乾燥・調製・選果を一貫して行うことで品質の向上を図り、生産者の所得増加につながることが期待されています。

引き続き、関係機関・団体等と連携しながら、タマネギの産地づくりを支援してまいります。



野菜集出荷施設（富岡町）



タマネギ選別作業（富岡町）

●子実用トウモロコシ生産拡大に向けた県内モデル地区としての取組

相双地方では県内のモデル地区として、輸入に依存している家畜配合飼料の原料となる子実用トウモロコシの実証栽培に取り組みました。子実用トウモロコシは、機械化体系により省力的に生産することができ、自給飼料の増産による畜産経営の安定化をはじめ、収穫した子実以外の茎葉部分を、ほ場にすき込むことで緑肥としての効果や地中深くまで根を張るため土壌の排水性改善、さらには麦や大豆等の輪作体系に組み込むことにより連作障害の軽減等につながることを期待されています。

引き続き、食料安全保障の強化に向け、県内で耕畜連携による子実用トウモロコシの生産拡大・定着が図れるよう取り組んでまいります。



ドローンによる害虫防除（南相馬市）



子実用トウモロコシの収穫作業
（南相馬市）

エ 地域の特性をいかした農山漁村の形成

県内の若者に農業・農村に対する関心や理解を深めてもらうために、自然環境とふれあい、農業・農村の有する多面的機能の大切さについて学ぶ体験活動「『ふくしまの農育』推進事業」を行っています。この事業の一環として、小学生児童の年間を通じた農作業体験を支援する「『畑の学校』実践モデル事業」を実施しています。

●「『畑の学校』実践モデル事業」の取組

南相馬市立石神第二小学校の6年生児童と一緒に活動を行いました。令和6年4月15日に開校式を行い、学校の畑でのブロッコリーの栽培、近隣のブロッコリー畑や集荷施設の見学など、全4回の活動を行いました。

最終回の令和6年12月19日、20日には、ブロッコリーを使った調理実習後、閉校式の中で児童達から思い思いの学びや発見、感想について発表があり、農業・農村への理解醸成が図られました。



ブロッコリーの植え付け



ブロッコリーを使った調理実習

●鳥獣被害防止の総合的な対策を行うモデル地区を設定

令和6年度から新たに、総合的な鳥獣被害対策を行うモデル地区を浪江町荻宿地区に設定しています。地区住民との検討会を2回開催し、アドバイザーからの助言をふまえて除草など維持管理が省力化できる恒久電気柵を試験的に地区で設置するとともに、令和7年2月5日に集落環境診断により、イノシシの痕跡や住处となりそうな藪を把握し、今後の対策と必要な状況確認を行いました。

令和7年度は、約1kmの恒久電気柵を本格導入し、その効果を確認しながら、住民主体の総合的な効果の実施を支援してまいります。

※恒久電気柵：高張力線を用い、設置後撤去を行わない電気柵。電線を強く張れるため、たるまず、電線下の除草管理の省力化が見込まれる。



検討会の様子（令和6年8月29日）



恒久電気柵試験設置（令和6年10月25日）



集落環境診断の様子



診断結果の共有

(7) いわき地方

ア 東日本大震災及び原子力災害からの復興

(ア) 風評の払拭

県産農林産物のおいしさや安全性をPRし、消費拡大・販売促進に寄与する取組として、「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンを、市内量販店等におけるイベント、いわき産の日本なしやねぎをテーマとしたフォトコンテスト開催により計5回実施しました。また、「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業を実施し、民間団体における県産農林産物の販売促進活動等に対して支援を行いました。

イ 持続的な発展を支える生産基盤の整備と担い手の確保

(ア) 持続可能な生産構造を支える人材の育成

a 意欲のある農業者の新規認定及び再認定のため、農業経営改善計画書作成を支援しました。また、認定を受けて3年目となる認定農業者に対しては、中間フォローアップを実施しました。

- ・認定農業者数 255 経営体（令和6年度新規認定 15 件）（令和7年3月末）

b 新規就農者及び新規認定農業者に対しては、関係機関との連携強化を図り、相談窓口における情報共有や巡回指導等の強化により生産技術の安定へ向け支援しました。

- ・新規就農者数（自営・雇用）14 名（令和5年5月2日～令和6年5月1日）

- ・新規就農者数（重点支援）1 名（令和7年3月末）

(イ) 生産基盤の整備

農地中間管理機構関連農地整備事業により、担い手への農地集積・集約化を図るため、ほ場の大区画化や道路・用排水路の整備を実施しました。

●高収益作物の生産拡大への取組

いわき市平上片寄、下片寄の神谷地区において、担い手への農地集積・集約化及び高収益作物導入による農業所得の向上を図るため、ほ場の大区画化や道路・用排水路の整備を実施しています。

畑地の工事では、耕土厚を増し、良好な排水性を確保するための湧水処理や畑面の勾配を設定するなど、高収益作物の栽培に適した環境を整備しました。

令和6年度には、団地化された畑で、業務用野菜販売会社によるキャベツの栽培が始まりました。

今後も地区内で高収益作物の栽培面積を拡大する計画としており、さらなる収益の向上が期待されます。



キャベツの定植状況



団地化されたキャベツ畑

ウ 地域の特性をいかした安全・安心な農林水産物の提供

(ア) 需要を創出する流通・販売戦略の実践

- a 放射性物質の吸収抑制対策を指導するとともに、モニタリング検査等を徹底し、基準値を超える農産物の流通を防ぐ取組を行いました。モニタリング検査は、米3点、その他穀類4点、野菜・果樹36点、飼料作物等17点、山菜・きのこ類33点で行い、全て基準値以下であることを確認し、検査結果を公表しました。
- b 農薬適正使用及び生産履歴記帳の徹底や発生予察に基づく適期防除等を指導するとともに、安全・安心な農産物生産のため、認証GAPの取得を支援しました。新たに取得した認証GAPは5件、取得件数は51件（51農場）となりました。
- c 市内量販店等でのイベントやSNSでのフォトコンテストを活用してGAP認証農林産物のPRを行い、GAPの認知度向上に努めました。

(イ) 戦略的な生産活動の展開

福島県園芸振興プロジェクト対象品目にトマト（ミニトマト）、日本なし、りんどう、トルコギキョウを、普及指導計画の重点推進品目として、いちご、ねぎを位置づけ、産地の維持拡大のため、担い手の育成・確保や生産体制の整備等を支援しました。

●いわきねぎ選果調製施設の整備

福島さくら農業協同組合は、J Aグループ福島による園芸ギガ団地構想に基づき、いわき市平下片寄に長ネギ選果調製施設の整備を実施し、令和7年2月に竣工しました（総事業費274,890千円）。

当所では、令和5年度産地生産基盤パワーアップ事業により施設整備を支援してきました。

当施設の整備により、特産である長ねぎの生産面積・生産量・品質を確保し、安定した出荷体制を確立するとともに、生産者の選果・選別作業の省力化、単収の向上、販売額の増加が期待されます。なお、当施設の稼働時期は、秋冬ねぎの出荷に合わせ11月～翌年5月を計画しています。



選果場全景



選果場内部



（手前）根葉切り皮むき機

（奥） 画像選別機

施設概要

鉄骨造平屋建 延床面積 832.69 m²

選果調製設備

根葉切り皮むき機 8台

補正皮むき機 2台

長ねぎ画像選別機 2台

全自動結束機 2台

箱詰め台 7台

その他一式

（処理量 2.8t/日、256.8t/年）

エ 地域の特性をいかした農山漁村の形成

(ア) 農林業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮と県民への理解促進

過疎・中山間地域振興事業として、学生団体等と中山間地域の農業者のマッチングにより将来の地域農業を支える人材の確保に繋がる新たな関係人口の創出を目的とした「I like IWAKI MIWA 農林業スタディーツアー」を実施しました。(令和6年度参加者 3校 17名)

(イ) 快適で安全な農山漁村づくり

鳥獣被害防止対策については、総合的な対策を行うモデル集落(三和町永井地区)を設置し、イノシシの被害の実態把握、電気柵・ワイヤーメッシュ柵の適切かつ省力的な管理について支援しました。

(ウ) 地域資源を活用した取組の促進

地域産業6次化の推進を目的とし、地元農林水産物を活かした商品開発などをテーマに「いわき地域産業6次化ネットワーク交流会」を開催し、外部講師から管内の6次化ネットワーク会員や6次化に関心を持つ事業者に対する講演を実施しました。

また、6次化商品販路拡大事業では、いわき産農林産物の魅力を若い世代に伝えるとともに、その魅力を活かして新たな6次化商品を創出するため、市内の高校生と飲食店等がいわき産農林産物をテーマ食材とした商品を共同開発しました。

●高校生発！Iwaki ならではのグルメをつくろう

いわき産農林産物の魅力を若い世代に伝え、若者のアイデアを通して更なる魅力を発信するため、いわき産農林産物(トマト・ねぎ・きのこ・米(Iwaki Laiki))をテーマ食材として高校生が考案したレシピを基に、高校生と飲食店等5者が共同で商品開発を行い、期間限定で販売しました。

レシピの募集にあたっては、テーマ食材の生産者から高校生に向け、いわき産農林産物のPR動画を公開するなど、生産者との連携も意識し、市内の8校から45作品の応募がありました。

当事業は平成29年に高校生レシピコンテストとして始まり、コロナ禍の期間は「高校生発！いわきテイクアウトメニュー開発」を実施してきました。毎年恒例行事として授業やクラブ活動で取り組む高校もあり、地域に根付いた取組となっています。

・令和6年度開発商品

- ①マリノア ピッツァ〜照り焼きチキンとトマトのピッツァ〜
- ②長ねぎたっぷりハッシュドビーフ
- ③ねぎたっぷり塩レモンだれハンバーグ丼
- ④いわきのこ、たっぷり♡うまさぎ田楽みそまん
- ⑤悪魔級！焼きおにぎりセット！！

第2回 高校生発!
Iwakiならではの
グルメをつくろう
実食キャンペーン
開催!

アンケート対象期間
2025 2/10~25

トマト部門 マリノア ピッツァ
 1,600円

ネギ部門 長ねばたっぷり
 ハンバーグステーキ
 320円

米部門 ねばたっぷり
 ハンバーグステーキ
 900円

きのこ部門 いわきのこ、たっぷり
 うまきき田舎みそまん
 400円

全食材部門 豪華組!
 贈さるにぎりセット!!
 431円

ご購入のうえアンケートにご回答いただいた方の中から抽選で10名様に**3千円**の**いわきの特産品セット**プレゼント

主幹 福島県いわき市農林部
 協賛 岩手県内務委員会 福島県農業センター
 後援 いわき市
 令和8年度 福島県農林水産部農林部大賞

実食キャンペーンポスター



商品開発の様子



開発商品お披露目会

参 考 資 料

1 福島県農林水産業振興計画の指標（県全体）

第1節 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化

1 生産基盤の復旧と被災した農林漁業者等への支援

No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
1	営農が可能な面積のうち営農再開した面積の割合	原子力被災12市町村における営農が可能な面積のうち営農再開した面積の割合	R1 37 %	R6 61 %	75 %以上
2	放射性物質対策が完了したため池の割合	放射性物質対策が完了したため池の割合	R2 71.5 %	R6 89.9 %	93 %以上
3	森林整備面積	1年間に植栽、下刈り、除伐、間伐等の森林整備を実施した面積	R2 6,004 ha	R5 4,754 ha	8,000 ha以上
4	沿岸漁業生産額	沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の属地生産額	R2 21 億円	R6 36 億円	100 億円以上

2 避難地域等における農林水産業の復興の加速化

5	避難地域12市町村における農畜産物及び加工品の年間産出額	福島県高付加価値産地展開支援事業に位置付けられた農畜産物の販売額及び整備した加工施設の製品の出荷額の合計	R1 — 億円	R5 1.1 億円	80 億円以上
6	福島イノベーション・コースト構想対象地域における農業産出額	イノベ区域15市町村の農業産出額の合計	R1 290 億円	R5 320 億円	400 億円以上

3 風評の払拭

7	県産農産物価格の回復状況(米)	全国平均価格に対する県産米の平均価格の回復状況	R1 98.43	R5 98.73	100 以上
8	県産農産物価格の回復状況(もも)	全国平均価格に対する県産ももの平均価格の回復状況	R2 93.97	R6 93.68	100 以上
9	県産農産物価格の回復状況(牛肉)	全国平均価格に対する県産牛肉の平均価格の回復状況	R2 90.58	R6 95.16	100 以上

第2節 多様な担い手の確保・育成

1 農業担い手の確保・育成

No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
10	認定農業者数	農業経営強化促進法に基づき、市町村等で認定された農業経営改善計画数(経営体数)	R2 7,146 経営体	R5 6,887 経営体	8,500 経営体以上
11	農地所有適格法人等数	農地法に基づく農地所有適格法人数、認定農業者である法人の実合計	R1 746 法人	R5 765 法人	1,100 法人以上
12	新規就農者数	新たに農業を職業として選択し、年間150日以上の農業従事を予定している者	R3 233 人	R6 322 人	400 人以上
13	新規就農者の定着割合	独立・自営就農した者のうち認定新規就農者の就農5年後の定着割合	R2 95.7 %	R5 96.0 %	100 %

2 林業担い手の確保・育成

14	新規林業就業者数	1年間に新たに林業の職に就いた人数	R2 78 人	R6 111 人	140 人以上
15	新規林業就業者の定着率	新規林業就業者の就業3年後の定着率	— (54.7※) % ※H27～H29平均(参考)	R3 55 %	75 %以上

3 漁業担い手の確保・育成

16	沿岸漁業新規就業者数	沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の新規就業者数。本格的な操業に向けた取組を開始した令和3年以降の累計	— (75※) 人 ※H23～R2累計(参考)	R6 累計78 人	累計100 人以上
17	漁業経営体数	沿岸・沖合・遠洋漁業の経営体数の合計	R2 577 経営体	R6 558 経営体	500 経営体以上

4 経営の安定・強化

18	農業経営収入保険への加入件数	農業経営収入保険に加入した農業者等の件数	R2 1,515 件	R6 3,957 件	5,120 件以上
----	----------------	----------------------	---------------	---------------	-----------

第3節 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進					
1 農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備					
No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
19	担い手への農地集積率	耕地面積に対する担い手へ利用集積された農用地面積の割合	R2 37.5 %	R6 41.7 %	75 %以上
20	ほ場整備率	農振農用地の水田で、ほ場整備事業等により整備された面積の割合	R2 73.0 %	R6 76.0 %	78 %以上
21	補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積	補修・更新により安定的な用水供給が維持される面積	— ha	R6 累計28,318 ha	累計63,356 ha以上
2 林業生産基盤の整備					
22	林内路網整備延長	民有林内の林道及び作業道の整備延長	R2 6,766 km	R5 7,545 km	8,860 km以上
23	木材(素材)生産量	1年間に生産される木材(素材)の量	R1 907 千m ³	R4 1,047 千m ³	1,350 千m ³ 以上
3 漁業生産基盤の整備					
24	復旧した漁場等の生産力の発揮に取り組んだ団体数	復旧・利用再開した漁場や魚礁等の管理等を行った団体数	R1 15 件	R6 累計17 件	累計20 件以上
4 戦略的な品種・技術の開発					
25	農林水産試験研究機関が開発した技術件数	当該年度に終了した試験研究課題のうち「普及に移しうる成果」等の数	— (265※) 件 ※H24～R2累計(参考)	R6 累計136 件	累計315 件以上
26	オリジナル品種等の普及割合	全作付面積に占める県オリジナル品種の作付面積の割合	R2 16 %	R5 26 %	30 %以上
27	水産試験研究機関が開発した技術の導入魚種数	開発した資源管理技術等が導入されている魚種の数(研究成果の件数も含む)	R2 14 魚種	R6 23 魚種	50 魚種以上
第4節 需要を創出する流通・販売戦略の実践					
1 県産農林水産物の安全と信頼の確保					
No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
28	第三者認証GAP等を取得した経営体数	第三者認証GAP(GLOBAL G.A.P.、ASIA GAP、JGAP)及びふくしま県GAPを個人又は団体で取得し、実践している経営体数	R2 680 経営体	R6 811 経営体	1,800 経営体以上
29	内水面遊漁者数	県内の河川漁場への遊漁者数	R1 39,877 人	R5 53,117 人	56,000 人以上
30	食品表示法に基づく生鮮食品の適正表示割合	食品表示法に基づき適正に表示されていることを確認した生鮮食品の割合	R1 91.2 %	R6 88.9 %	100 %
2 戦略的なブランディング					
31	「福、笑い」と全国高級ブランド米との価格比	「福、笑い」取扱店舗での全国高級ブランド米との価格比	— %	R6 101 %	100 %以上
32	ものの取引価格	東京都中央卸売市場における県産ものの平均単価	484 円/kg (H28～R2平均値)	R6 672 円/kg	589 円/kg以上
33	銘柄「福島牛」の取引価格	東京都中央卸売市場における銘柄「福島牛」の取引価格	R2 2,139 円/kg	R6 2,261 円/kg	3,008 円/kg以上
3 消費拡大と販路開拓					
34	県産米の県外での定番販売店舗数	県産米の県外量販店等での定番販売店舗数	R2 2,481 店舗	R6 2,570 店舗	3,000 店舗以上
35	県内公設市場における県産水産物取扱量の回復割合	福島市及びいわき市公設市場における県産水産物取扱量の回復割合	H29 33 %	R6 23 %	100 %以上
36	県産の食材を積極的に購入すると回答した県民の割合	県政世論調査における意識調査項目	R3 54.6 %	R6 56.6 %	70 %以上
37	県産農産物の輸出額	県内の農業団体等が輸向けに出荷した県産農産物(米、果物、牛肉、野菜、花き等)の金額	R2 227 百万円	R5 282 百万円	400 百万円以上

第5節 戦略的な生産活動の展開					
1 県産農林水産物の生産振興					
No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
38	農業産出額	1年間に、生産された農産物の販売金額の合計	R1 2,086 億円	R5 2,163 億円	2,400 億円以上
39	農業産出額(穀類)	米、麦類、豆類及びそばの販売金額の合計	R1 822 億円	R5 694 億円	765 億円以上
40	農業産出額(園芸)	いも類、野菜、果実、花き及び工芸作物の販売金額の合計	R1 806 億円	R5 903 億円	993 億円以上
41	農業産出額(畜産)	肉用牛、乳用牛、豚、鶏及びその他畜産物の販売金額の合計	R1 435 億円	R5 542 億円	616 億円以上
42	農産物販売金額1,000万円以上の農業経営体数	農産物販売金額1,000万円以上の経営体数の合計	R2 2,751 経営体	R6 2,300 経営体	3,500 経営体以上
43	林業産出額	木材(素材)、栽培きのこ及びその他(薪、木炭等)の産出額合計	R1 106 億円	R5 133.5 億円	152 億円以上
44	栽培きのこ生産量	栽培きのこ生産量	R1 4,665 t	R5 5,400 t	7,100 t 以上
45	海面漁業・養殖業産出額	海面漁業及び養殖業産出額(属人)の合計	H30 97 億円	R5 111 億円	200 億円以上
2 産地の生産力強化					
46	スマート農業技術等導入経営体数	水稻(大規模経営体)・園芸・畜産におけるスマート農業等技術の導入経営体数	R2 525 経営体	R6 1,092 経営体	1,700 経営体以上
47	スマート農業技術等を導入した大規模稲作経営体数	スマート農業等を導入した大規模稲作経営体(20ha以上)の数	R2 103 経営体	R6 209 経営体	300 経営体以上
48	スマート農業技術等を導入した園芸経営体数	スマート農業等を導入した園芸経営体数	R2 364 経営体	R6 683 経営体	1,160 経営体以上
49	スマート農業技術等を導入した畜産経営体数	スマート農業等を導入した畜産経営体数	R2 58 経営体	R6 200 経営体	240 経営体以上
50	夏秋きゅうり栽培における施設化割合	夏秋きゅうり栽培に占める施設化割合	R2 50 %	R6 56 %	60 %以上
51	ももの10a当たりの生産量	ももの10a当たりの生産量	R2 1,500 kg/10a	R6 1,890 kg/10a	1,900 kg/10a以上
52	県内肉用牛農家1戸当たりの飼養頭数	肉専用種及び肉用に利用する牛における農家1戸当たりの飼養頭数	R2 26.6 頭	R6 34.4 頭	38 頭以上
53	県内酪農家1戸当たりの飼養頭数	搾乳を目的として飼養している牛における酪農家1戸あたりの飼養頭数	R2 40.1 頭	R6 50.2 頭	74 頭以上
54	森林経営計画認定率	地域森林計画対象森林面積に占める森林経営計画認定面積の割合	R2 15 %	R5 12 %	32 %以上
55	森林経営管理権集積計画の作成面積	森林経営管理制度に基づく経営管理権集積計画の作成・公告による経営管理権の設定面積	R2 184 ha	R5 累計576 ha	累計6,250 ha以上
3 産地の競争力強化					
56	水稻オリジナル品種の作付面積割合	種子注文数量に基づく推計作付面積に占める県オリジナル品種の作付面積の割合	R3 22.9 %	R6 22.6 %	37 %以上
57	花きの輸出額	花きの主要卸売市場における県産花きの輸出金額の合計	R2 58 百万円	R6 75 百万円	145 百万円以上
58	消費地市場における県産水産物の平均単価回復割合	東京都卸売市場における福島県産水産物の平均単価回復割合	R2 136 %	R6 122 %	100 %以上
59	有機農業等の取組面積	有機JAS認証面積、特別栽培認証面積、米の特別栽培(ガイドライン)面積の合計	R2 2,957 ha	R5 2,931 ha	6,000 ha以上
60	地球温暖化等の気候変動に対応した農産物の生産技術の開発件数	「普及に移しうる成果」及び「参考となる成果」のうち、気候変動に対応した技術の数	— 件	R6 累計27 件	累計 10 件以上

第6節 活力と魅力ある農山漁村の創生					
1 農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進					
No	指標名	定義	現況値	直近値	目標値(R12)
61	自然と伝統が残る農山漁村地域を大切にしたいと思う県民の割合	県政世論調査における意識調査項目	R3 86.1 %	R6 85.4 %	95 %以上
62	森林づくり意識醸成活動参加者数	森林づくりや緑化活動、森林環境学習活動等への参加者数	R2 114,918 人	R5 183,847 人	170,000 人以上
2 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮					
63	地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理面積の割合	農業振興地域内の農用地等の面積のうち共同活動により保全管理された農地・農業用水等の面積が占める割合	R2 51 %	R6 54 %	57 %以上
64	遊休農地の解消面積	「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」による遊休農地解消面積	— ha (参考: R2実績 430ha)	R5 累計2,564 ha	累計4,500 ha以上
65	河川・湖沼の漁場環境保全等に取り組む人数	河川・湖沼の多面的機能の維持・発揮に関わる内水面漁業協同組合の組合員(正・准)数	R2 12,735 人	R5 12,223 人	12,000 人以上
3 快適で安全な農山漁村づくり					
66	野生鳥獣による農作物の被害額	野生鳥獣により被害を受けた農作物の被害額	R2 198,391 千円	R5 139,593 千円	90,000 千円以下
67	防災重点農業用ため池整備着手数	防災工事等推進計画に基づき安全性を確保する工事に着手した防災重点農業用ため池の数	R3 4 箇所	R6 23 箇所	124 箇所以上
68	治山事業により保全される集落数	治山事業の実施により山地災害防止機能が確保された集落数	R3 1,097 集落	R6 1,129 集落	1,179 集落以上
4 地域資源を活用した取組の促進					
69	農産物の加工や直売等の年間販売金額	農業生産関連事業の販売金額	R1 447 億円	R5 543 億円	570 億円以上
70	木質燃料使用量	県内木質バイオマスエネルギー利用施設における木質燃料使用量	R1 631 千t	R5 605 千t	900 千t 以上

2 福島県農林水産業振興計画の指標（地方別）

県北地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 60 人	R6 115 人	96 人
2	ももの販売額	R2 5,075 百万円	R6 8,411 百万円	6,271 百万円
3	きゅうりの販売額	R2 4,312 百万円	R6 5,053 百万円	5,000 百万円
4	森林整備面積	R2 753 ha	R6 634 ha	800 ha
5	森林づくり意識醸成活動参加者数	R2 21,616 人	R6 24,710 人	25,000 人
県中地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 42 人	R6 48 人	69 人
2	きゅうり生産農家の1戸当たりの販売額	R1 2,978 千円	R6 3,905 千円	3,430 千円
3	森林整備面積	R2 1,391 ha	R5 1,186 ha	1,920 ha
県南地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 23 人	R6 36 人	43 人
2	ほ場整備率	R2 74.2 %	R6 75.9 %	76.9 %
3	森林整備面積	R2 730 ha	R6 709 ha	1,040 ha
会津地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 46 人	R6 49 人	63 人
2	大規模経営体(30ha以上)が占める水田面積の割合	R2 8.0 %	R6 15.0 %	25.0 %
3	主要園芸品目の販売額	R2 30.2 億円	R6 32.8 億円	38.5 億円
4	森林整備面積	R2 871 ha	R5 697 ha	1,280 ha

南会津地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 14 人	R6 9 人	18 人
2	ほ場整備地区における農地集積面積	R2 19.3 ha	R6 218.7 ha	254 ha
3	森林整備面積	R2 822 ha	R5 558 ha	1,040 ha
4	教育旅行における農家民泊受入者数	R2 0 人	R6 447 人	6,000 人
相双地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	営農可能な面積のうち再開した面積の割合	R1 35 %	R6 51.4 %	75.0 %
2	新規就農者数	R3 28 人	R6 51 人	66 人
3	ほ場整備率	R2 63.6 %	R6 72.3 %	80.0 %
4	森林整備面積	R2 689 ha	R6 553 ha	720 ha
5	沿岸漁業生産額 (※相双地方といわき地方の合算)	R2 21 億円	R6 36 億円	100 億円以上
いわき地方				
No	指標名	現況値	直近値	目標値(R12)
1	新規就農者数	R3 20 人	R6 14 人	45 人
2	新規就農者の雇用受入(研修含む)を行う農業法人数	R2 8 法人	R6 17 法人	11 法人
3	ほ場整備率	R2 54.1 %	R6 59.3 %	60.0 %
4	森林整備面積	R2 757 ha	R6 493 ha	1,200 ha
5	木材(素材)生産量	R1 174 千m ³	R4 156 千m ³	191 千m ³
6	沿岸漁業生産額 (※相双地方といわき地方の合算)	R2 21 億円	R6 36 億円	100 億円以上

用語解説

あ

●エコファーマー

堆肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入計画について、知事が認定した農業者の呼称です。

か

●環境と共生する農業

（かんきょうときょうせいするのうぎょう）

自然環境を守りながら、安全・安心な農産物を生産するため、農業の持つ物質循環機能をいかし、生産性との調和を図りながら、地域における有機性資源の循環利用を図ることを基本とした農業のことです。環境保全型農業ともいいます。

●GAP [Good Agricultural Practice]

（ぎやっぷ）

農業生産の現場において、食品の安全確保をはじめ、環境保全、労働安全などの観点から、安全に農業生産を実施するための管理ポイントを整理し、それを記録、検証して、より良い農業を実践するための活動のことです。農業生産工程管理と訳されています。



●緊急時モニタリング（きんきゅうじもにたりんぐ）

原子力施設に異常状態が生じ、放射性物質又は放射線の異常な放出あるいはそのおそれがある場合には、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、国、地方公共団体及び原子力事業者はそれぞれの防災計画に従い、所要の防災対策を講ずることとなっており、その防災対策の一環として、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために実施されるモニタリングのことです。

農林水産物では、出荷・販売用を対象に安全性の確認及び消費者に対する正確な情報の提供を目的として、県がモニタリング検査を行っています。

●グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村において、その土地の自然、文化、人々との交流を楽しむ「滞在型の余暇活動」のことです。

さ

●持続性の高い農業生産方式（じぞくせいのたかいのうぎょうせいさんほうしき）

堆肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産の方法のことです。

●実需者（じつじゅしゃ）

生産された農産物などを加工・販売するために必要とする人（食品加工業者など）のことです。

●集落営農（しゅうらくえいのう）

集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に営農を行うことです。

●水稻直播栽培（すいとうちょくはさいばい）

育苗や田植えを行わず、ほ場に直接播種し、育てる栽培技術です。育苗、田植えのコストや手間を省くことができます。

●スマート農業

ロボット、A I、I C Tなど先端技術を活用して省力化や高品質生産を実現する新しい農業のことです。

た

●W C S [ホールクロップサイレージ]

(だぶりゅーしーえす)

牧草及び飼料作物等をサイロ等に詰める、またはロール状に整形してプラスチックフィルムでラッピングすることで乳酸発酵させ、保存性を高めた飼料をサイレージといい、植物（飼料作物）の子実と茎葉部を混合してサイレージ化したものをホールクロップサイレージといいます。稲のホールクロップサイレージは、平成 20 年から、米の生産調整の取組として取り扱う米穀等に含まれるとともに、昨今の輸入飼料の高騰を背景として、作付拡大が図られています。

●地域産業 6 次化（ちいきさんぎょうろくじか）

農林水産業の 6 次産業化や農商工連携などの動きを発展させ、農林水産業と食品加工業や観光産業との連携を推進するなど、これまでの枠組みを超えた異業種や産学民官など多様な主体が連携・融合した新たな地域産業を創出する幅広い取組を「地域産業 6 次化」と定義し、戦略的に推進しています。

●中山間地域等直接支払事業

(ちゅうさんかんちいきとうちよくせつしはらいじぎょう)

中山間地域において、水源のかん養等の多面的機能を確保するため、耕作放棄地の発生防止など、適切な農業生産活動に対して、一定の条件の下で直接支払を実施する事業です。

●地理的表示（G I）保護制度

その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で生まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を地域の知的財産として保護する制度です。

●登熟（とうじゅく）

米、麦、豆類の種子が次第に発育・肥大していくことをいいます。

●特別栽培（とくべつさいばい）

化学肥料と化学合成農薬の使用量を、その地域の慣行栽培に比べて 5 割以上削減した栽培方法です。

な

●認定農業者（にんていのうぎょうしゃ）

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、経営者自らが、経営規模の拡大や生産方式の合理化等に関する経営改善計画を作成し、市町村長等の認定を受けた農業者のことです。

●農業産出額 [農業粗生産額]

(のうぎょうさんしゅつがく)

農業生産活動によって生産された最終産物の総生産額のことです。

は

●バイオマス

有機性（光合成によってつくり出される生物由来の）資源の総称です。バイオマスは、太陽、水、炭酸ガス、植物があれば繰り返し生産し、活用することができます。

●販売農家（はんばいのうか）

農家の中で、経営耕地面積が 30 アール以上、または農産物販売額が 50 万円以上の農家のことです。

●副業的農家（ふくぎょうてきのうか）

65 歳未満の農業従事 60 日以上の者がいない農家のことです。

や

●有機農業（ゆうきのうぎょう）

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、遺伝子組換え技術を利用しないこと、さらに農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した生産方式で行う農業のことです。

●遊休農地（ゆうきゅうのうち）

遊休農地とは、農地法において、①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、②その農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地（①を除く）と定義されています。

福島県農業・農村振興条例

目 次

前 文

第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）

第 2 章 農業及び農村の振興に関する基本施策

第 1 節 農業及び農村振興の基本方針（第 7 条）

第 2 節 農業及び農村振興の主要施策（第 8 条－第 18 条）

第 3 章 農業及び農村の振興に関する施策の推進（第 19 条－第 22 条）

附 則

福島県の農業及び農村は、緑豊かな恵まれた自然と広大な県土にはぐくまれ、食料の安定供給はもとより地域社会の形成と県民生活の向上に大きな役割を担うとともに、林業、水産業と連携を図りつつ、森・川・海とめぐる循環の理念の下、県土の保全にも重要な役割を果たしてきた。

近年、世界的な人口の増加による食料の不足、農産物の輸入自由化や食料の消費に関する構造の変化、農業就業人口の減少や高齢化及び耕作放棄地の増加、さらには新たな環境問題の発生など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。

このような状況の下で本県の農業を魅力あるものとし活力のある農村を築き上げるには、大消費地に近接するという地理的な優位性、さらには平坦な地域、中山間地域と多様な地域特性を生かしながら、中通り、会津、浜通りと地域ごとに特色ある農業の展開を図ることが重要である。

また、試験研究及び普及の充実を図り、創意工夫に富んだ意欲ある担い手を育成し、農地を適切に保全しつつ、生産経費の低減を図りながら、安全かつ良質な食料の供給に努めることはもちろん、県土の保全や環境を調和した農業を推進するとともに、良好な景観の形成といった農業及び農

村が有する多面的な機能を発揮することが重要である。

加えて、農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者自らの意欲はもとより、県民一人一人が農業に対する認識を共有しながら県産農産物の消費及び利用の促進を図ることが大切である。

こうした中で発生した東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）は、農業及び農村を取り巻く環境に重大な影響をもたらし、特に、原子力災害による放射性物質の影響は、甚大な被害をもたらした。この災害から立ち上がり、これを乗り越えていくため、本県の農業及び農村の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開することが重要である。

このような考え方に立って、福島県の農業及び農村を貴重な財産としてはぐくみ、将来に引き継ぐとともに、広くその振興の方策を明らかにするために、この条例を制定する。

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この条例は、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現を図るための基本となる事項を定め、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境と調和のとれた持続的に発展する農業の確立と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 農業は、その有する農産物の供給機能及び多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）第 3 条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこ

れらが効率的かつ安定的に組み合わせられた農業が確立されるとともに、その持続的な発展が図られなければならない。

2 農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農産物の供給機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備により、その振興が図られなければならない。

3 農業及び農村の振興は、安全な食料を安定的に供給することはもちろん、自然の有する循環機能の維持増進により、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。

4 東日本大震災により甚大な被害を受けた農業及び農村は、農産物の信頼回復及び活力ある農村復活のため、復興再生が図られなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、国、市町村、農業者及び農業関係団体並びに消費者等と連携を図り、農業及び農村に関する施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 県は、国に対して農業及び農村に関する施策の提言を積極的に行うよう努めるものとする。

（市町村の役割）

第4条 市町村は、当該市町村の自然的経済的社会的諸条件に応じた農業及び農村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（農業者及び農業関係団体の努力）

第5条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全かつ良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、農業及び農村の振興に関し積極的に取り組むよう努めるものとする。

（県民の役割）

第6条 県民は、農業及び農村に対する理解と関心を深め、農業及び農村への認識を広く共有するとともに、県産農産物の消費及び利用を進めることにより、農業及び農村の振興への協力に

努めるものとする。

第2章 農業及び農村の振興に関する

基本施策

第1節 農業及び農村振興の基本方針

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

一 農業の担い手の育成及び確保並びに地域の特性を生かした農業を促進すること。

二 魅力ある農業経営及び収益性の高い地域農業の確立を図ること。

三 安全かつ良質な食料供給の確立を図るとともに健全な食生活の普及及び定着に努めること。

四 環境と調和し持続的に発展する農業の確立を図るとともに林業及び水産業との連携に努めること。

五 豊かで住みやすく活力ある農村の構築を図ること。

第2節 農業及び農村振興の主要施策

（農業の担い手の確保等）

第8条 県は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、放射線への対応を含めた農業に関する教育及び研修の実施、就農支援その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、営農再開への支援その他必要な措置を講ずるものとする。

（農業経営の安定等）

第9条 県は、農業経営の安定及び多様化を図るため、農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

（農業生産性の向上）

第10条 県は、農業生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

（農業技術の向上等）

第 11 条 県は、放射線への対応を含めた農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全に対応した農業技術の開発等を推進するとともに、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、農業及び農村振興のため、農地の除染の着実な推進その他必要な措置を講ずるものとする。

（地域の特性を生かした農業の促進）

第 12 条 県は、地理的優位性、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、生産構造の変革の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

（農産物の販路の拡大等）

第 13 条 県は、農産物の付加価値の向上、広域的集荷体制の強化及び販路の拡大を図るため、県産農産物の安全性の確保、産地銘柄の確立、食品製造業等の農業に関する産業との連携強化の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、県産農産物の検査体制の更なる強化促進その他必要な措置を講ずるものとする。

（農業関係団体との連携強化）

第 14 条 県は、持続的に発展する農業の実現を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携を強化し、その活動に必要な支援措置を講ずるものとする。

（環境と調和した農業の推進）

第 15 条 県は、環境と調和し持続的に発展する農業の推進を図るため、農地の保全及び土、水、生物等の自然が有する循環機能の維持増進に必要な措置を講ずるものとする。

（都市と農村との交流の促進）

第 16 条 県は、活力ある農村の整備を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

（中山間地域等の総合的な振興）

第 17 条 県は、中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。以下同じ。）の総合的な振興を図るため、中山間地域等の農業生産基盤と生活環境を一体的に整備するとともに、地域資源を活用した産業の複合化を促進し、その他必要な措置を講ずるものとする。

（多面的機能に関する県民理解の促進）

第 18 条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、農業及び農村に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

第 3 章 農業及び農村の振興に関する 施策の推進

（基本計画の策定）

第 19 条 知事は、農業及び農村の振興に関する基本施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。

2 基本計画は、農業及び農村の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、福島県農業振興審議会の意見を聴かなければならない。

（年次報告）

第 20 条 知事は、毎年、福島県議会に農業及び農村の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第 21 条 県は、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（啓発）

第 22 条 県は、農業及び農村の振興に関する県民理解の促進のための啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔平成 13 年 3 月 27 日公布（施行）〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔平成 25 年 10 月 11 日公布（施行）〕